

# 山江村

第4期男女共同参画基本計画

2026年度～2030年度

や

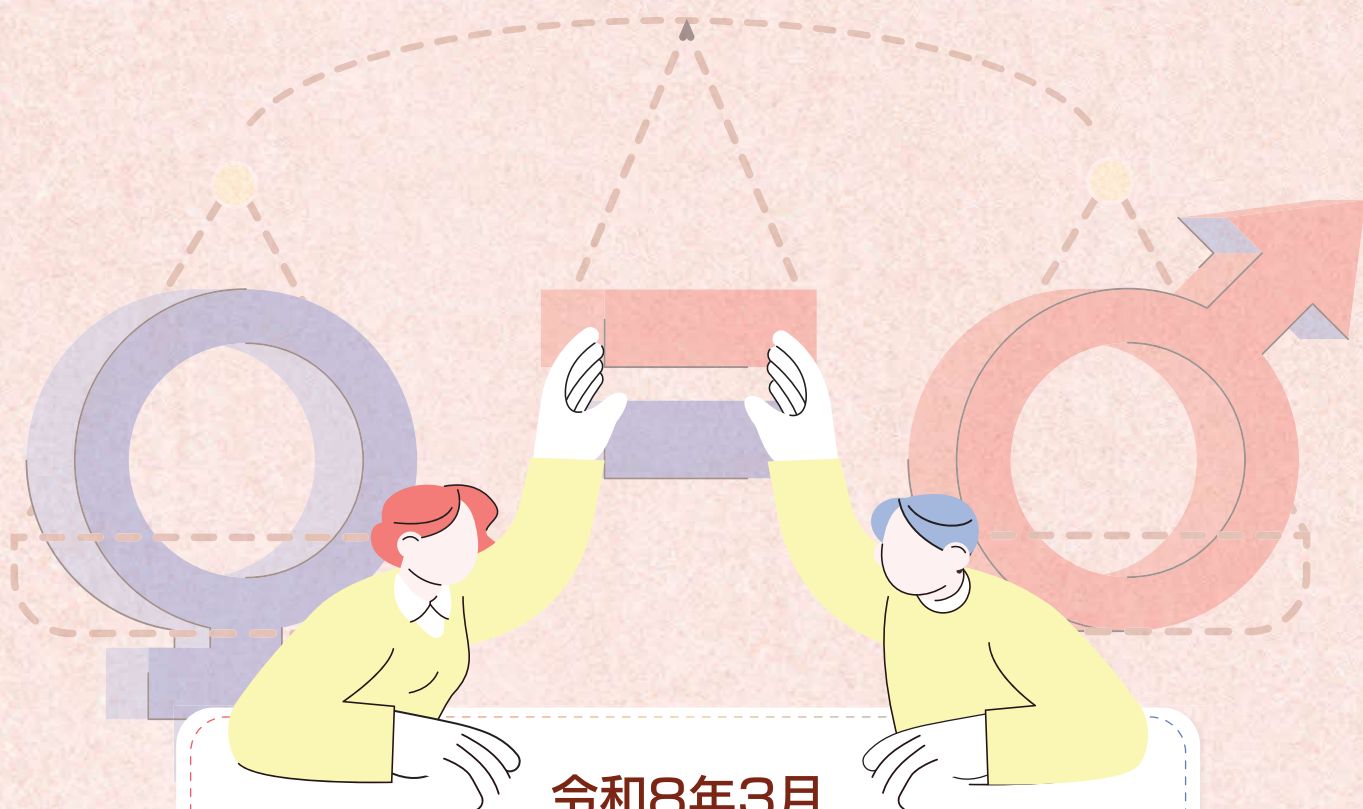
さしい心と希望を持ち

ま

わりのすべての人と一緒に

え

がおあふれる山江村



令和8年3月

熊本県 山江村



## はじめに



山江村では、平成23年に「山江村男女共同参画推進条例」を施行いたしました。この条例のもと、私たちは性別という枠にとらわれず、誰もが自分らしく輝ける社会を目指し、一步ずつ大切に歩みを進めてまいりました。

この度、第3期計画の締めくくりとして最新の村民意識調査を実施いたしました。その結果、これまでの私たちの歩みが着実に実を結び、古い考え方に縛られない、しなやかで新しい意識が村民の皆様お一人おひとりの心にしっかりと芽吹いていることを確認でき、大きな喜びと手応えを感じております。

もちろん、私たちの目の前にはまだ、意識の変化を実際の行動や社会の仕組みへと繋げていくという大切な課題が残されています。意思決定の場へのさらなる女性参画や、心の中に潜む「無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）」を解きほぐしていく取り組みは、山江村がより豊かに進化するための、いわば「希望への挑戦」です。

こうした歩みに加え、多様な性のあり方への理解や、あらゆる暴力を許さない安心な社会づくり、そして災害時に誰一人取り残さない視点など、時代の変化とともに、私たちが手を取り合って解決すべき課題も広がっています。

これらすべての想いを込め、令和8年度から令和12年度までを期間とする「山江村第4期男女共同参画基本計画」を策定いたしました。本計画では、私たちの目指す未来を象徴する新たな基本理念を掲げています。

「やさしい心と希望を持ち まわりのすべての人と一緒に えがおあふれる山江村」

この言葉には、性別や立場を超え、すべての人がお互いを慈しみ、支え合う中で、心からの笑顔が広がる村にしたいという、願いが込められています。

人口減少という大きな変化の中にありますが、これからの山江村を創るのは、枠にとらわれず個性と能力を最大限に発揮する、村民の皆様お一人おひとりです。皆様が自分らしく輝くことこそが、持続可能な未来を築く、何よりも強く揺るぎない力となります。

結びに、本計画の策定にあたり、熱意あふれるご審議をいただきました山江村男女共同参画審議会の委員の皆様、そして地域から温かいご意見をお寄せいただいた村民の皆様に心より感謝を申し上げます。皆様と一緒に、笑顔と希望に満ちた新しい山江村を創り上げていくことを楽しみに、私のご挨拶といたします。

令和8年3月

山江村長 内山 慶治

# 目次

<b>第1章 計画策定にあたって</b> .....	<b>1</b>
1 計画策定の趣旨.....	2
2 計画の位置づけ.....	3
3 計画の期間.....	4
4 計画策定の体制.....	4
(1) 山江村男女共同参画審議会等における検討.....	4
(2) 山江村男女共同参画推進に関する村民・職員意識調査の実施.....	4
(3) パブリックコメントの実施.....	4
5 近年の男女共同参画の動向.....	5
(1) 国連と世界の動き.....	5
(2) 国の動き.....	6
(3) 熊本県の動き.....	9
(4) 山江村の動き.....	9
コラム①ジェンダー・ギャップ指数.....	10
<b>第2章 山江村の男女共同参画の現状と課題</b> .....	<b>11</b>
1 統計からみる現状.....	12
(1) 人口・人口動態.....	12
(2) 雇用・就労状況.....	16
(3) 政策・方針決定過程の場.....	19
2 第3期計画の点検・評価.....	20
(1) 数値目標の達成状況.....	20
(2) 施策の点検・評価.....	22
3 アンケートからみる課題.....	25
(1) 性別役割分担意識.....	25
(2) 男女の地位の平等感.....	26
(3) 学校教育のなかでの取り組み.....	29
(4) 政策決定の場における取り組み.....	30
(5) 家庭における役割.....	33
(6) 災害時の取り組み.....	35
(7) ワーク・ライフ・バランスについて.....	36

(8) パートナーからの暴力について.....	40
(9) 言葉の認知状況.....	42
4 課題の整理.....	43
(1) 意識づくり.....	43
(2) だれもが安心して暮らせる社会づくり.....	43
(3) すべての人が参画する社会づくり.....	44
(4) 女性が活躍し、すべての人が働きやすい環境づくり.....	44

<b>第3章 計画の基本的な考え方.....</b>	<b>45</b>
----------------------------	-----------

1 基本理念.....	46
2 基本目標.....	47
3 取り組みの体系.....	48

<b>第4章 計画の内容.....</b>	<b>49</b>
-----------------------	-----------

基本目標1 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり.....	50
(1) アンコンシャス・バイアス、女性の参画意識高揚啓発.....	50
(2) 学校等における男女共同参画の推進.....	51
(3) 生涯学習における男女共同参画の推進.....	52
(4) 性の多様性についての理解促進.....	53
コラム②LGBTQ+.....	53
基本目標2 だれもが安心して暮らせる社会づくり.....	54
(1) 学び直しや就労支援を通じた暮らしの安定化支援策.....	54
(2) 生涯を通じた心と体の健康づくりの推進.....	55
(3) 生活に困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境づくり.....	56
基本目標3 すべての人がともに参画する社会づくり.....	57
(1) 村の政策・方針決定過程への女性の参画の推進.....	57
(2) 家庭における男女共同参画の推進.....	57
(3) 地域における男女共同参画の推進.....	58
(4) 防災・災害対策における男女共同参画の推進.....	59
基本目標4 だれもがともに働きやすい環境づくり.....	60
(1) 女性の活躍を支える環境の整備.....	60
(2) 仕事と家庭・地域生活の両立支援.....	61
(3) 働く場における男女共同参画の推進.....	61
基本目標5 パートナー間の暴力を許さない対策の充実.....	63
(1) DVの防止に向けた情報提供や啓発.....	63
(2) 相談窓口の周知徹底と相談・連携体制の整備・充実.....	64
(3) 被害者に対する支援の推進.....	64

コラム③ 性的被害の相談窓口.....	65
コラム④アンコンシャス・バイアス.....	66

第5章 計画の数値目標.....	67
------------------	----

第6章 計画の推進体制.....	69
------------------	----

1 推進体制の整備.....	70
(1) 庁内推進体制.....	70
(2) 庁外推進体制.....	70
2 連携体制の整備.....	70
(1) 各種団体等との連携.....	70
(2) 国・県等との連携.....	70
3 計画の進捗管理.....	70

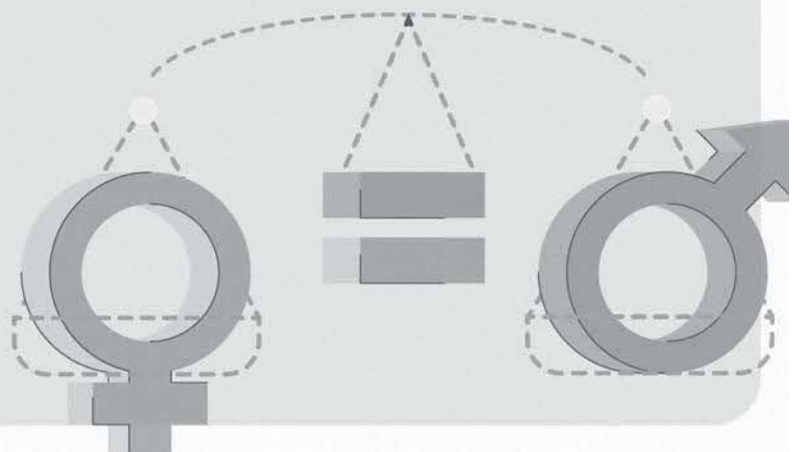
資料編.....	71
----------	----

1 山江村男女共同参画推進条例.....	72
2 山江村男女共同参画審議会委員名簿.....	75
3 山江村男女共同参画推進庁内委員会設置要綱.....	76
4 山江村男女共同参画推進庁内委員会委員名簿.....	77
5 策定の経緯.....	77
6 用語解説.....	78
7 男女共同参画社会基本法.....	82
8 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律.....	88



# 第1章 計画策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画の期間
- 4 計画策定の体制
- 5 近年の男女共同参画の動向



# 第1章 計画策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

人口減少や高齢化社会の進行、経済の低迷や雇用環境の悪化など、社会情勢は変化し続けており、人々の価値観や生活のスタイルにも変化や多様性をもたらしています。

我が国においては、平成11（1999）年6月に「男女共同参画社会基本法」が公布・施行され、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国における最重要課題の一つとして位置づけ、さまざまな取り組みを展開してきました。

本村では、すべての人が自らの意思で多様な生き方を選択でき、自分らしく生きる喜びを実感することができる男女共同参画社会の実現に向けて、平成23（2011）年4月1日に「山江村男女共同参画推進条例」を施行しました。また、平成28（2016）年には、「山江村第2期男女共同参画基本計画」、令和3（2021）年には「山江村第3期男女共同参画基本計画（以下、前回計画という。）」を策定し、行政、村民、事業所等が協働して男女共同参画を総合的・計画的に推進してきました。

しかしながら、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣習や社会制度・慣行は依然として根強く残っているとともに、男女がともに家庭生活と仕事、地域・社会活動を両立しやすい環境整備や政策・方針決定過程への女性の参画拡大等、多くの課題が残っています。

また、性別は「男性」「女性」の2つに限らず、LGBTQ+の方々への配慮も必要です。

全国的にみると、令和7（2025）年には憲政史上初の女性首相が誕生した一方、人口減少や高齢化社会の進行、経済の低迷と雇用環境の悪化、さらには配偶者等からの暴力の深刻化、そして度重なる地震や豪雨等の災害経験から、男女共同参画の視点に立った防災対策や災害復興の取り組みと、新たな課題への対応が必要となっており、本村においても、これらの新たな課題に対応する必要があります。

このような状況を踏まえ、これまでの取り組みの成果、村民の意識および社会経済状況の変化等を反映した、「山江村第4期男女共同参画基本計画（令和8年度～令和12年度）」（以下、本計画という。）を策定します。

## 2 計画の位置づけ

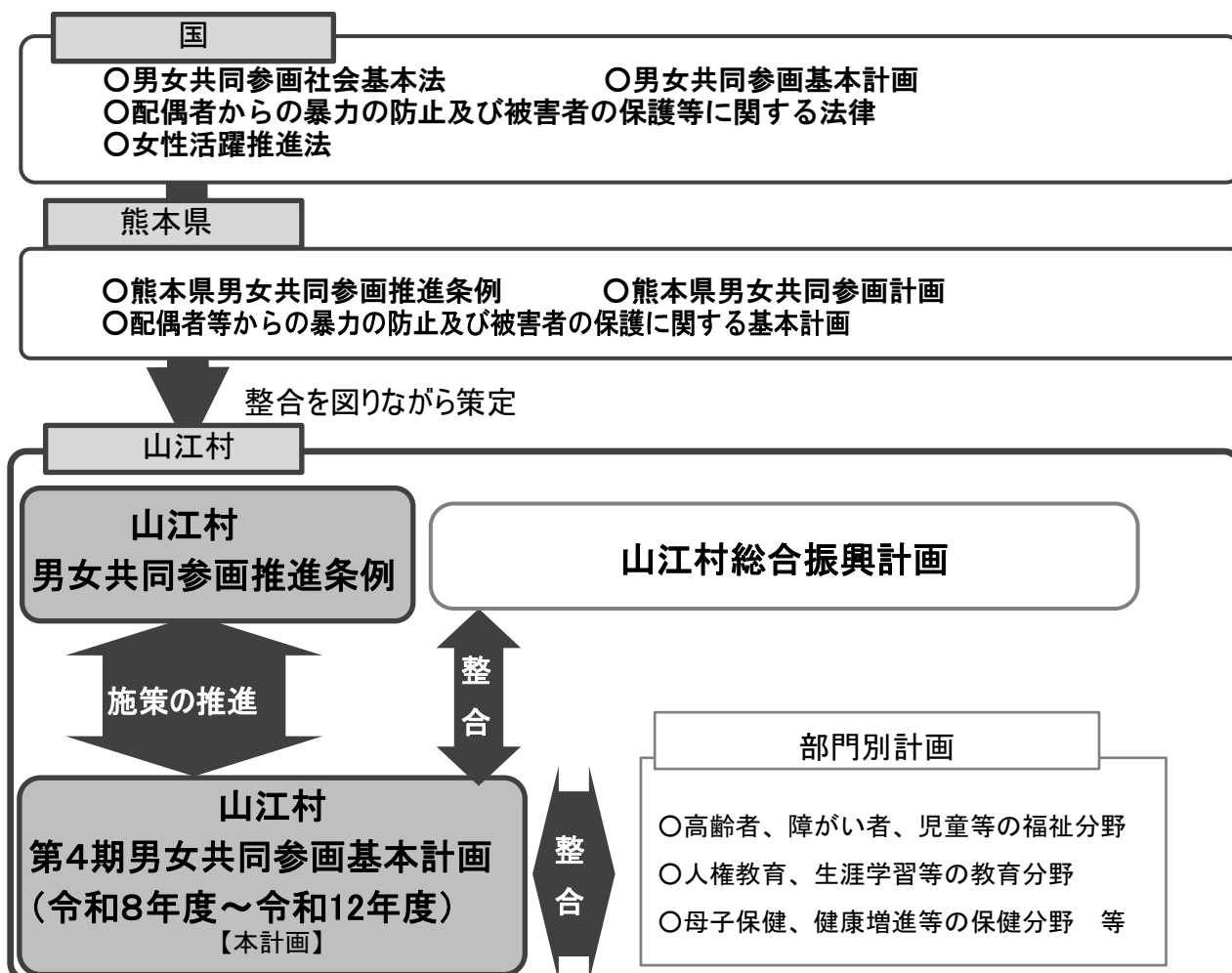
○本計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」として位置づけられるものであり、「山江村男女共同参画推進条例」第9条に基づく、本村の男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に進めていくための基本計画です。

○「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（改正DV防止法）」第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」として位置づけます。

○「女性活躍推進法」第6条第2項に基づく「当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（市町村女性活躍推進計画）」を包含した計画と位置づけます。

○本計画は、国の「男女共同参画基本計画」および県の「熊本県男女共同参画計画」、「熊本県配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」を勘案した計画です。

○本計画は、「第6次山江村総合振興計画」との整合を図り、他の部門別計画とも関連性を持ちながら策定する計画です。



### 3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和8（2026）年度から 令和12（2030）年度までの5年間とします。

ただし、国内外の動向や社会情勢の変化、計画期間中における取り組みの進捗状況を考慮し、柔軟に見直しを行います。

### 4 計画策定の体制

#### （1）山江村男女共同参画審議会等における検討

本計画の策定にあたっては、総合的な観点からの検討および村民参画による計画づくりが必要であるため、関係団体等の代表から構成される山江村男女共同参画審議会、庁内の男女共同参画社会づくりに関わる施策や事業を担う課から構成された男女共同参画推進庁内委員会において、男女共同参画推進における課題や今後の方向性を協議しました。

#### （2）山江村男女共同参画推進に関する村民・職員意識調査の実施

計画策定にあたり、基礎資料とするため村民と職員を対象とした調査を実施し、男女共同参画に対する考え方や意識等の実態を把握しました。

##### ■ 村民意識調査及び職員意識調査の配布・回収状況

調査の種類	調査対象	調査対象数 (配布数)	回収数	回収率
山江村男女共同参画推進に関する村民意識調査	山江村に居住する満 15 歳以上の村民	1,000 人	267 件	26.7%
男女共同参画推進に関する職員意識調査	職員	99 人	63 件	63.6%

#### （3）パブリックコメントの実施

募集期間	概要
令和8年3月6日～ 令和8年3月15日	村ホームページに掲載、村役場健康福祉課で供覧

## 5 近年の男女共同参画の動向

### (1) 国連と世界の動き

#### ● 女子差別撤廃委員会による我が国へ勧告

国連の女子差別撤廃委員会は2024年10月、スイス・ジュネーブの国連欧州本部で8年ぶりの日本政府の対面審査を行い、最終見解をまとめました。結婚年齢の格差解消や、女性の再婚禁止期間廃止を実現する法改正などを評価する一方、政治・経済分野の男女格差など、幅広い分野で改善を勧告しました。

#### ● 「北京+30」(第69回国連女性の地位委員会)

令和7年(2025年)には、第4回世界女性会議で「北京宣言・行動綱領」が採択されてから30周年(「北京+30」)となることから、第69回国連女性の地位委員会(CSW)が米・ニューヨークの国連本部で開催されました。

女子教育の普及やジェンダー視点の導入拡大など進展があった一方、労働市場での不平等や賃金格差、無意識の偏見と制度的障壁など、依然として残る課題が報告されました。

#### ● 「ジェンダー・ギャップ(GGI)」発表

2025年6月に世界経済フォーラム(WEF)が公表した「ジェンダー・ギャップ指数」では、日本の順位は148カ国中118位にとどまりました。

特に男女格差が大きいのが政治で、次が経済分野となっています。政治分野の順位は125位、経済分野は112位でした。世界経済フォーラムは、2006年以降の継続したデータがある100カ国のペースをもとに、「世界全体で完全なジェンダー公正を達成するには123年かかる」との見通しを示しています。

## (2) 国の動き

### ●「女性活躍推進法」の改正

女性活躍推進法（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律）の改正が令和8年（2026年）に施行されます。常時雇用する労働者が101人以上の企業に対して、女性管理職比率や男女間の賃金差異の公開が事業主に義務付けられます。従業員数301人以上の企業は、次の4項目以上の情報公表が義務付けられます。

- ・男女間賃金差異
- ・女性管理職比率
- ・女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- ・職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

また、職場における女性の健康上の特性にかかわる取り組みが望ましいとされました。例えば、職場におけるヘルスリテラシー向上のための取組、休暇制度の充実・柔軟な働き方の実現、健康課題を相談しやすい体制づくりなどです。

同法は令和8年（2026年）までの10年間の時限立法でしたが、10年間延長され、令和18年（2036年）までとされました。

### ●「DV法」の改正

改正DV防止法（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律）が令和6年（2024年）、施行されました。接近禁止命令等の申し立てをすることができる被害者について、配偶者からの「身体に対する暴力を受けた者、『生命又は身体』に対する加害の告知による脅迫を受けた者」に加えて、『自由、名誉又は財産』に対する加害の告知による脅迫を受けた者」が追加されました。

保護命令のうち、接近禁止命令の対象がこれまでの身体的DVだけでなく、精神的、性的、経済的DVに広がりました。

電話等禁止命令の対象行為に、緊急時以外の連続した文書の送付やSNS等の送信、性的羞恥心を害する電磁的記録の送信、位置情報の無承諾取得が追加されました。

被害者と同居する未成年の子への接近禁止命令の要件を満たす場合について、子への電話等禁止命令が創設されました。

また、接近禁止命令の期間は6か月間から1年間に長くなり、罰則も強化されました。オンラインでの保護命令申請も可能となっています。

## ●「女性支援新法」が施行

「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」(女性支援新法)が令和6年(2024年)4月に施行されました。女性をめぐる課題は生活困窮、性暴力、性犯罪被害、家庭関係破綻など複雑化、多様化、複合化しており、孤独・孤立対策という視点も含め、新たな女性支援強化が打ち出されました。女性支援の根拠法を、「売春をなすおそれのある女子の保護更生」を目的とする売春防止法から脱却させ、先駆的な女性支援を実践する「民間団体との協働」といった視点を取り入れた新たな支援の枠組みとなります。

「女性の福祉」、「人権の尊重や擁護」、「男女平等」といった視点に立ち、困難な問題を抱える女性一人一人のニーズに応じて、本人の立場に寄り添って、切れ目のない包括的な支援を行います。

## ●「育児・介護休業法」の改正

育児・介護休業法(育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律)が改正され、令和7年(2025年)4月から段階的に施行されます。子の看護休暇について、対象となる子どもが「小学校就学の始期に達するまで」から「小学校3年生修了まで」に拡大されました。取得事由について、病気・けが、予防接種・健康診断に加えて、「感染症に伴う学級閉鎖等」「入園(入学)式、卒園式」も対象となりました。

残業免除の対象は「3歳未満」から「小学校就学前」の子を育てる労働者に拡大されました。また、短時間勤務制度(3歳未満)の代替措置にテレワークが追加されました。

育児期の柔軟な働き方を実現するための措置として、事業主は3歳から小学校就学前の子を育てる人に対して、次の5つの中から2つ以上の措置を講ずることとなりました。

- ・ 始業時刻等の変更
- ・ テレワーク等(10日以上/月)
- ・ 保育施設の設置運営等
- ・ 就業しつつ子を養育することを容易にするための休暇  
(養育両立支援休暇の付与(10日以上/年))
- ・ 短時間勤務制度

介護休暇を取得できる労働者の要件について、「継続雇用期間6か月未満」は除外されていましたが、撤廃されました。

介護のため離職することを防止するため、事業主は次のいずれかの措置を講じるこ

ととなりました。

- ・介護休業・介護両立支援制度等に関する研修の実施
- ・介護休業・介護両立支援制度等に関する相談体制の整備（相談窓口設置）
- ・自社の労働者の介護休業取得・介護両立支援制度等の利用の事例の収集・提供
- ・自社の労働者へ介護休業・介護両立支援制度等の利用の促進に関する方針の周知

## ●「刑法」の改正

刑法の性犯罪に関する規定が令和5年（2023年）7月に改正されました。強制性交罪と準強制性交罪を統合し、「不同意性交罪」に改められました。暴行や脅迫、薬物、立場による影響力などが原因となって、同意しない意思を形成したり、表明したり、全うすることが難しい状態で性交等やわいせつな行為をすると、不同意性交罪や不同意わいせつ罪として処罰されることになりました。

性行為に同意するかを自分で判断できるとみなす「性交同意年齢」は、13歳から16歳に引き上げられました。16歳未満との性行為は、同意の有無にかかわらず、処罰されます。

また、16歳未満の人に対して、わいせつ目的でうそをついたり、金銭を渡すと言ったりして会うことを要求することや、性的な画像を撮影して送信することを要求することも、処罰の対象となりました。

正当な理由なく、人の性的な部位や下着などをひそかに撮影する行為も「撮影罪」となります。

## ●「女性版骨太の方針2025」決定

女性版骨太の方針2025(女性活躍・男女共同参画の重点方針2025)が令和7年(2025年)6月に閣議決定しました。「いつでも・どこにいても、誰もが自分らしく生きがいを持って生きられる社会」の実現を目指すとしています。次の5つが柱となっています。

- ・女性に選ばれ、女性が活躍できる地域づくり
- ・すべての人が希望に応じて働くことができる環境づくり
- ・あらゆる分野の意思決定層における女性の参画拡大
- ・個人の尊厳が守られ、安心・安全が確保される社会の実現
- ・女性活躍・男女共同参画の取り組みの一層の加速化

### (3) 熊本県の動き

熊本県では、平成14年（2002年）に「熊本県男女共同参画推進条例」が施行され、また同年に、くまもと県民交流館「パレア」の開館に伴い「熊本県男女共同参画センター」が設置されました。

平成26（2014）年には県内の経済界をはじめとする関係機関・団体など産学官の多様なメンバーの連携による「熊本県女性の社会参画加速化会議」を設置し、女性の活躍をさらに加速化させるためさまざまな事業を進めています。

同会議において、各参加団体が連携して取り組む施策・事業等を取りまとめた「熊本県女性の社会参画加速化戦略」を平成27年（2015年）に策定しました。

令和3年（2021年）には、「第5次熊本県男女共同参画計画」を策定し、「男女が互いを尊重し支えあう、多様性に富んだ持続可能な社会の実現」を基本目標に、4つの重点目標を掲げ、男女共同参画社会の実現につながる取り組みを進めています。

### (4) 山江村の動き

村は、平成23（2011）年4月1日に「山江村男女共同参画推進条例」を施行し、この条例に基づき、村民一人ひとりがそれぞれの立場で、男女共同参画社会の構築に向けて取り組むため、「山江村男女共同参画基本計画」を策定しています。

この計画の大きな目標として、本村における各種審議会等の女性委員の割合（登用率）の目標値を40%とし、政策・方針決定過程に、積極的な女性の意見を反映させるための取り組みを進めることとしており、平成25年度には、男女共同参画審議会において、各種審議会における女性の登用率40%達成を目指すうえでの要望書を村へ提出しています。また、審議会委員及び役場職員の知識・意識の高揚のための研修を実施しました。

その後、令和3（2021）年3月に現状・課題及びこれまでの取り組みの評価を踏まえ、「山江村第3期男女共同参画基本計画」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けて各種施策を推進しています。

## コラム①ジェンダー・ギャップ指数

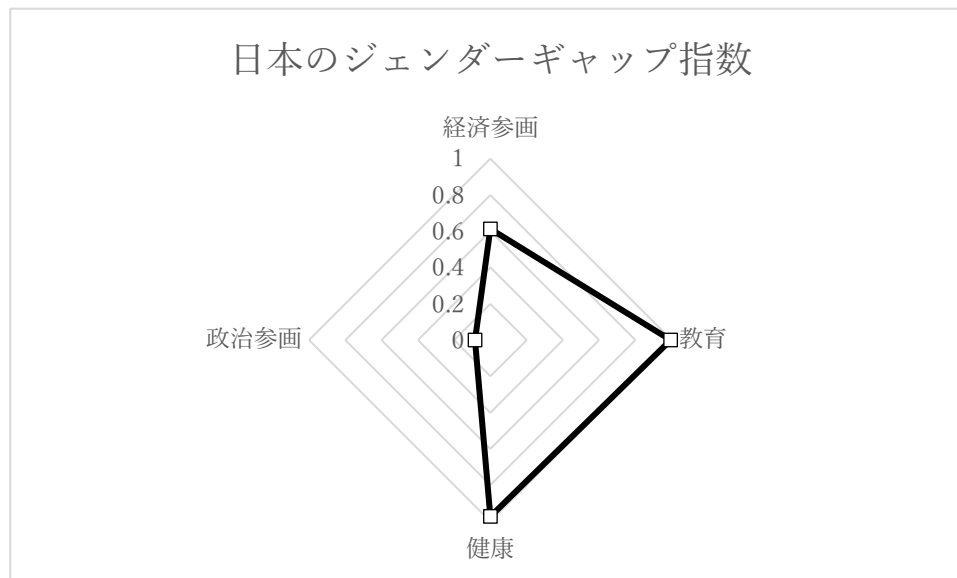
### ※ジェンダー・ギャップ指数（GGI） 日本は118位

世界経済フォーラムが、経済、教育、健康、政治の分野ごとに、さまざまなデータをもとに算出しています。1が完全平等、0が完全不平等を表しており、1に近いほど、順位が高くなります。

2025年に発表された日本の指数は「0.666」で、148カ国中118位でした。識字率の男女比は教育就学率の男女比などをもとにした教育分野では0.994、出生児性比や健康寿命の男女比をもとにした健康分野では0.973と世界トップクラスでした。

一方、労働参加率の男女比や同一労働における賃金の男女格差から算出した経済参画分野は0.613、国会議員の男女比や閣僚の男女比をもとにした政治参画分野は0.085と低い値となりました。

三浦まり上智大法学部教授らの「地域からジェンダー平等研究会」がまとめた都道府県版ジェンダー・ギャップ指数によると、熊本県は経済分野で0.435と、47都道府県中9位でしたが、教育は0.615で28位、行政は0.289で29位、政治は0.163で37位でした。市区町村議会の男女比は0.124で43位でした。



出典：内閣府男女共同参画局

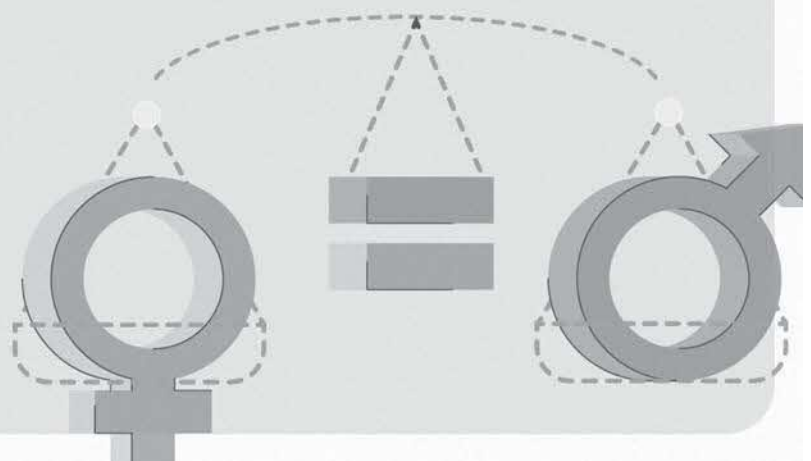
[https://www.gender.go.jp/international/int\\_syogaikoku/int\\_shihyo/index.html](https://www.gender.go.jp/international/int_syogaikoku/int_shihyo/index.html)

共同通信社都道府県版ジェンダー・ギャップ指数

<https://digital.kyodonews.jp/gender2025>

## 第2章 山江村の男女共同参画の 現状と課題

- 1 統計からみる現状
- 2 第3期計画の点検・評価
- 3 アンケートからみる課題
- 4 課題の整理



## 第2章 山江村の男女共同参画の現状と課題

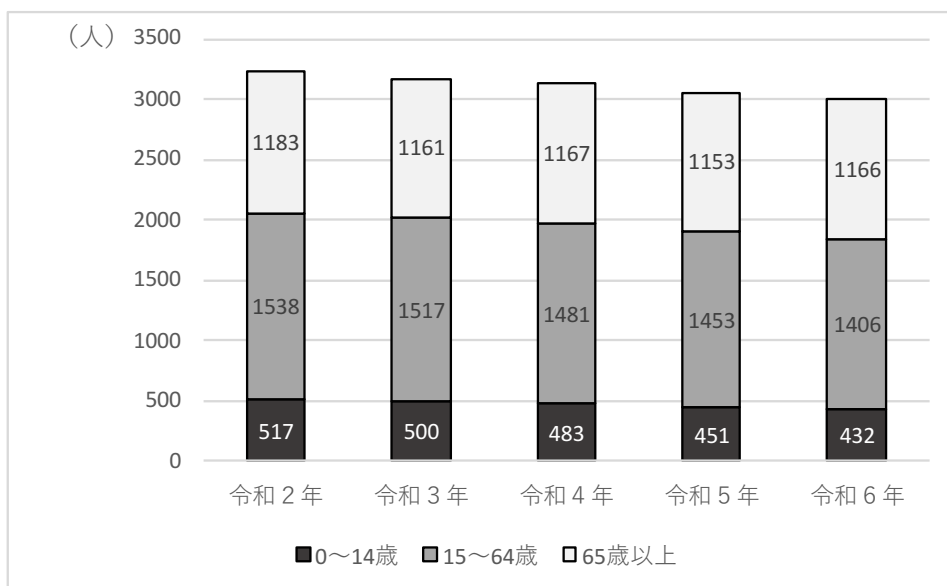
### 1 統計からみる現状

#### (1) 人口・人口動態

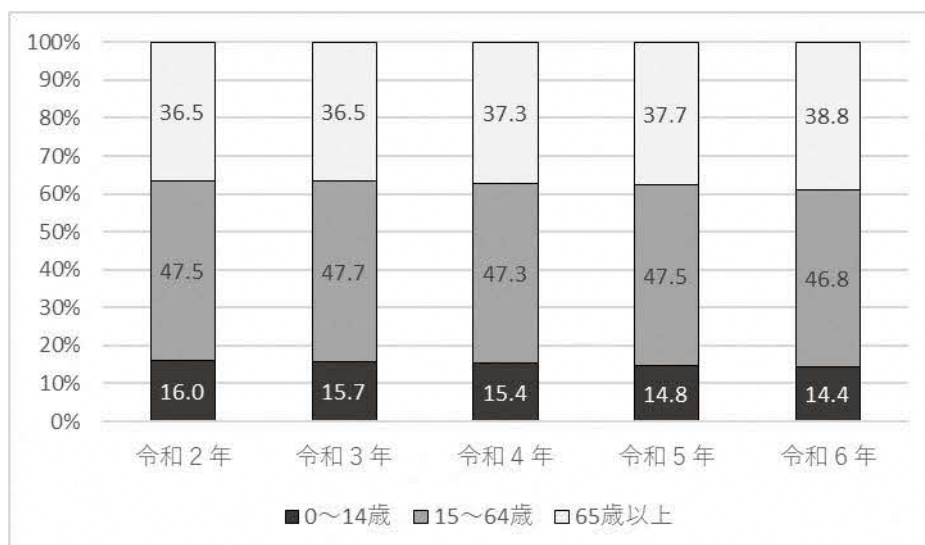
本村の総人口は令和8年2月現在、3,092人と年々減少しています。年齢3区分別で見ると、0～14歳、15～64歳の人数は減少していますが、65歳以上はほぼ横ばいのため、割合としてはやや高くなっています。

人口ピラミッドを見ると、20～24歳で大きく減少しています。60歳代人口が多く、若くなるにつれ減っています。75歳以上では女性の方が多くなっています。

##### ■年齢3区分別人口の推移

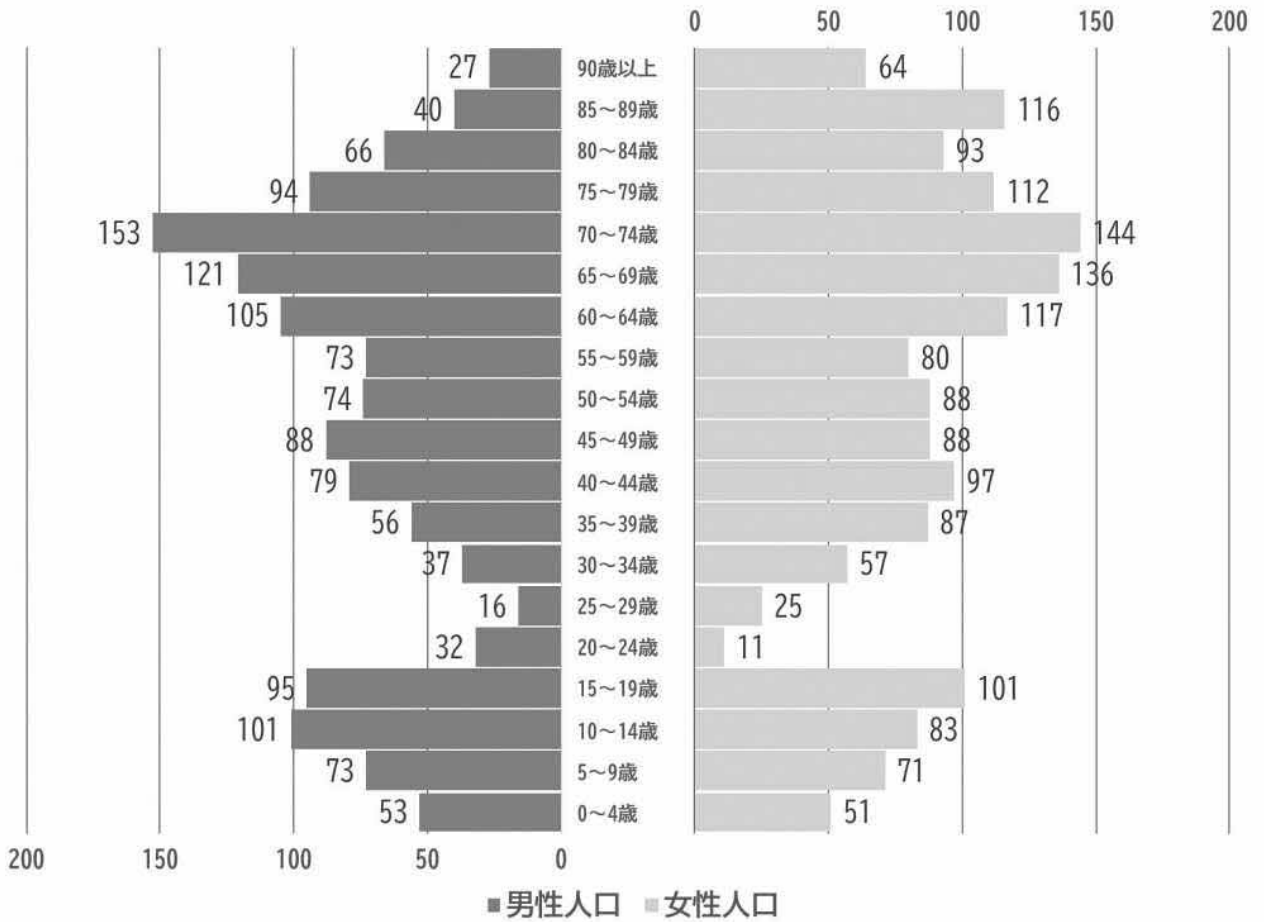


##### ■年齢3区分別人口割合の推移



資料：熊本県推計人口調査（年報）

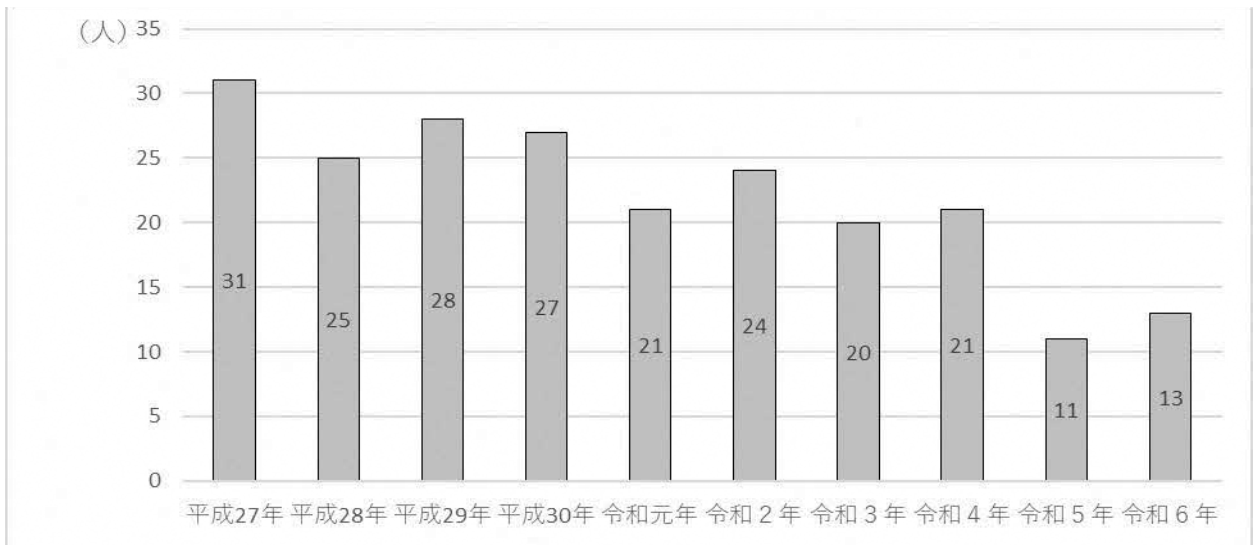
■人口ピラミッド



資料：熊本県推計人口調査（年報）（令和6年）

本村の出生数は増えたり減ったりしながら、傾向としては減少しています。平成27年には31人でしたが、令和6年には半分以下の13人となっています。

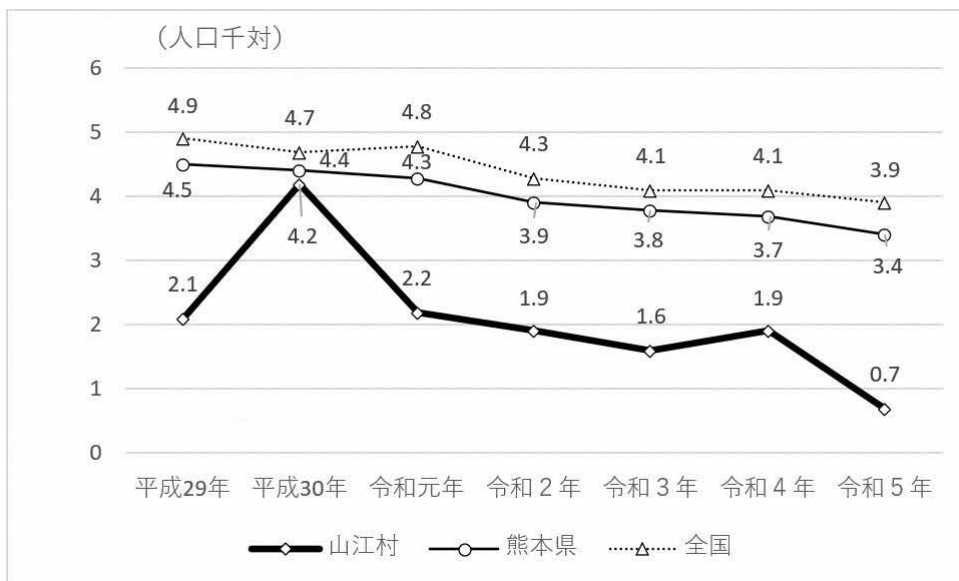
■出生数の推移



資料：熊本県推計人口調査（年報）

本村の婚姻率（人口千人対）は平成30年には4.2と前年の2倍に増加し、全国、熊本県の割合に近づきましたが、その後は低下し、令和2年以降は2を割っています。

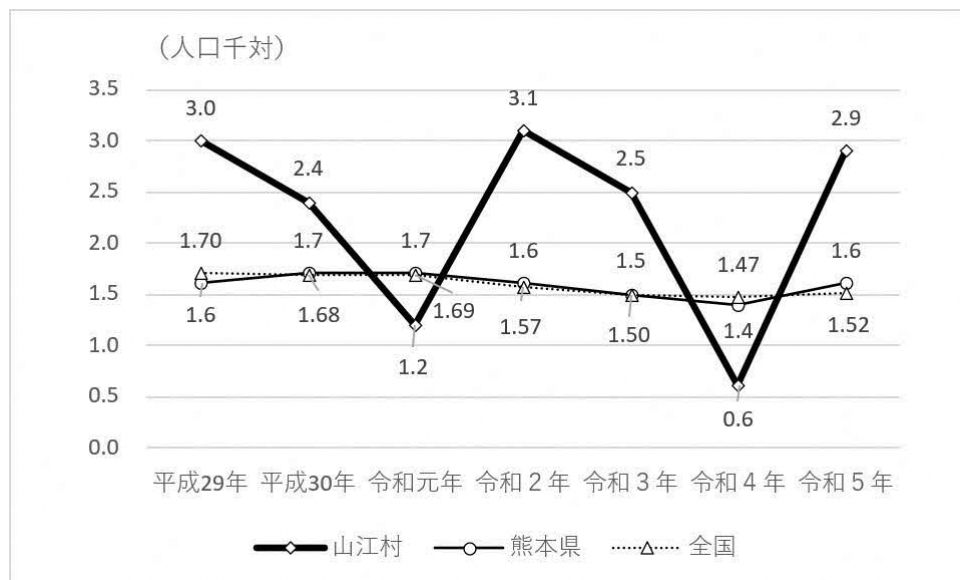
■婚姻率の状況



資料：山江村及び熊本県については熊本県HP「熊本くらしの指標100」より、  
全国については厚生労働省「人口動態調査」

一方、離婚率については、令和4年に0.6まで減少しましたが、令和5年には2.9と増加し、熊本県、全国よりも上回りました。

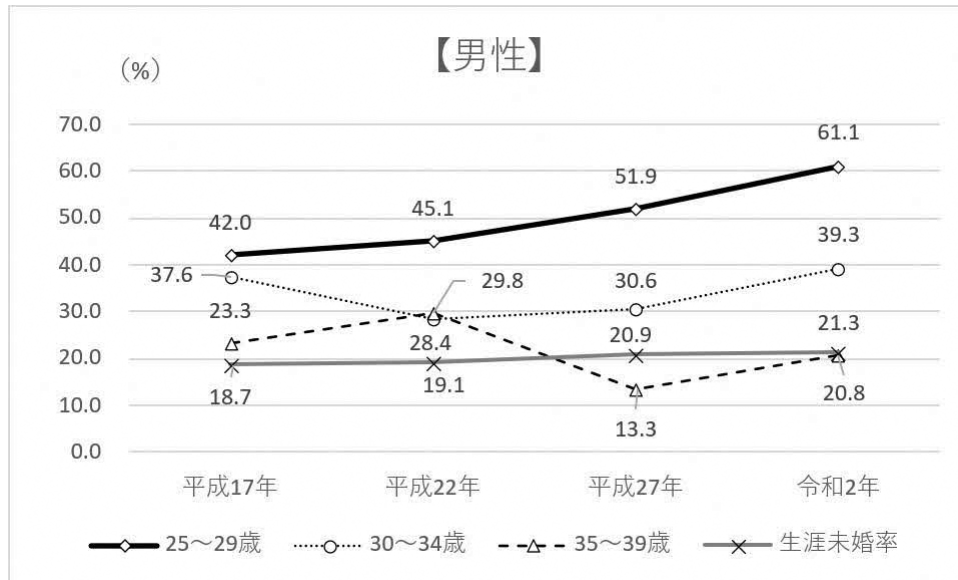
■離婚率の状況



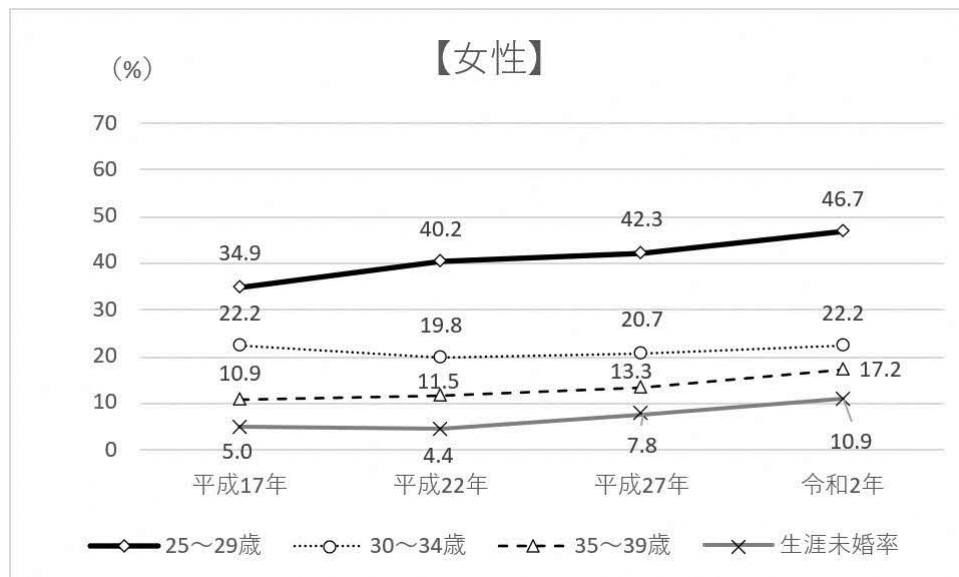
資料：山江村及び熊本県については熊本県HP「熊本くらしの指標100」より、  
全国については厚生労働省「人口動態調査」

男性の25～29歳の未婚率に関して、平成17年の42.0%から増加し、平成27年には51.9%と半数を超え、令和2年には61.1%と大きく増加しました。50歳時点の未婚率は令和2年で21.3%と、5人に1人に上ります。女性も25～29歳の未婚率が平成17年の34.9%から、令和2年には46.7%に増加しました。

■未婚率の推移



資料：国勢調査

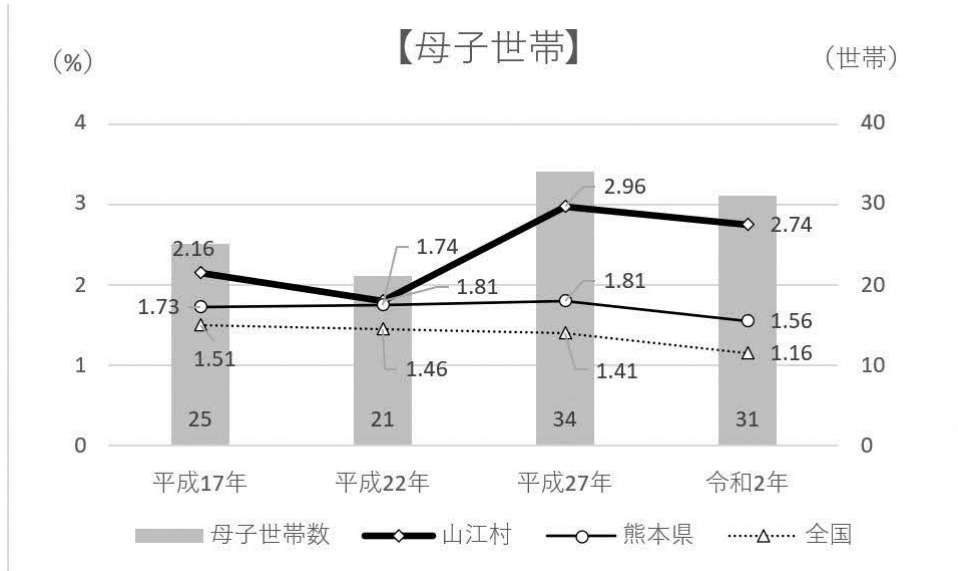


資料：国勢調査

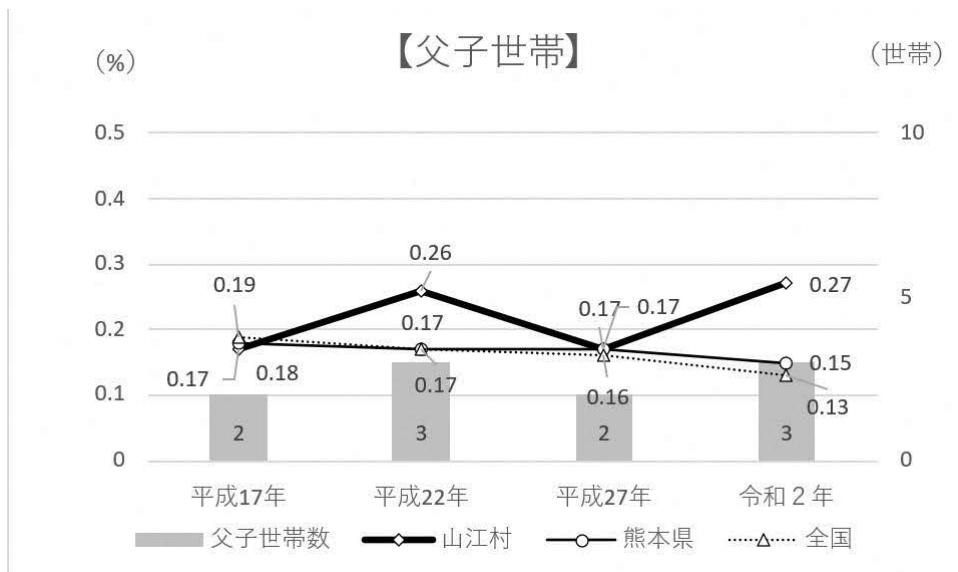
※「生涯未婚率」とは、「45～49歳」と「50～54歳」未婚率の平均値から、「50歳時」の未婚率（結婚したことがない人の割合）を算出したもの

本村のひとり親世帯数は、令和2年で母子世帯31世帯、父子世帯は3世帯となっています。一般世帯に占める割合は、母子世帯、父子世帯とも全国、熊本県より高めの傾向となっています。

■ひとり親世帯数の推移



資料：国勢調査



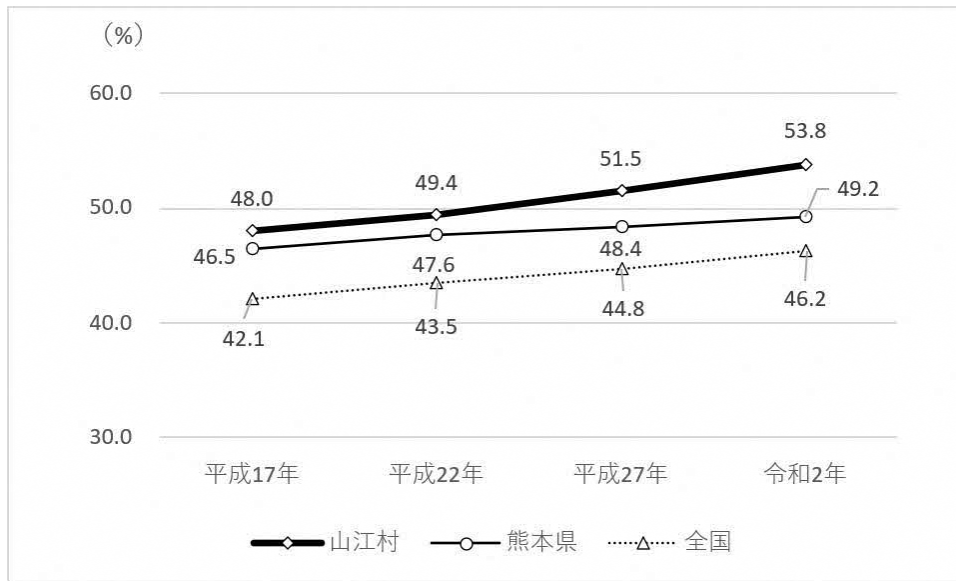
資料：国勢調査

## (2) 雇用・就労状況

雇用者に占める女性の割合をみると、全国的に増加傾向にあります。本村では平成17年は48.0%でしたが、令和2年には5.8ポイント増加して53.8%となっています。

女性の労働力率を年齢別にみると、平成17年は、結婚・出産期に当たる年代にいったん低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇する「M字カーブ」が見られましたが、平成22年以降は若干の増減はあるものの、ほとんど見られなくなりました。

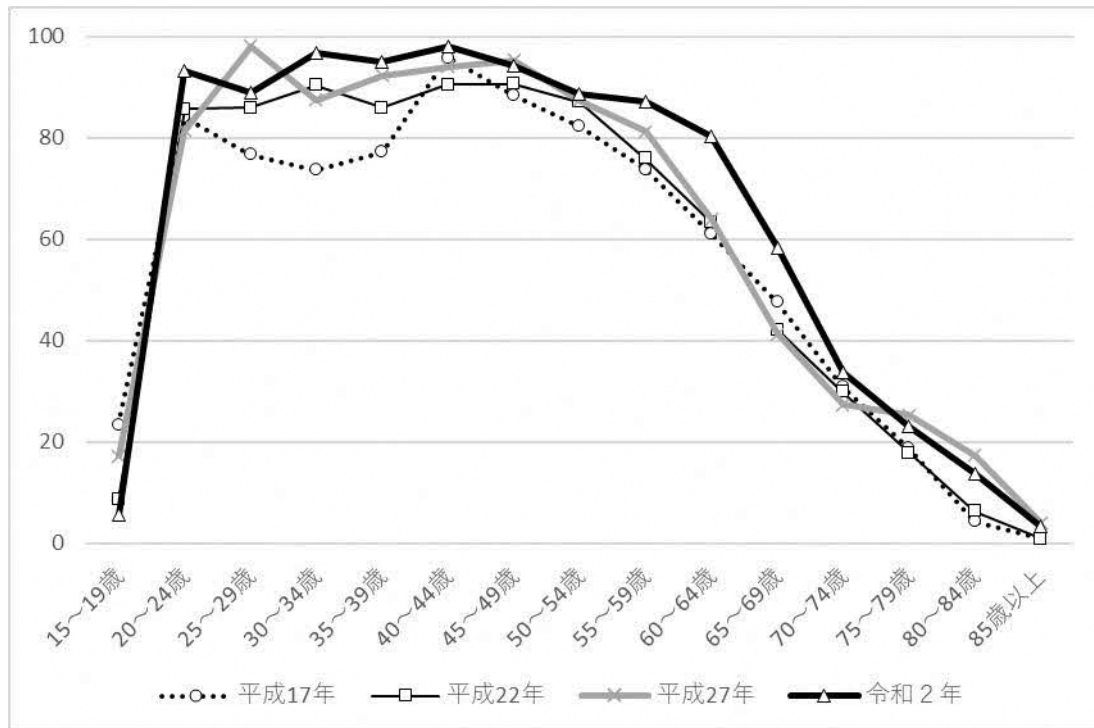
## ■女性雇用者割合の推移



資料：国勢調査

※「雇用者」とは、会社員・公務員・団体職員・個人商店の従業員・住み込みの家事手伝い・日々雇用されている人・臨時雇い等、会社・団体・個人や官公庁に雇用されている人（ここでは役員を含んでいる）

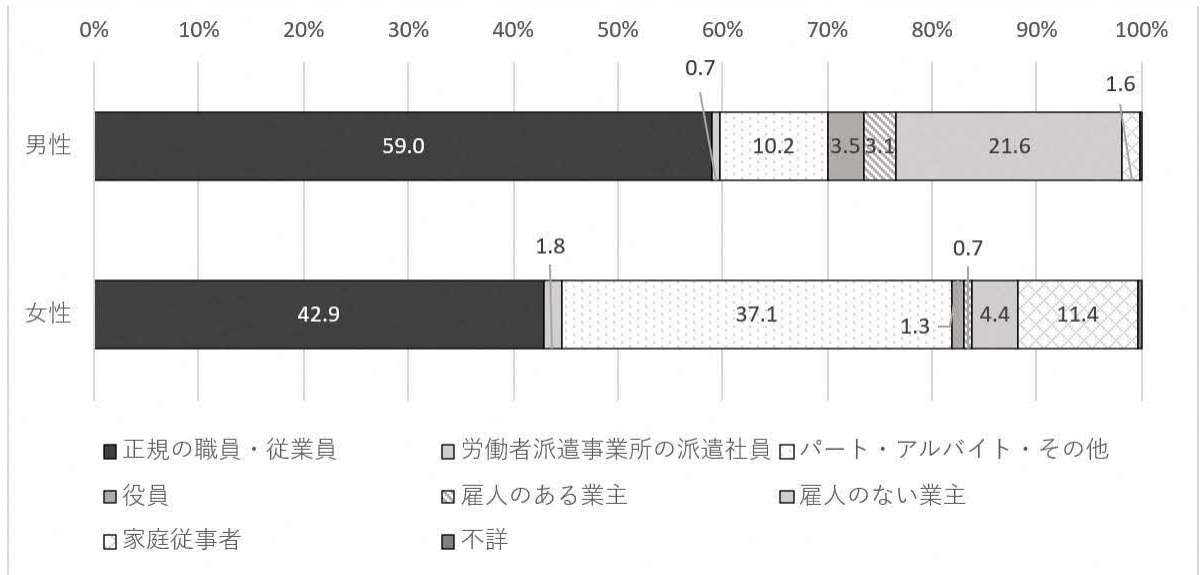
## ■女性の労働力率の推移



資料：国勢調査

本村の雇用者における従業上の地位の状況をみると、女性は男性より正規の職員・従業員の割合が低く、パート・アルバイト等の非正規の割合が高くなっています。

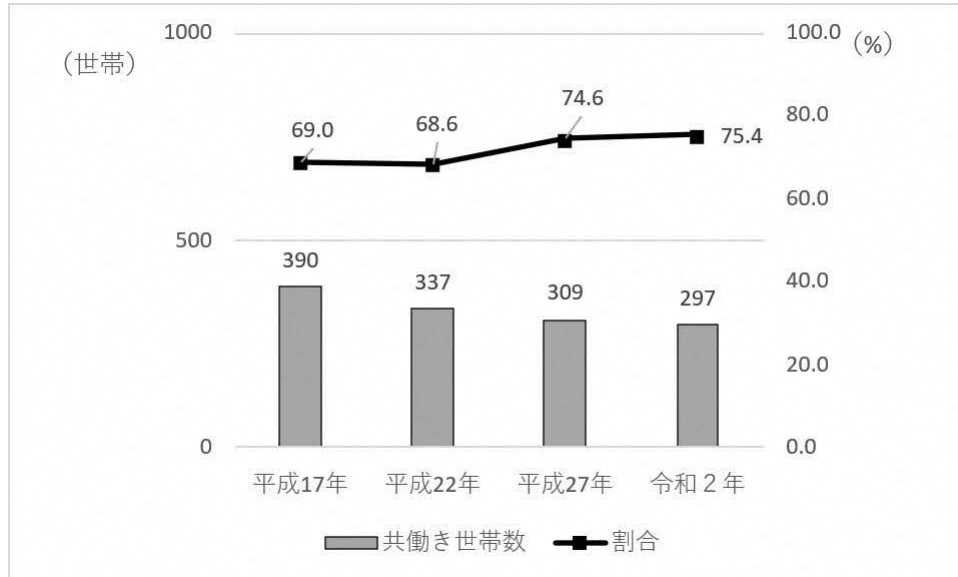
## ■ 従業上の地位の状況



資料：国勢調査

本村の子どもがいる夫婦の共働き世帯の割合をみると、平成17年から平成22年は減少しましたが、平成27年からはゆるやかに増加しています。

## ■ 子どもがいる夫婦の共働き世帯割合の推移



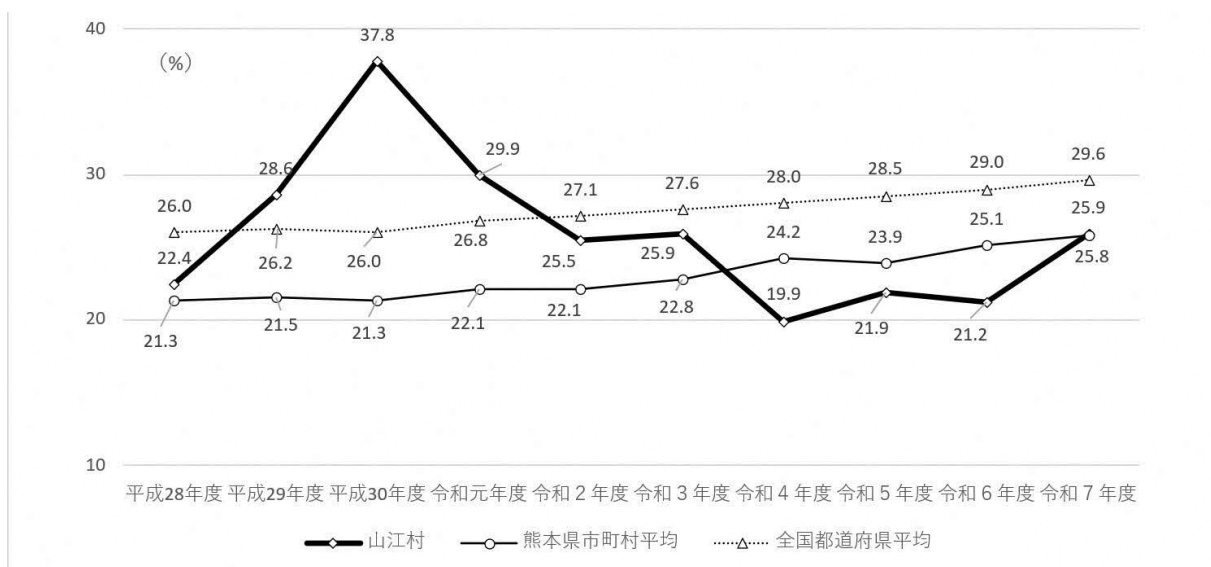
資料：国勢調査

### (3) 政策・方針決定過程の場

地方自治法に基づく本村の審議会等における女性割合をみると、平成30年度から減少傾向にありましたが、令和7年度は25.9%に増加しました。

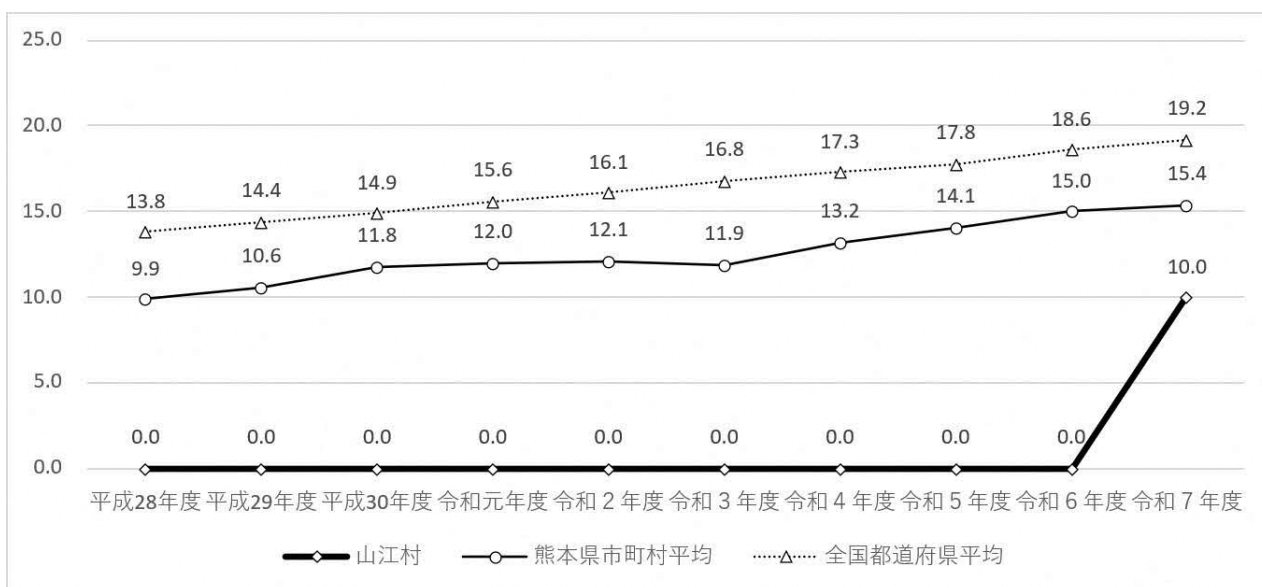
職員に占める女性管理職割合をみると、令和6年度までは0.0%で推移していましたが、令和7年度は10.0%となりました。

#### ■法律、政令および条例による審議会等（地方自治法〈第202条の3〉に基づく）における女性割合の推移



資料：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

#### ■職員に占める女性管理職割合の推移



資料：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

## 2 第3期計画の点検・評価

### (1) 数値目標の達成状況

第3期計画で設定した数値目標の達成状況は、以下のとおりです。

成果指標	基準値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)	現状値 (令和7年度)	達成率	評価
学校教育における男女平等達成感(全体)	52.0%	60.0%	52.2%	87.0%	○
同(15~29歳)		60.0%	59.3%	98.8%	○
同(30~49歳)		60.0%	60.0%	100%	◎
同(50~69歳)		60.0%	50.0%	83.3%	○
同(70~79歳)		60.0%	45.6%	76.0%	○
社会通念・慣習・しきたりなどにおける男女平等達成感	25.1%	40.0%	15.7%	39.25%	△
男女共同参画社会基本法の認知度	20.1%	30.0%	27.3%	91.0%	○
山江村第3期男女共同参画推進計画の認知度	-	30.0%	-	-	-
村広報紙、その他メディア等への男女共同参画社会づくり推進の記事等掲載の回数	-	6回	2回	33.3%	△
乳がん検診受診率	46.4% (令和元年度)	50.0%	45.6% (令和6年度)	98.3%	○
家庭生活における男女平等達成感	55.4%	70.0%	49.9%	71.28%	○
地域活動・社会活動の場での男女平等達成感	36.7%	50.0%	37.9%	75.8%	○
職場における男女平等達成感	41.6%	50.0%	42.3%	84.6%	○
男性料理教室の参加者数	46人 (令和元年度)	50人	33人 (令和6年度)	66.6%	○

村の審議会等における女性の登用率	29.9%	40.0%	25.9%	68.25%	○
区長に占める女性の割合	0 地区	3 地区	2 地区	66.7%	○
村役場の管理的地位にある職員（課長級以上）に占める女性の割合	0.0%	10.0%	10.0%	100%	◎
女性相談センターの認知度	25.1%	40.0%	28.5%	71.3%	○

## (2) 施策の点検・評価

以下の評価基準により、「山江村第3期男女共同参画基本計画」の施策評価を行いました。

### ■評価基準

評価	評価基準
◎	目標達成・計画以上に進展
○	順調に進展
△	進展が不十分
×	未着手・停滞

### 基本目標1 男女共同参画実現に向けた意識づくり

施策の達成状況	総合評価	
<p>4 施策のうち、◎評価が2件、○評価が2件となりました。</p> <p>「学校等における推進」および「生涯学習における推進」は、教職員研修やメディア・リテラシー向上等の取り組みが当初のイメージ通り展開されており、◎評価となりました。</p> <p>一方で、「意識啓発の推進」は、広報活動等は○評価なものの、依然として固定的性別役割分担意識が課題として残っていることから個別評価は○に留まりました。「性の多様性についての理解促進」についても、制服の選択制導入等の進展は見られるものの、相談体制の周知や学びの定着が今後の重要課題となっていることから○評価と判定しました。</p> <p>今後は、未着手項目の具体化や、関連する取組の統合・整理を図り、より効率的な推進を目指します。</p>	○	
個別施策	事業数	個別評価
(1) 男女共同参画に関する意識啓発の推進	4	○
(2) 学校等における男女共同参画の推進	2	◎
(3) 生涯学習における男女共同参画の推進	3	◎
(4) 性の多様性についての理解促進	1	○

## 基本目標2 誰もが安心して暮らせる社会づくり

施策の達成状況		総合評価
<p>2 施策いずれも○評価となりました。</p> <p>「生涯を通じた心と体の健康づくりの推進」では、「思春期を中心とした心の教育・性教育の推進」などが関係機関との連携を図りながら進められており、◎評価となりました。一方、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」という用語の認知度が低く、個別評価としては○となりました。</p> <p>令和6年4月に「こども家庭センター」を設置し、母子保健サービスの充実を図っており、○評価となっています。</p> <p>「生活に困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境づくり」については、おおむね○評価となりました。今後も、ひとり親家庭、高齢者、障がい者（児）、外国人への相談・支援体制の充実に努めます。</p>		○
個別施策	事業数	個別評価
(1) 生涯を通じた心と体の健康づくりの推進	4	○
(2) 生活に困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境づくり	5	○

## 基本目標3 男女がともに参画する社会づくり

施策の達成状況		総合評価
<p>4 施策のうち、○評価が2件、△評価が2件となりました。</p> <p>「村の政策・方針決定過程への女性の参画の推進」では、男女共同参画審議会の委員の女性比率は50%、水道事業運営協議会は40%となったものの、地方防災会議委員は14.4%、国保運営協議会は16.7%に留まっています。総合エネルギー検討委員会は0%でした。総合評価としては△と判定しました。</p> <p>「家庭における男女共同参画の推進」に関しては、育児や家事に積極的に関わっている男性の事例を広報誌等で紹介しているものの、依然として固定的な性別役割分担意識が残存しており、評価は△に留まりました。</p> <p>一方、「地域における男女共同参画の推進」「防災・災害対策における男女共同参画の推進」については、男女共同参画の視点を踏まえた防災教育が進められており、○評価となりました。</p> <p>今後は、各委員会の委員選任時に男女比率を考慮するとともに、地域における男女共同参画の周知・啓発に引き続き取り組みます。</p>		△
個別施策	事業数	個別評価
(1) 村の政策・方針決定過程への女性の参画の推進	2	△
(2) 家庭における男女共同参画の推進	3	△
(3) 地域における男女共同参画の推進	2	○
(4) 防災・災害対策における男女共同参画の推進	2	○

## 基本目標 4 女性が活躍し、男女がともに働きやすい環境づくり

施策の達成状況		総合評価
<p>3施策のうち、◎評価が1件、○評価が2件となりました。</p> <p>「女性の活躍を支える環境の整備」については、延長保育事業や病児・病後児保育事業の評価は◎だったものの、要介護認定者の増加や障がい者の親亡き後の支援に関する問題が増加しており、評価としては○となりました。</p> <p>「働く場における男女共同参画の推進」については、あらゆるハラスメント等の防止や、育児・介護休業法の制度活用の推進などの取り組みが進んでおり、◎評価と判定しました。</p> <p>今後も高齢者や障がい者福祉サービスの充実に努めるとともに、働き方改革を推進し、働きやすい職場環境づくりに向けた啓発活動を進めます。</p>		○
個別施策	事業数	個別評価
(1) 女性の活躍を支える環境の整備	3	○
(2) 仕事と家庭・地域生活の両立支援	1	○
(3) 働く場における男女共同参画の推進	6	◎

## 基本目標 5 男女間に対する暴力を許さない対策の充実

施策の達成状況		総合評価
<p>3施策いずれも○評価となりました。</p> <p>「DVの防止に向けた情報提供や啓発」は、青少年育成村民会等で性被害について取り上げ、住民の知識や認識の向上につなげるなどしており、◎評価でした。</p> <p>「相談・連携体制の整備・充実」では、保育・教育機関など各種関係機関と連携し、被害者の早期発見や通報の必要性についての理解が深まるよう、情報提供していますが、相談先の周知等の課題もあることから、○評価にとどまりました。</p> <p>「被害者に対する支援の推進」は、個人情報の保護体制は確立できていることから◎評価でしたが、被害者の自立への支援は○評価にとどまったため、個別評価としては○評価となりました。</p> <p>今後は引き続き相談窓口の周知に努め、被害者に対する支援の強化に努めます。</p>		○
個別施策	事業数	個別評価
(1) DVの防止に向けた情報提供や啓発	2	○
(2) 相談・連携体制の整備・充実	2	○
(3) 被害者に対する支援の推進	2	○

### 3 アンケートからみる課題

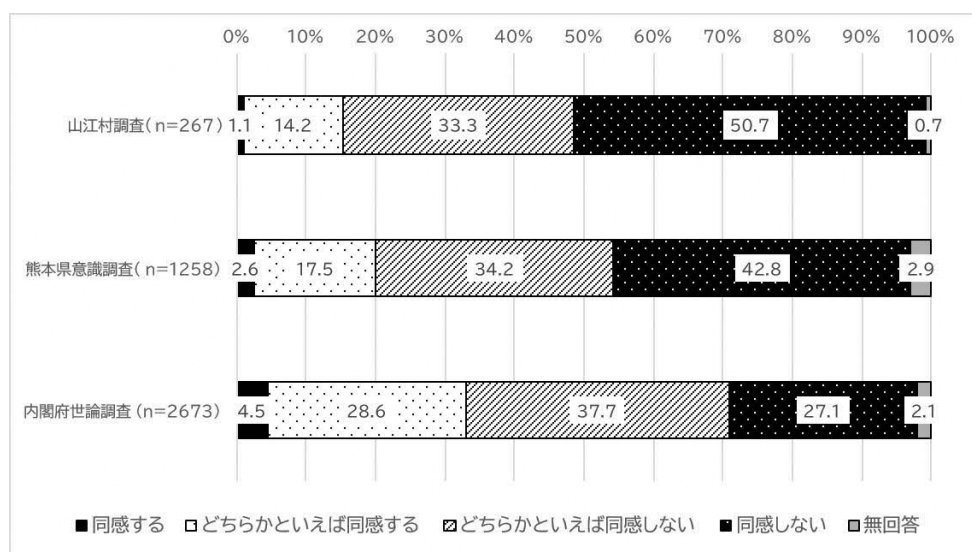
#### (1) 性別役割分担意識

「男は仕事、女は家庭」などと性別によって役割を固定する考えについて、『反対派（どちらかといえば同感しない+同感しない）』は84.0%で、前回調査（令和2年）の69.7%から大きく増加しました。

『賛成派（同感する+どちらかといえば同感する）』は15.3%で、前回調査の25.5%から大きく減りました。

賛成派の割合を国・県の調査結果と比較すると、国・県より低くなっています。

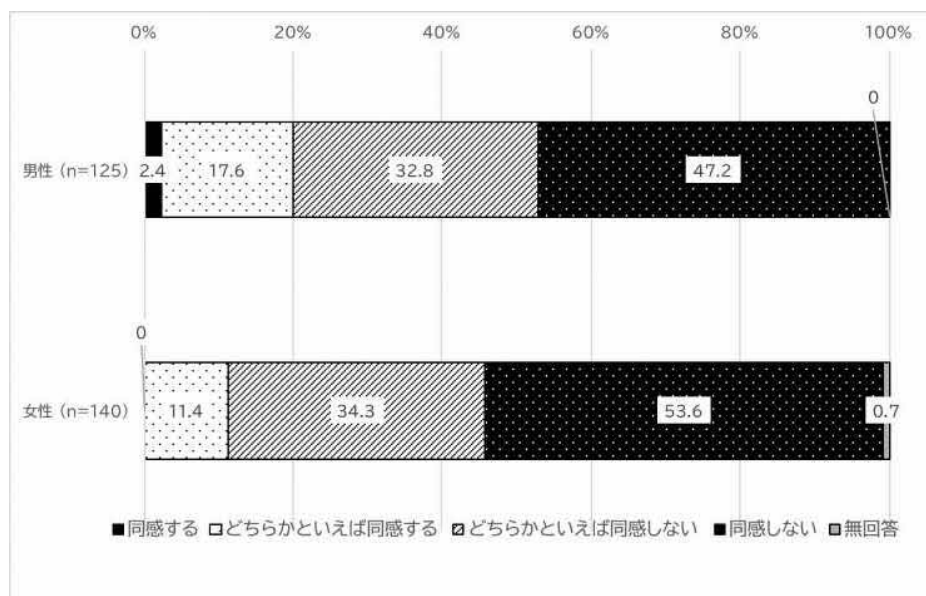
#### ◇固定的性別役割分担意識<村民意識調査>



\* 熊本県意識調査：「男女共同参画に関する県民意識調査」（令和6年11月）、

\* 内閣府世論調査：「男女共同参画社会に関する世論調査」（令和6年9月）のこと（以下同じ）

（内閣府世論調査の問いは、「『夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである』という考え方について、あなたはどうお考えですか」）



## (2) 男女の地位の平等感

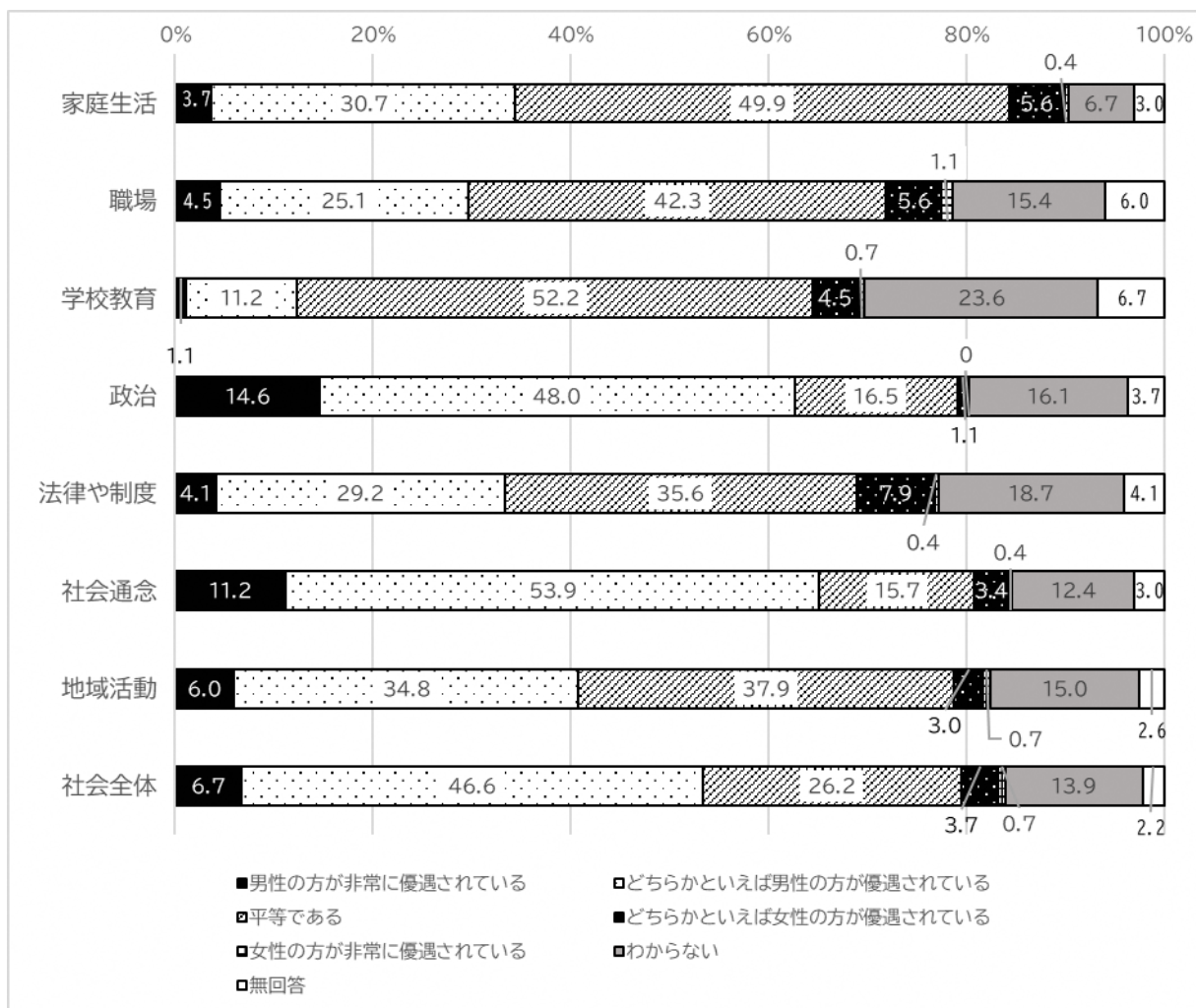
男女の地位の平等感について、「平等である」と回答した人の割合が最も高い項目は、「学校教育」の52.2%です。次いで「家庭生活」49.9%、「職場」42.3%の順となっています。「学校教育」を年齢別に見ると、「平等」と回答した人の割合は15～29歳で59.3%、30～49歳で60.0%だった一方、70～79歳では45.6%と、年齢が高くなると低くなる傾向がみられました。

「男性の方が優遇されている」と回答した人の割合が最も高い項目は、「社会通念・慣習・しきたり等」で65.1%でした。次いで「政治の場」(62.6%)、「社会全体」(53.3%)の順となっています。

性別で見ると、男性では「平等」と考える割合が、「学校教育」を除いて女性より高くなりました。一方で、女性では「政治」や「社会通念・慣習・しきたり等」「法律や制度」で男性優遇感が高くなっており、男女間の意識に違いがみられます。

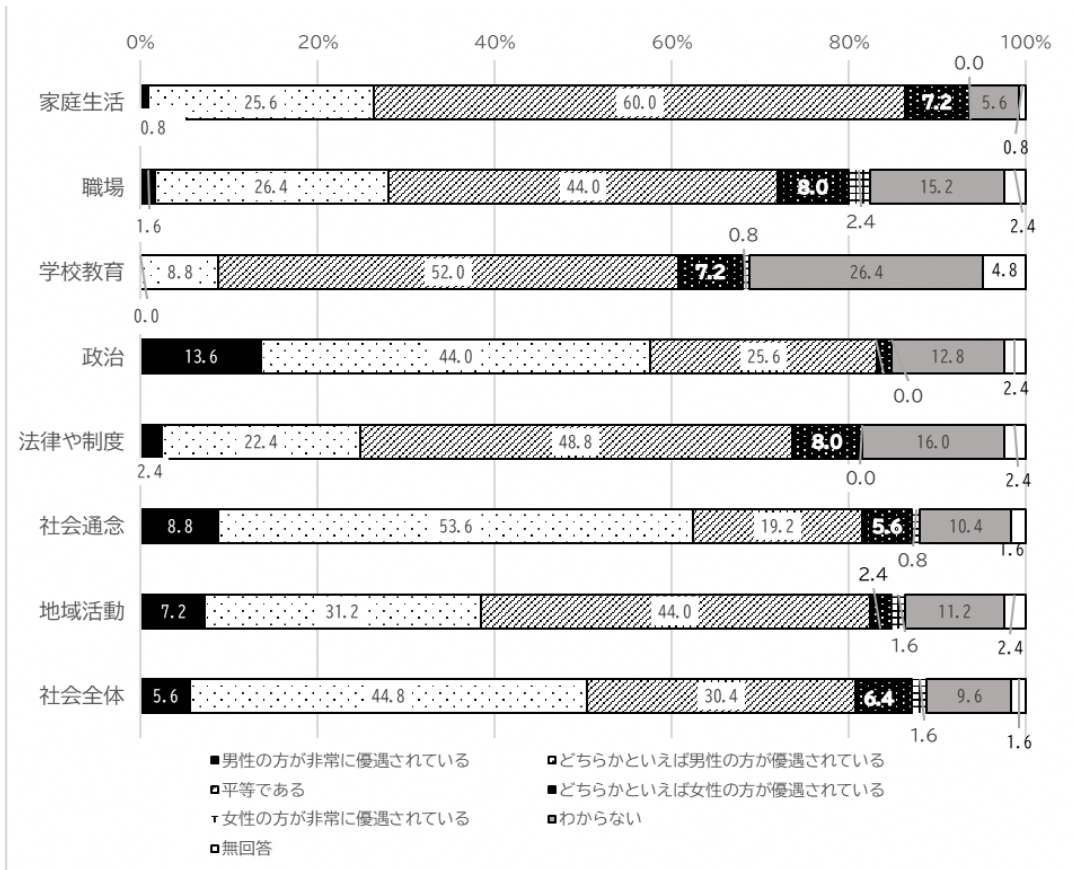
「平等」と答えた割合が最も低かったのは「社会通念・慣習・しきたり等」の15.7%ですが、熊本県の同様の調査(10.7%)より高い割合でした。

◇各分野における男女の地位の平等感<村民意識調査>

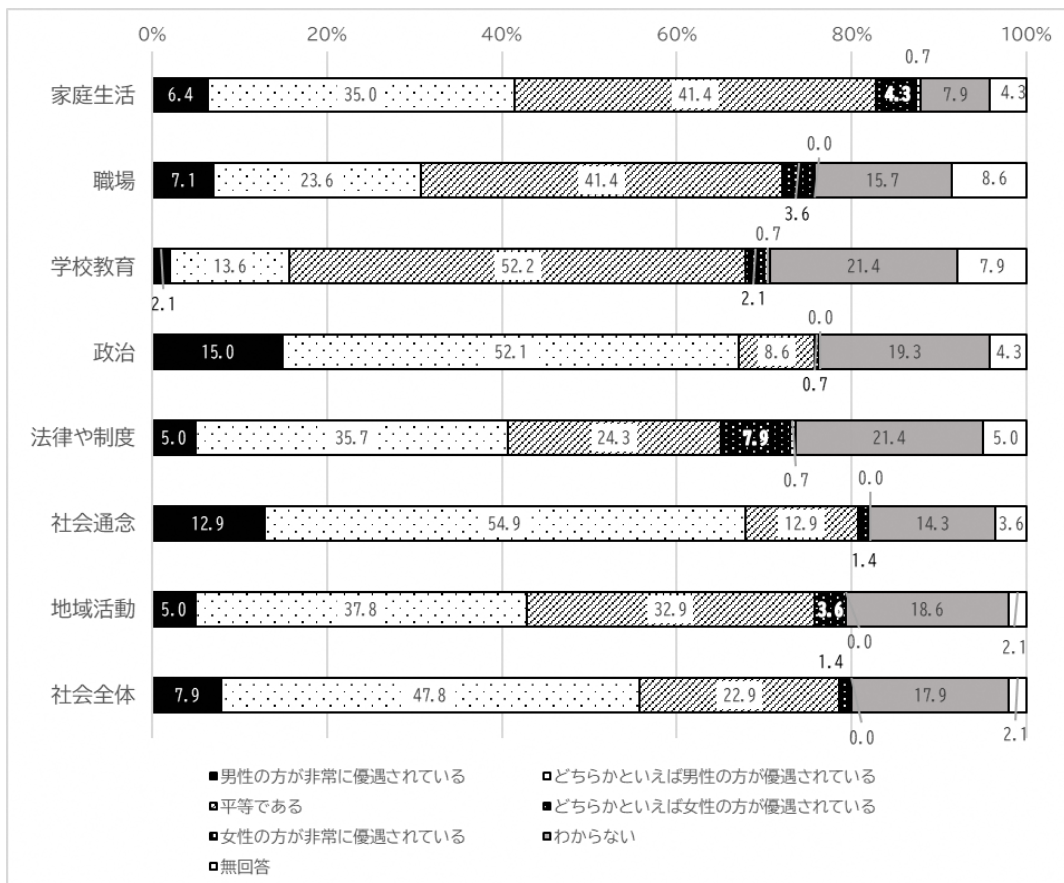


■性別

【男性】



【女性】

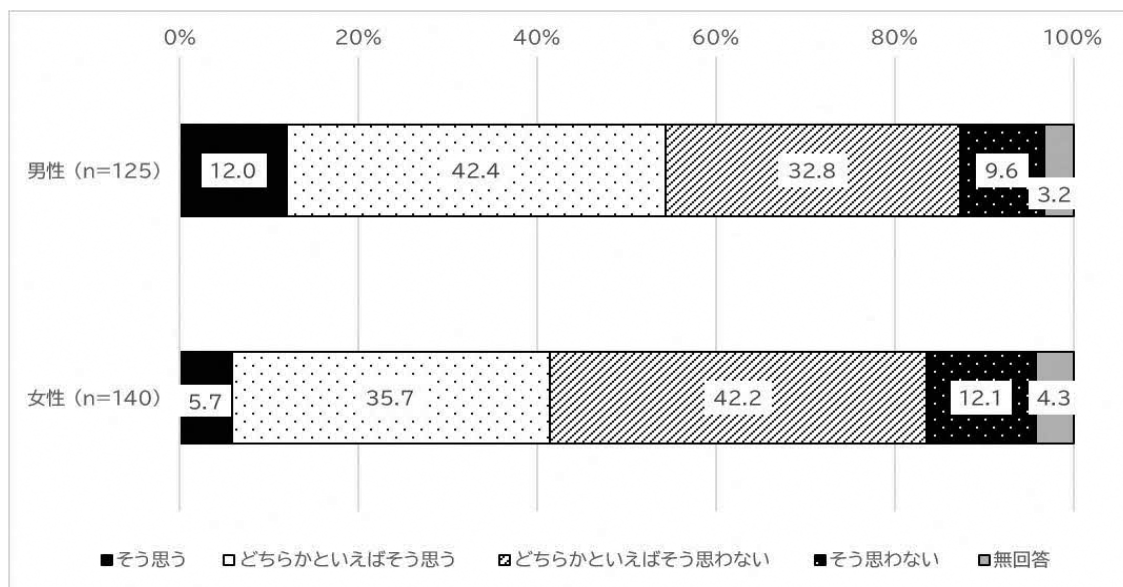
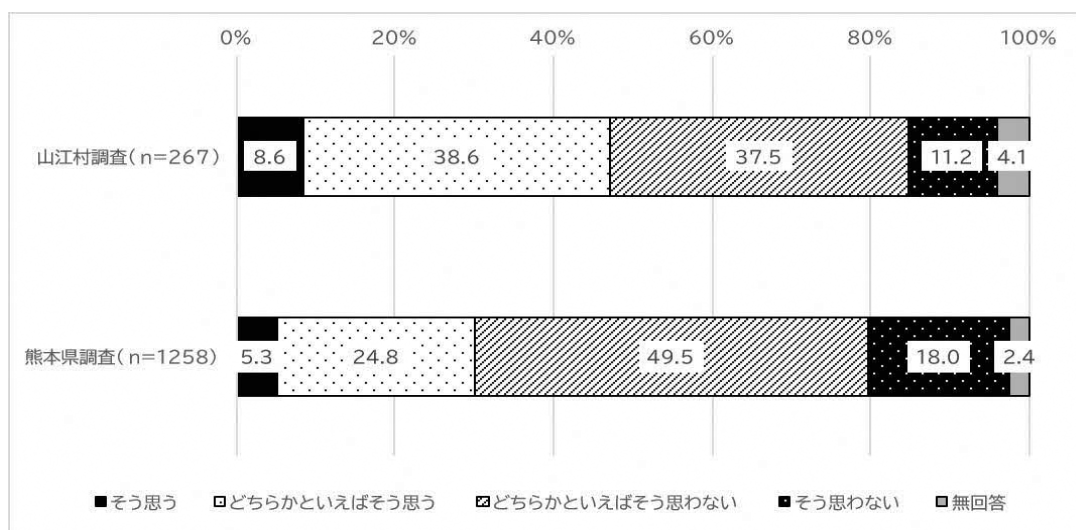


性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会が実現されているかについては、肯定的（「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計）が47.2%、否定的（「そう思わない」と「どちらかといえばそう思わない」の合計）が48.7%とほぼ拮抗しています。

県調査結果と比較すると、肯定的な人の割合が高くなっています。

また、性別で見ると、男性のほうが肯定的な人の割合が高く、女性と13ポイントの違いが出ました。

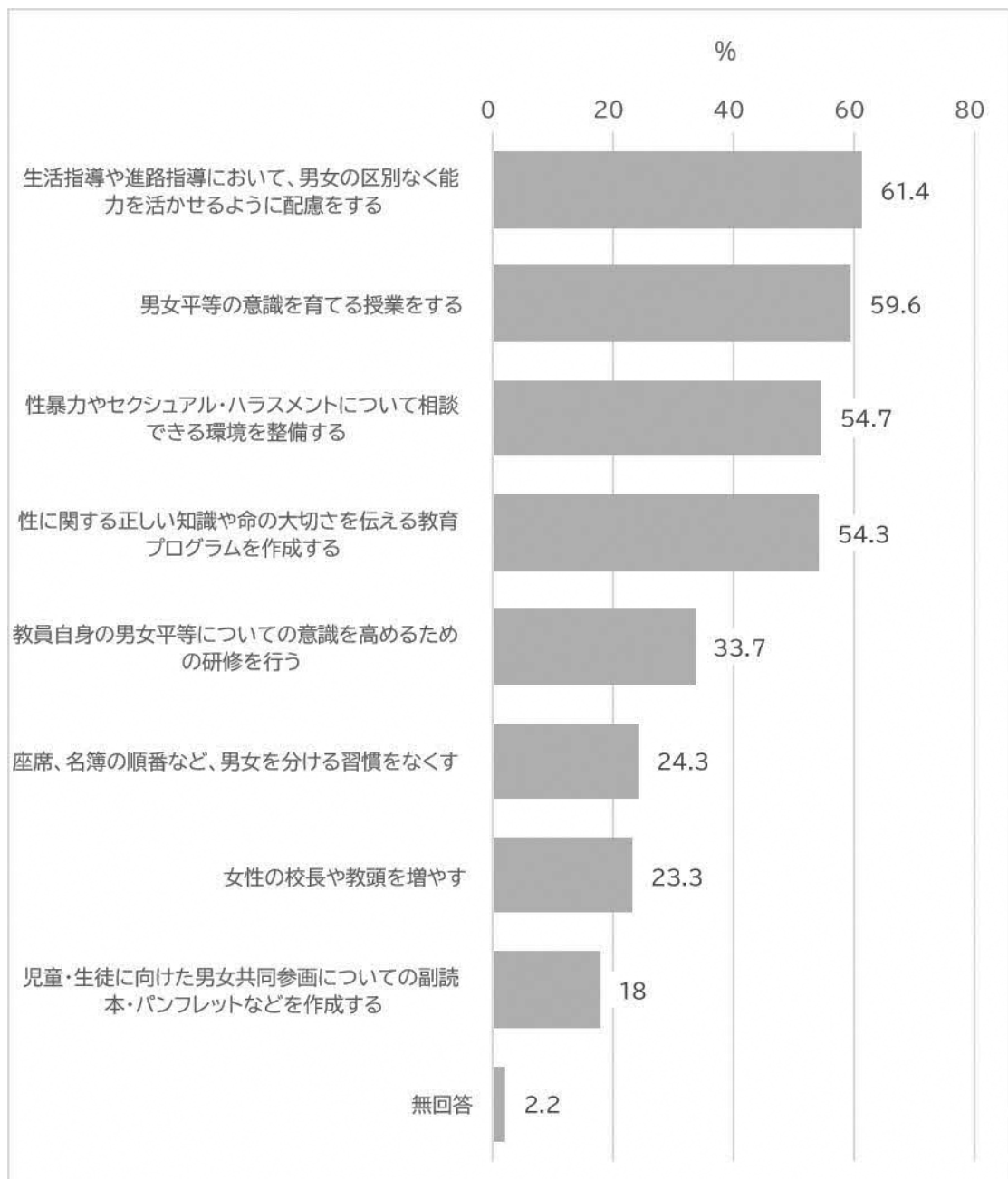
◇性別にかかわらず社会が実現されているか<村民意識調査>



### (3) 学校教育のなかでの取り組み

学校教育（小・中・高等学校）のなかで男女共同参画を進めるための取り組みとして、特に力を入れるべきだと思うものについては「生活指導や進路指導において、男女の区別なく能力を活かせるように配慮をする」が61.4%と最も高くなりました。次いで、「男女平等の意識を育てる授業をする」が59.6%、「性暴力やセクシュアル・ハラスメントについて相談できる環境を整備する」が54.7%でした。

◇学校教育のなかで男女共同参画を進めるための取り組み<村民意識調査>



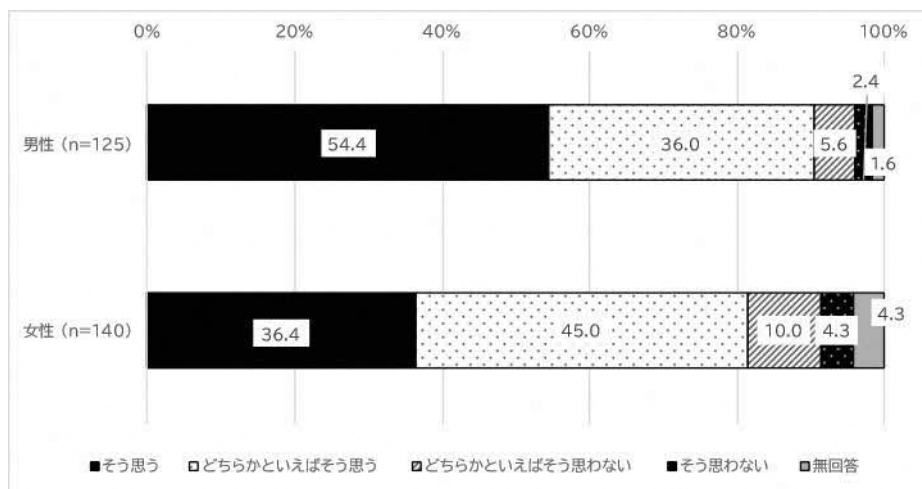
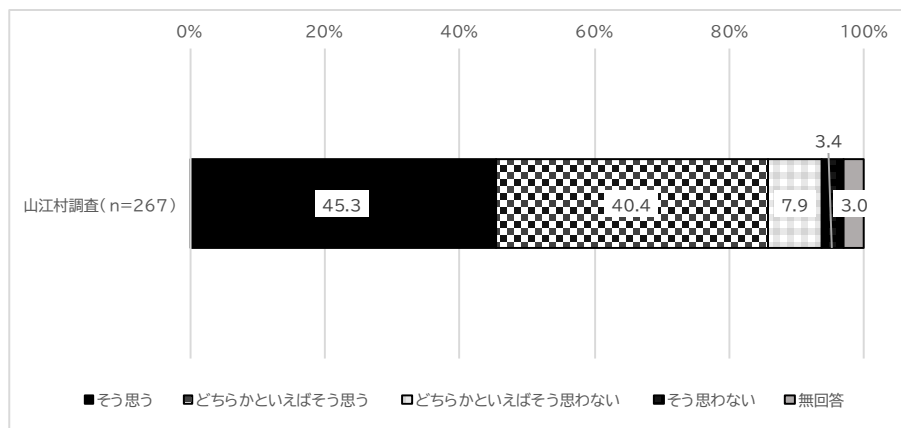
## (4) 政策決定の場における取り組み

本村では、各種審議会等の女性委員の割合の目標を40%にすることを掲げ、女性委員の登用に取り組んできましたが、令和7年で25.9%となっています。女性委員が0人の審議会等もありますので、これまで以上に積極的に取り組む必要があります。

村民意識調査における、政策の企画立案や方針決定の場に女性がもっと増える方がよいと思うかについては、肯定的（「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計）な回答が8割を超え高くなっています。

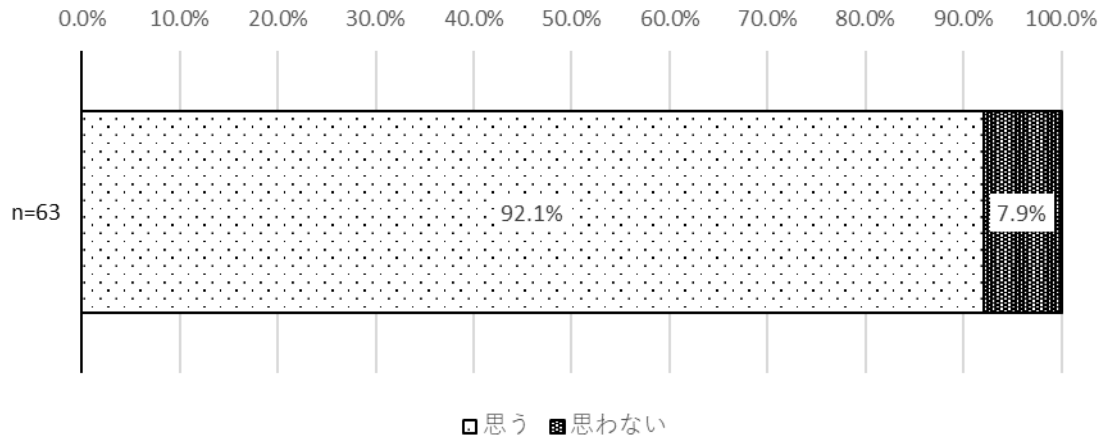
また、性別で見ると男性のほうが肯定的な人の割合が9ポイント高くなっています。

### ◇政策の企画立案や方針決定の場に女性がもっと増える方がよいと思うか ＜村民意識調査＞

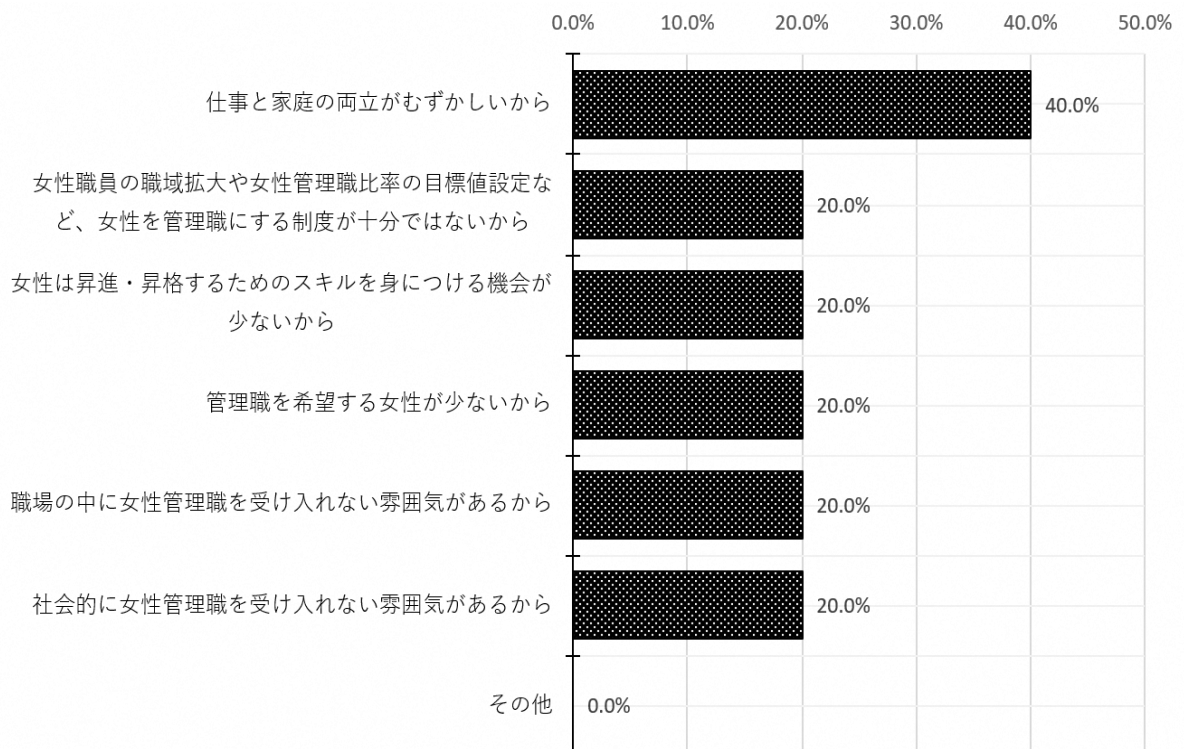


山江村役場において、今後、女性管理職が増えると「思う」職員の割合は92.1%と前回調査の78.3%から大きく増えました。「思わない」割合は7.9%と、前回調査の20.5%から大幅減となりました。「思わない」人の理由としては「仕事と家庭の両立が難しい」との答えが高い割合となりました。

◇山江村役場において、今後、女性管理職が増えると思うか〈職員意識調査〉



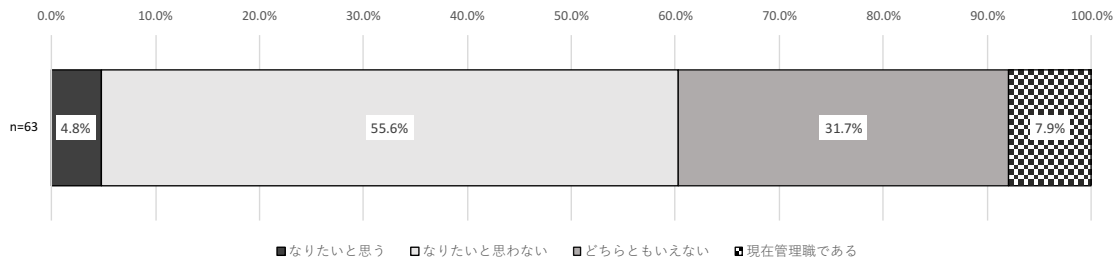
◇女性管理職が増えると思わない理由〈職員意識調査〉



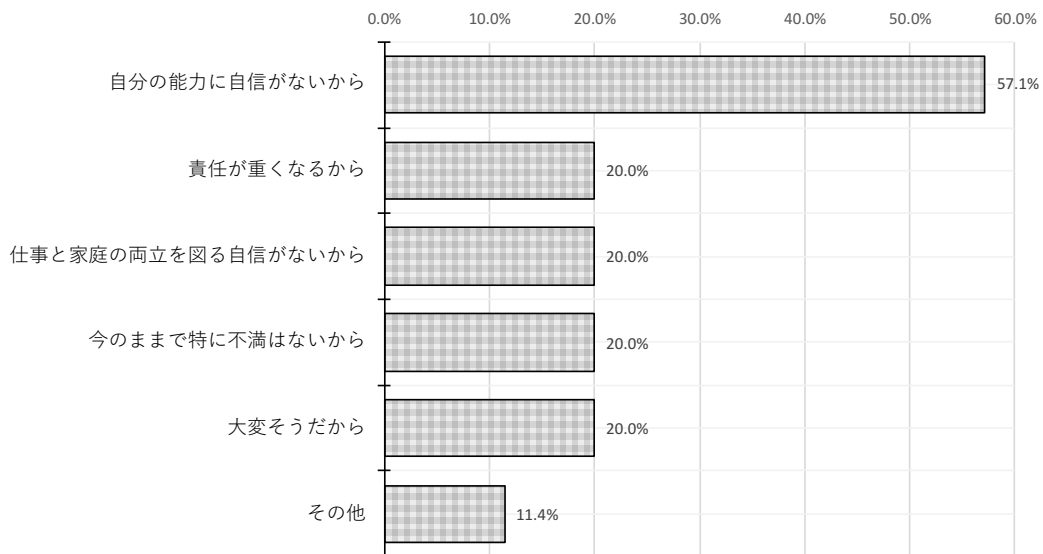
役場職員の管理職についての考えは、「なりたと思わない」が55.6%と半数を超えました。次いで「どちらともいえない」(31.7%)、「現在管理職である」(7.8%) となっています。

また、管理職になりたいと思わない理由としては、「自分の能力に自信がないから」が57.1%と最も多かったです。

#### ◇管理職になりたいと思うか<職員意識調査>



#### ◇管理職になりたいと思わない理由<職員意識調査>



## (5) 家庭における役割

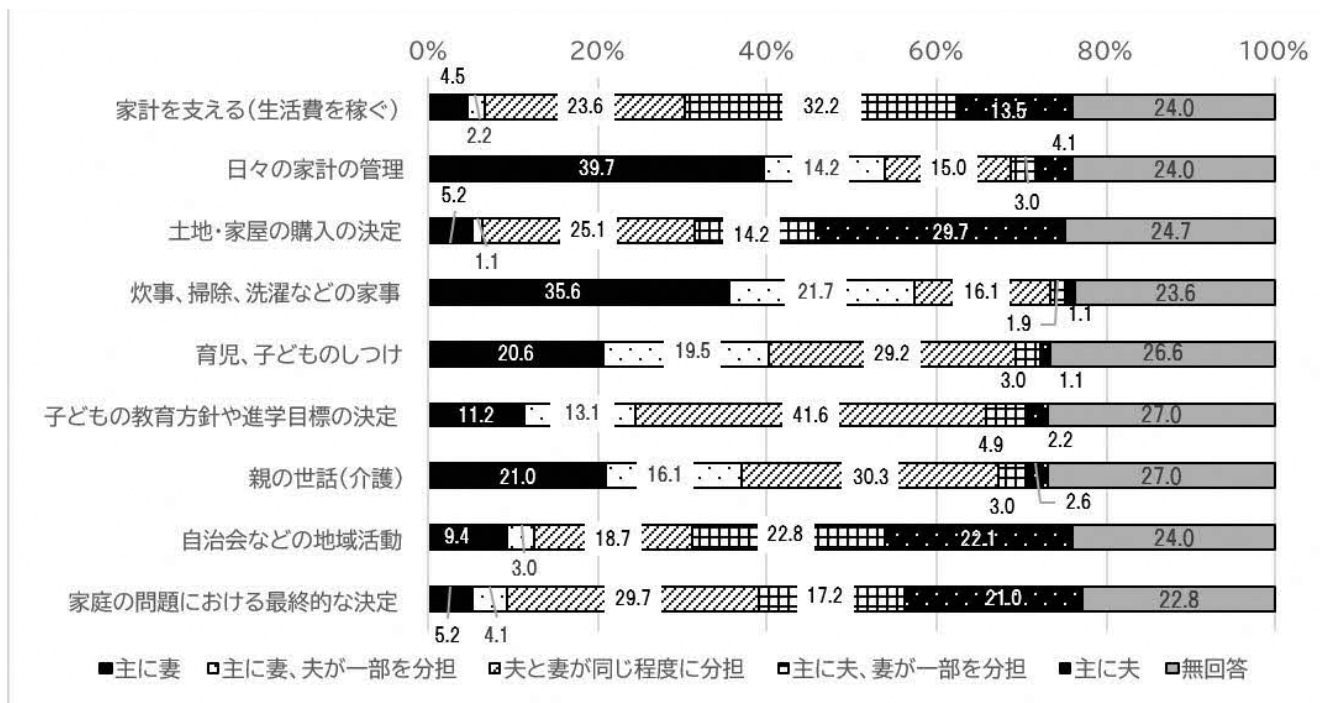
本村では、男性料理教室や子育てサロンなど、男性が家事や育児について学べる機会を設けています。男性料理教室については、年々参加者が増えており、男性の料理と健康に対する意欲が高まっています。一方で、若年層の参加が少ないことから日程などの工夫が必要となっています。

村民意識調査における、家庭での主な役割の回答をみると、「主に妻の役割」と回答した人の割合が最も高い分野は、「炊事、掃除、洗濯などの家事」で57.3%でした。次いで「日々の家計の管理」(53.9%)、「育児、子どものしつけ」(40.1%)となっています。

一方、「主に夫の役割」と回答した人の割合が最も高い分野は、「家計を支える(生活費を稼ぐ)」で45.7%でした。次いで「自治会などの地域活動」(44.9%)、「土地・家屋の購入の決定」(43.9%)の順となっています。

また、「夫と妻が同じ程度に分担」と回答した人の割合が最も高い分野は、「子どもの教育方針や進学目標の決定」(41.6%)、次いで「親の世話(介護)」(30.3%)「家庭の問題における最終的な決定」(29.7%)となっています。

### ◇家庭における主な役割<村民意識調査>

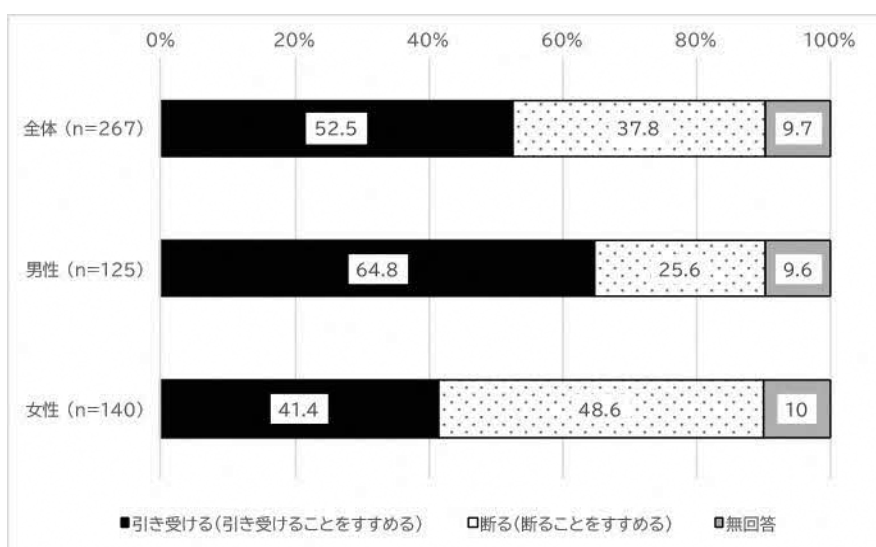


役職等に推薦されたらどうするかについて、すべての項目で「引き受ける（引き受けることをすすめる）」が「断る（断ることをすすめる）」を上回りました。前回調査では「断る（断ることをすすめる）」が上回っていたため、逆転しました。

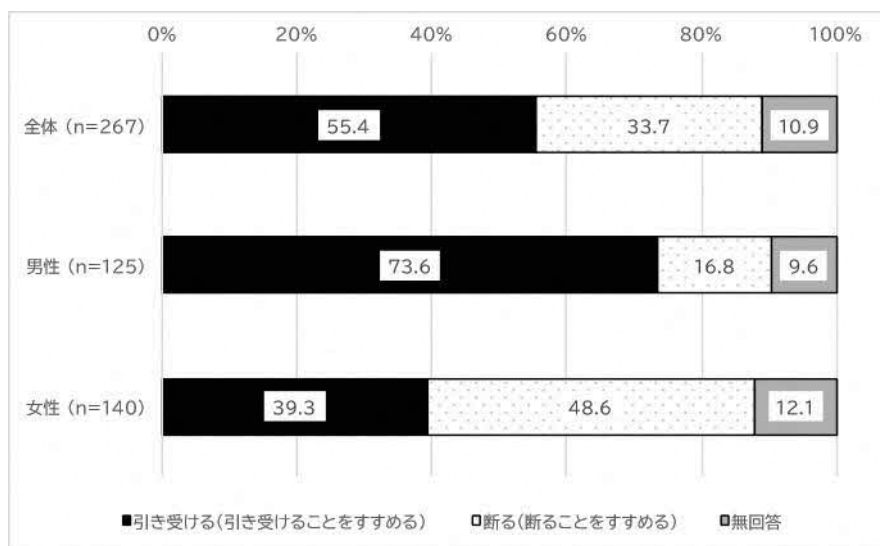
しかし、性別による差が大きくなりました。男性は「引き受けることをすすめる」とした割合が6～7割を占めたのに対し、女性は「引き受ける」とした割合は半数に達しませんでした。女性自身が役職等に就くことに消極的で、地域活動における方針決定の場の女性の参画が進んでいない状況がうかがえます。

◇仮に次のような役職等に推薦されたらどうするかについて〈村民意識調査〉

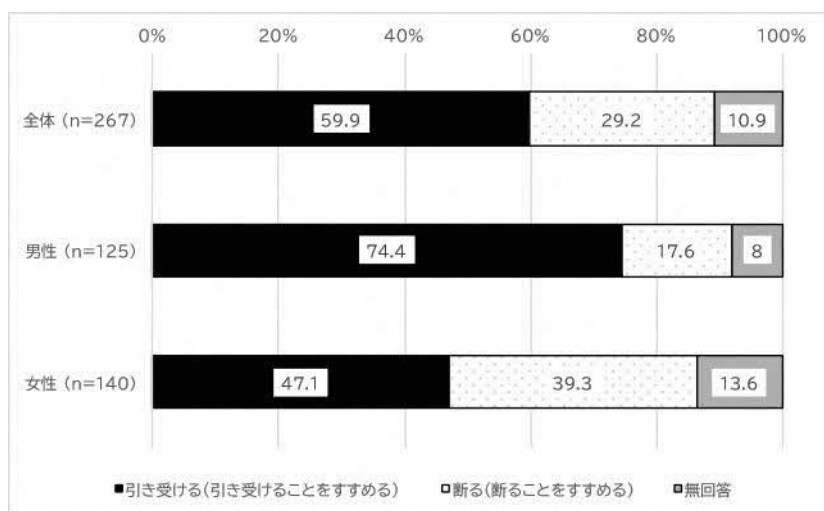
① P T A会長、子ども会育成会会長



② 自治会長（区長）、自治会（区）役員



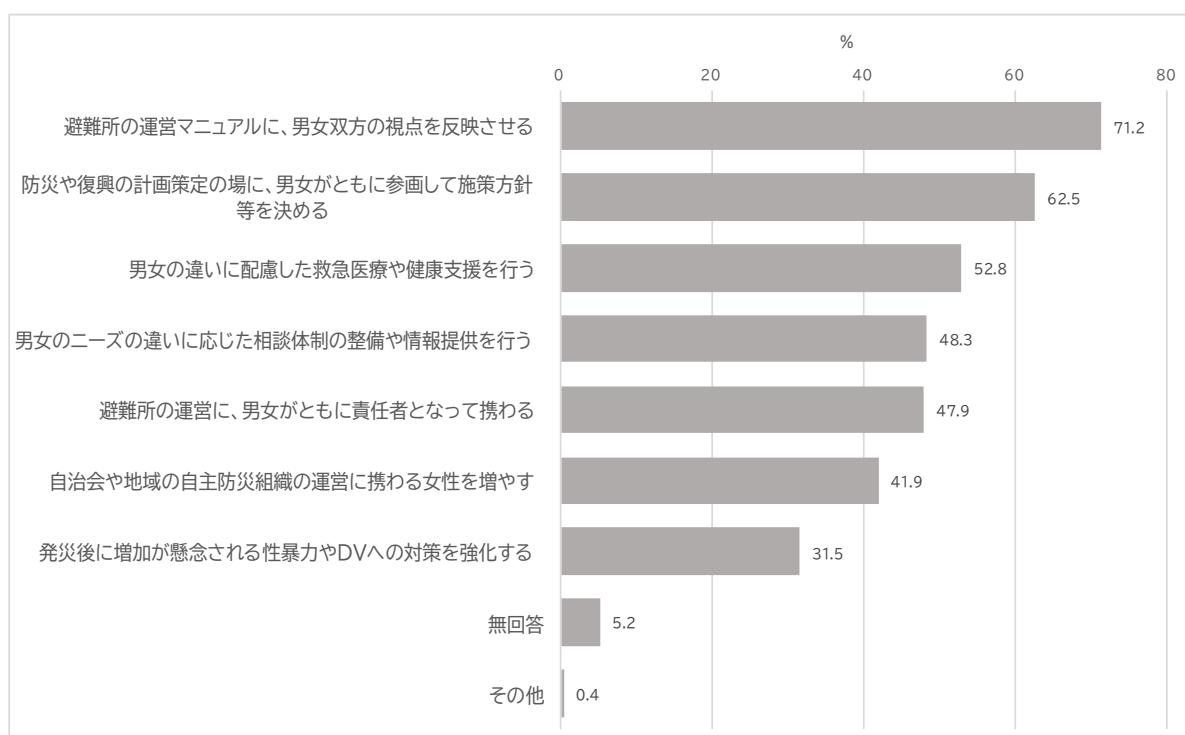
### ③ 村の審議会や委員会のメンバー



## (6) 災害時の取り組み

「男女共同参画の視点」から見た大規模災害に必要な取り組みについては、最も多かったのが「避難所の運営マニュアルに、男女双方の視点を反映させる」(71.2%)でした。次いで「防災や復興の計画策定の場に、男女がともに参画して施策方針等を決める」(62.5%)、「男女の違いに配慮した救急医療や健康支援を行う」(52.8%)の順でした。

◇「男女共同参画の視点」から見た大規模災害に必要な取り組み<村民意識調査>

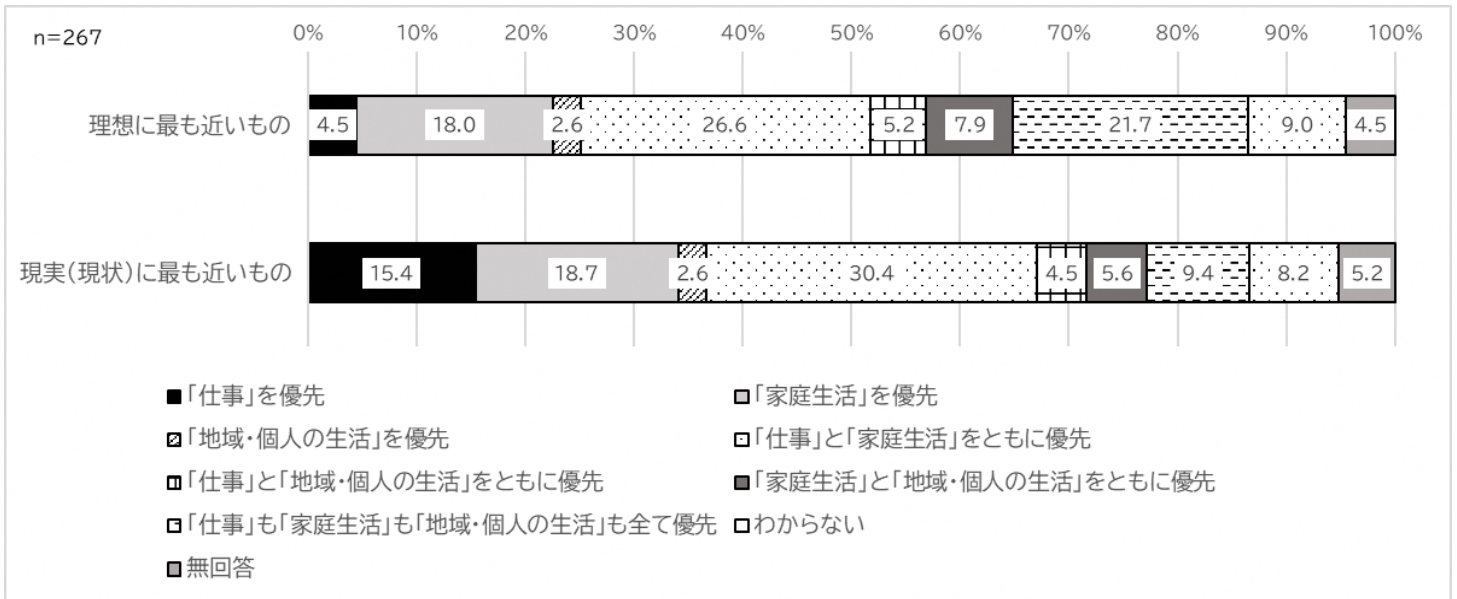


## (7) ワーク・ライフ・バランスについて

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）について、理想と現実ともに『「仕事」と「家庭生活」をともに優先』とする割合が最も高くなっています。

しかし、現実では「仕事」を優先せざるを得なくなっている状況もうかがえます。

### ◇理想の生活と実際の生活における優先度〈村民意識調査〉



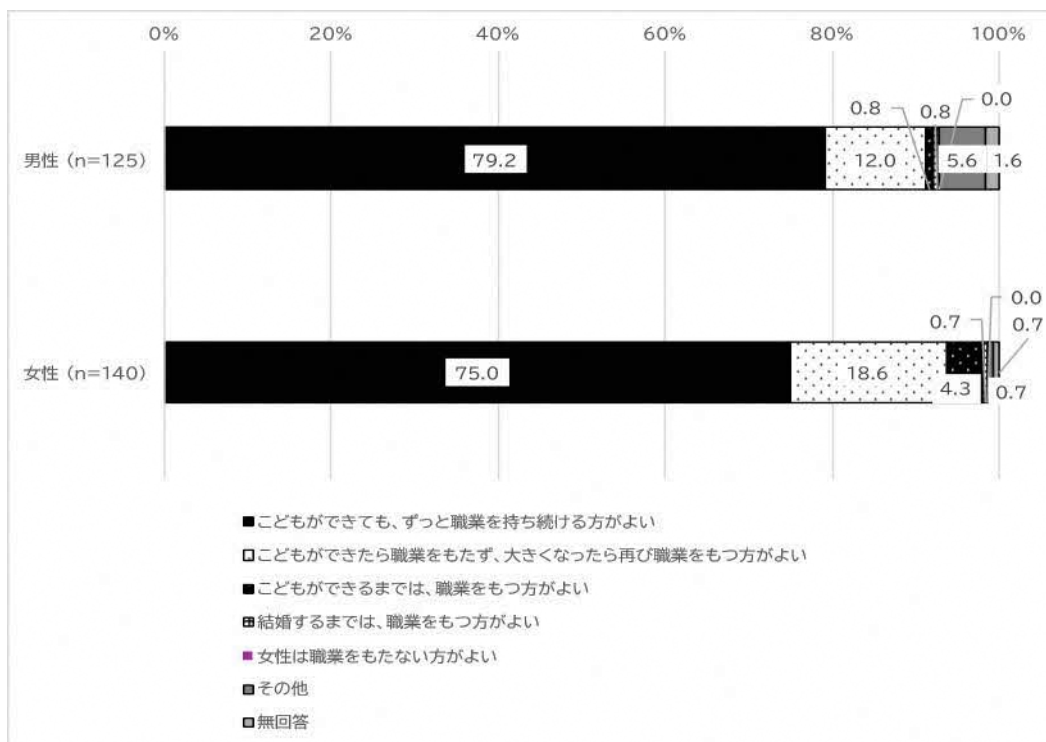
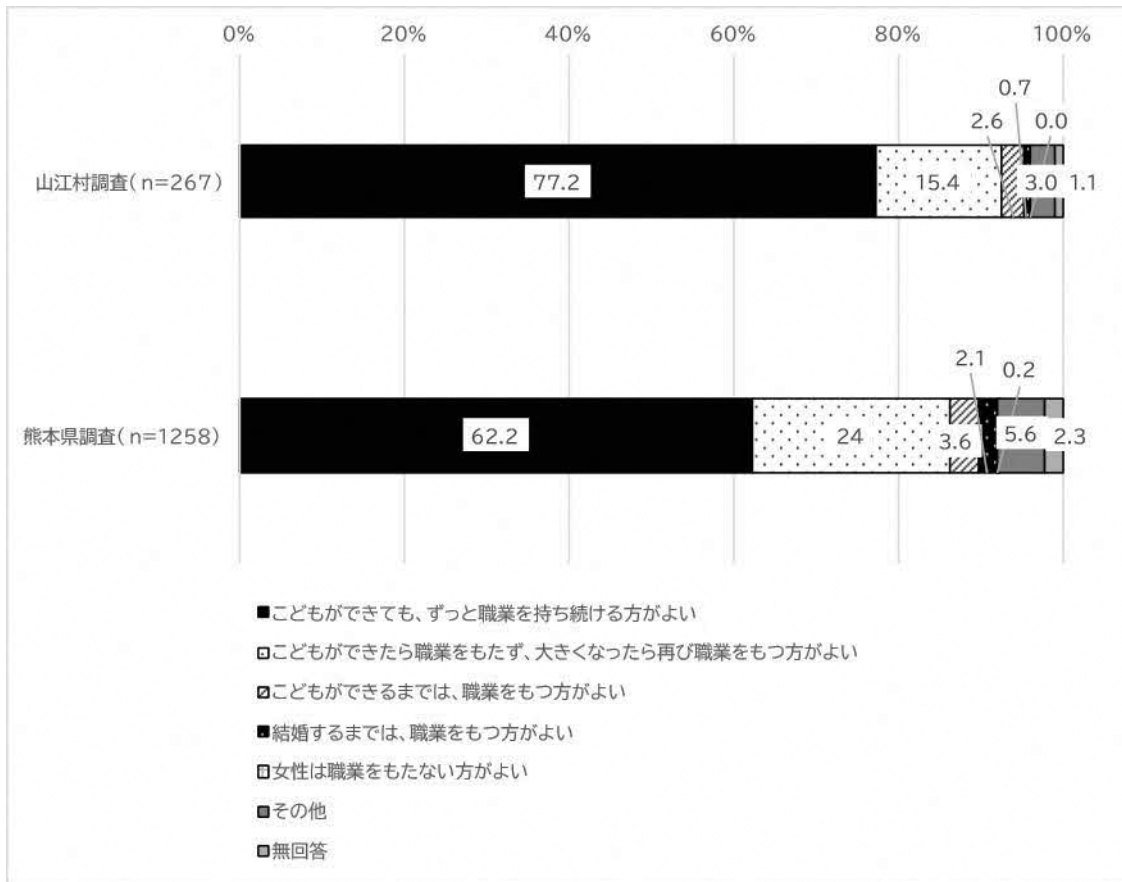
女性が職業をもつことについての考えでは、「子どもができて、ずっと職業をもち続ける方がよい」が77.2%と最も高く、前回調査の60.4%よりも増加しました。熊本県調査（62.2%）よりも高い割合でした。

次いで「子どもができたなら職業をもち、大きくなったら再び職業をもつ方がよい」（15.4%）、「その他」（3.0%）となっています。

性別で見ると、「子どもができて、ずっと職業をもち続ける方がよい」と回答した割合は、男性の方が高くなりました。



◇女性が職業をもつことについての考え〈村民意識調査〉

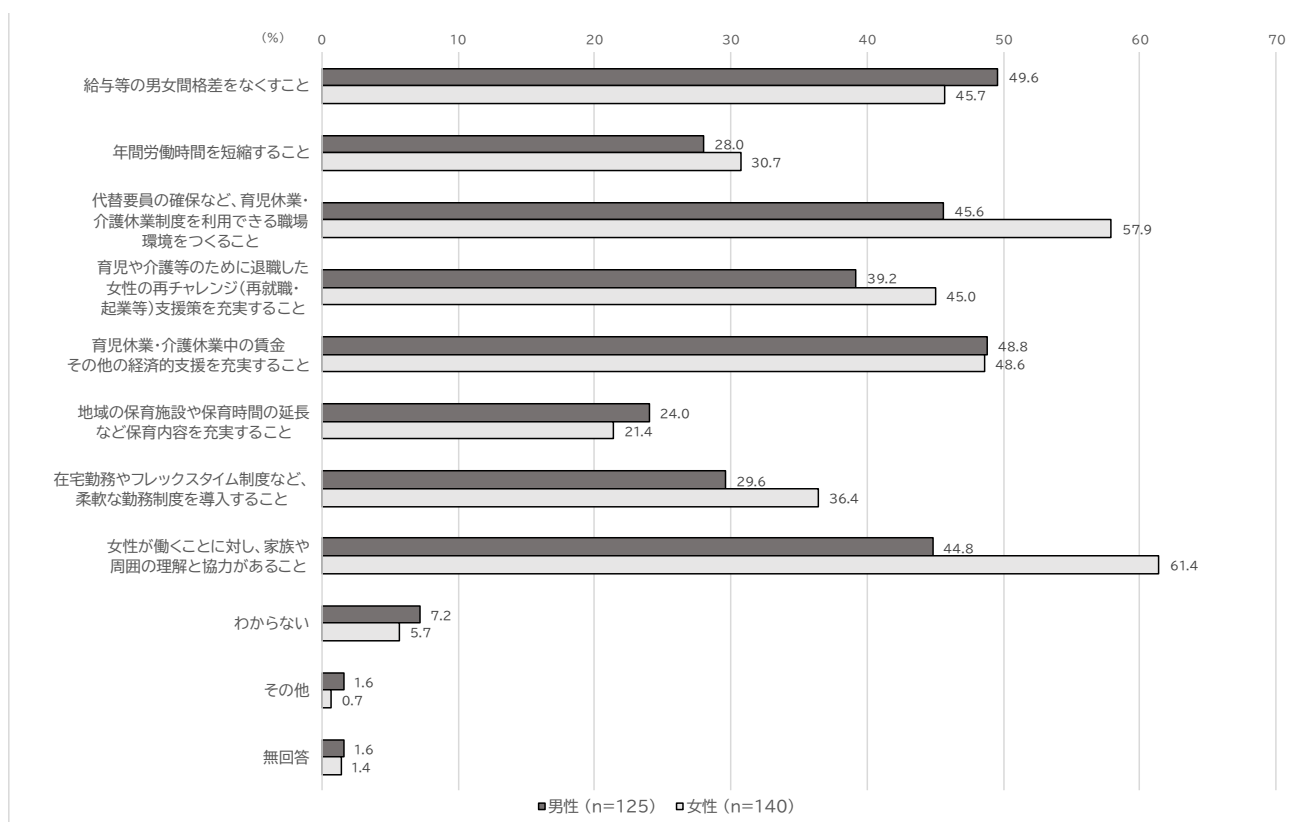


男女がともに仕事と家庭を両立していくために必要な条件について、男性で最も多かったのは「給与等の男女間格差をなくすこと」が49.6%、次いで「育児休業・介護休業中の賃金その他の経済的支援を充実すること」(48.8%)、「代替要員の確保など、育児休業・介護休業制度を利用できる職場環境をつくること」(45.6%)の順でした。

一方、女性の回答を見ると、最多は「女性が働くことに対し、家族や周囲の理解と協力があること」が61.4%でした。次いで「代替要員の確保など、育児休業・介護休業制度を利用できる職場環境をつくること」(57.9%)、「育児休業・介護休業中の賃金その他の経済的支援を充実すること」(48.6%)の順となりました。

男性は賃金など、女性は周囲の理解を求めている傾向がわかりました。

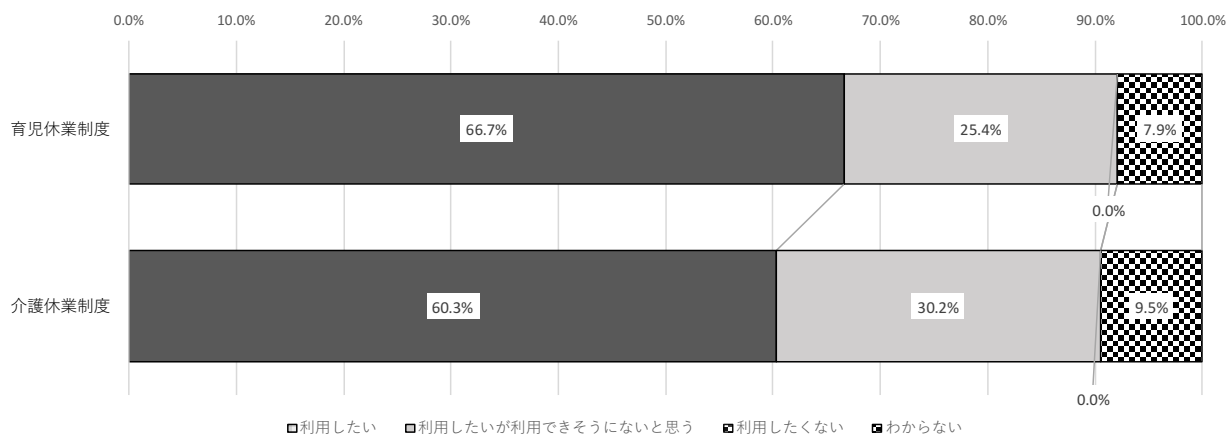
#### ◇仕事と家庭の両立をしていくために必要な条件について〈村民意識調査〉



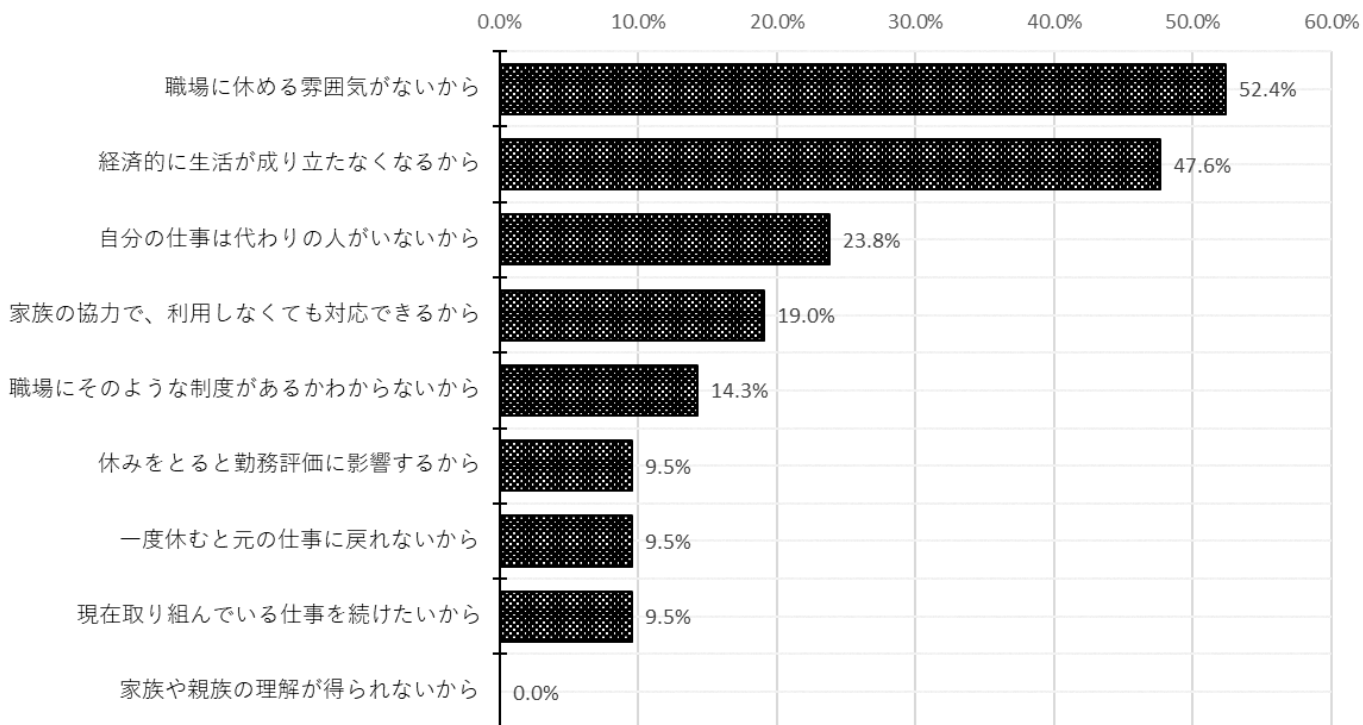
役場職員の「育児休業制度」や「介護休業制度」を利用することについて、「利用したい」との答えが6割以上となりましたが、「利用したいができそうにないと思う」との答えも2～3割ありました。

「利用したいが利用できそうにない」と答えた人にその理由を尋ねたところ、「職場に休める雰囲気がないから」が最も多く、52.4%に上りました。次いで「経済的に生活が成り立たなくなるから」(47.6%)、「自分の仕事は代わり的人がいから」(23.8%)の順でした。

◇「育児休業制度」や「介護休業制度」を利用することについて〈職員意識調査〉



◇育児や介護の休業制度を利用できない、または利用したくない理由〈職員意識調査〉



厚生労働省がまとめた令和6年度の男女雇用機会均等法や労働施策総合推進法、パートタイム・有期雇用労働法および育児・介護休業法について、労働者や事業主等から寄せられた相談件数は、前年度から21%増加しました。男女雇用機会均等法に関しては、セクシュアル・ハラスメントに関する相談が最多でした。次いで「婚姻、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い」「母性健康管理」の順となりました。

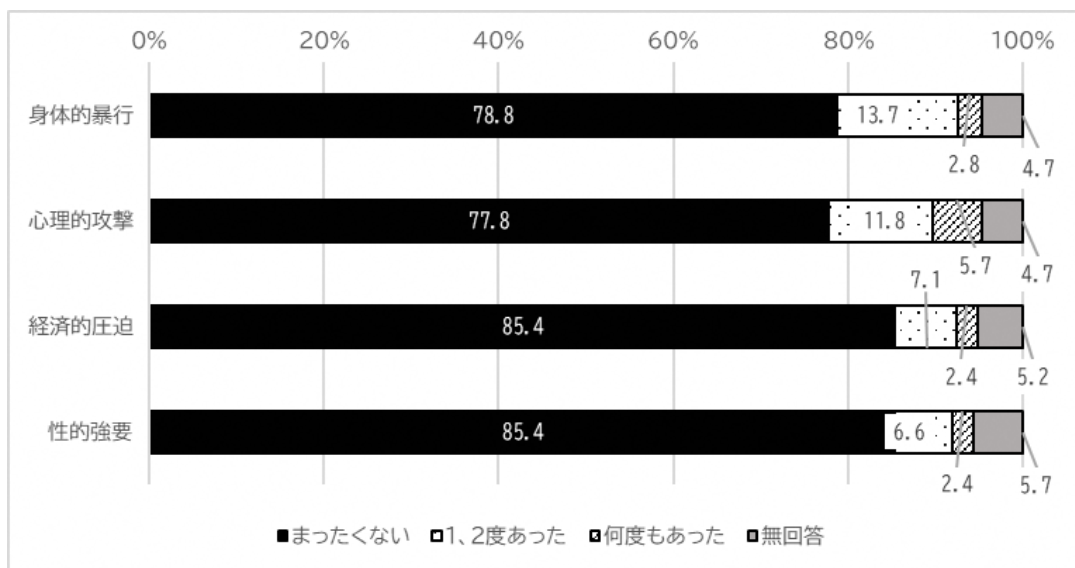
これらに対応するため、セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント、パワー・ハラスメント、モラル・ハラスメント、ジェンダー・ハラスメントなど各種ハラスメントは人権侵害であるとの認識に立ち、防止に向けた一層の広報・啓発の促進や相談窓口の周知が必要となっています。

## (8) パートナーからの暴力について

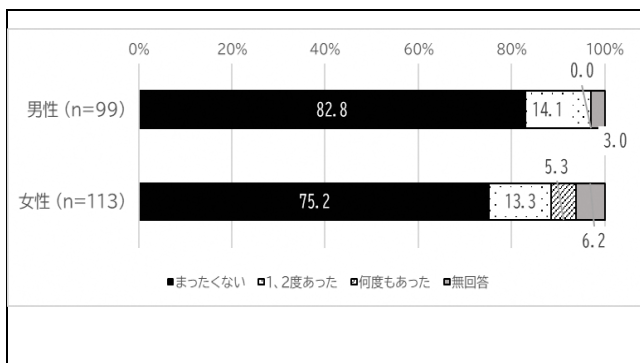
これまでに配偶者（パートナー）からの暴力被害について、「まったくない」が8割前後でしたが、身体的暴行を受けたことが「1、2度あった」人が13.7%、「何度もあった」人が2.8%いました。心理的攻撃が「1、2度あった」人が11.8%、「何どもあった」は5.7%にいました。

また、女性のみならず身体的暴力や心理的攻撃を受けたことがある男性もいました。

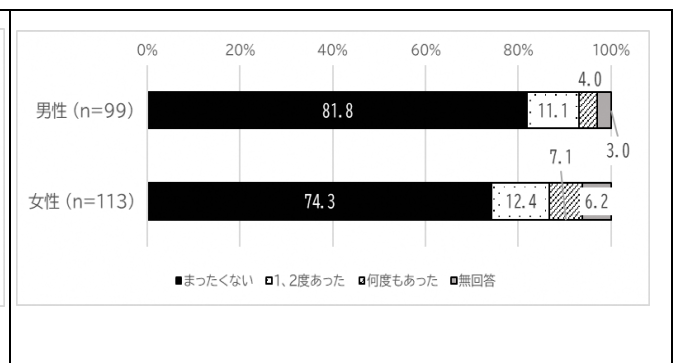
◇これまでに配偶者（パートナー）から暴力を受けたことがあるかについて  
 <村民意識調査>



### ■性別 <身体的暴行>



### <心理的攻撃>



身体的暴行：例えば、なぐったり、けったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなどの身体に対する暴行

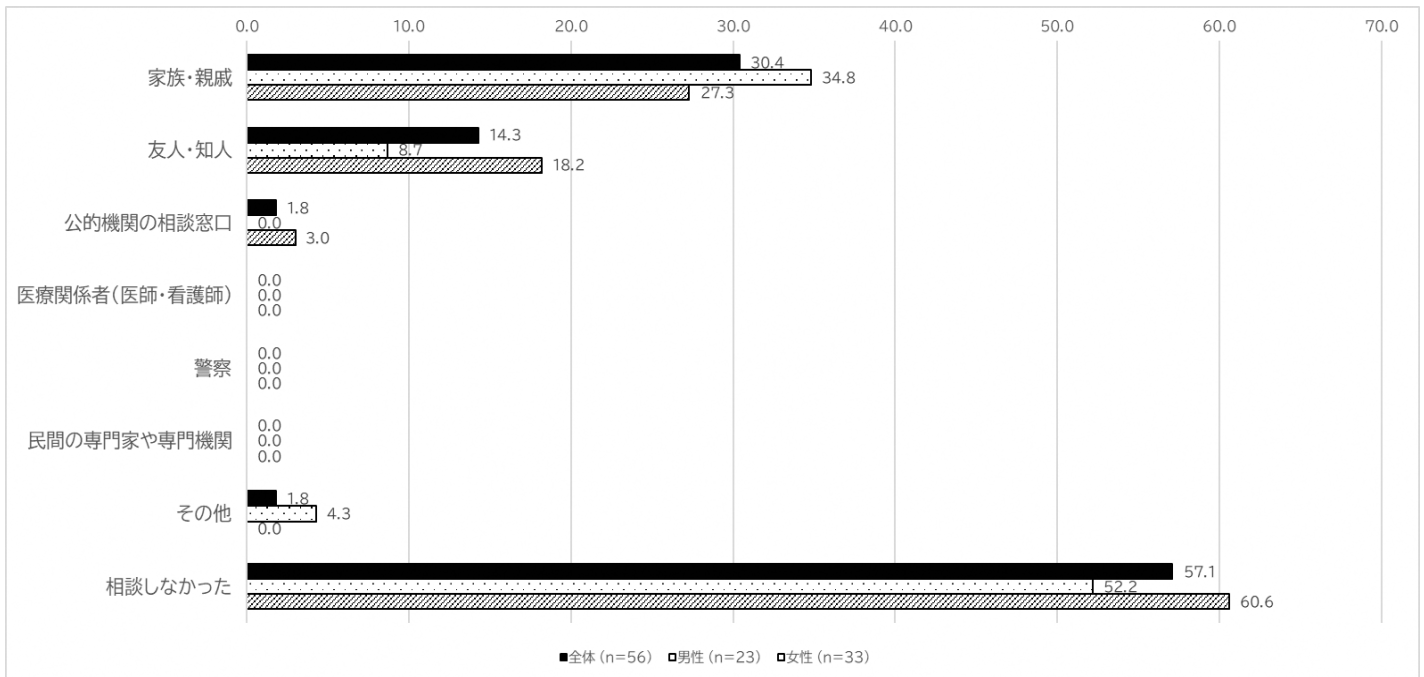
心理的攻撃：例えば、人格を否定するような暴言、交友関係や行き先、電話・メールなどを細かく監視したり、長期間無視するなどの精神的な嫌がらせ、あるいは、自分もしくは自分の家族に危害が加えられるのではないかと恐怖を感じるような脅迫

経済的圧迫：例えば、生活費を渡さない、貯金を勝手に使われる、外で働くことを妨害されるなど

性的強要：例えば、いやがっているのに性的な行為を強要される、見たくないポルノ映像等を見せられる、避妊に協力しないなど

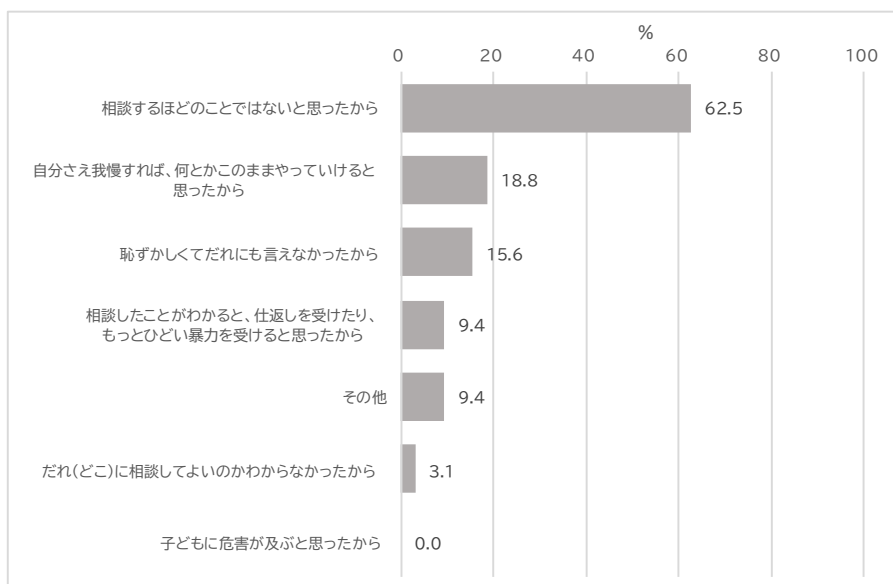
被害を受けた際の相談の有無について、有効回答のうち、最も多かった答えは「相談しなかった」で、57.1%に上りました。相談先については、家族や親戚、友人など身近な人に相談している場合が多く、警察署や公的な相談窓口にはほとんど相談されていない状況です。

◇被害を受けた際の相談の有無と相談先について<村民意識調査>



暴力を受けながら相談しなかった理由について、「相談するほどのことではないと思った」「恥ずかしくてだれにも言えなかった」「自分さえ我慢すれば、何とかこのままやっていると」などの回答がみられ、あきらめの意識が見受けられます。

◇被害を受けた際に相談しなかった理由について<村民意識調査>

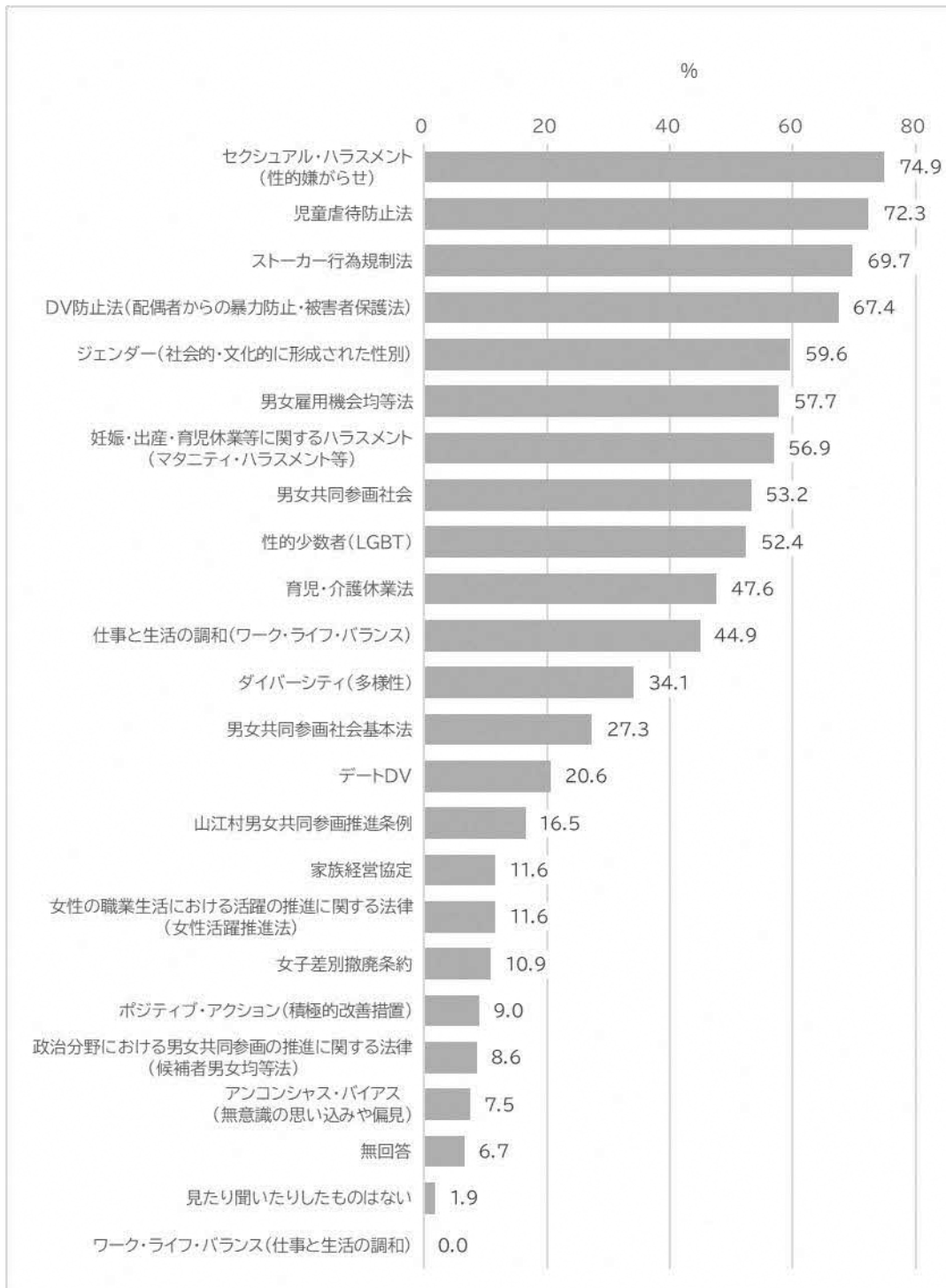


## (9) 言葉の認知状況

男女共同参画に関する言葉の認知状況については、「セクシュアル・ハラスメント」が最も多く、74.9%でした。次いで「児童虐待防止法」(72.3%)、「ストーカー行為規制法」(69.7%)の順でした。

「山江村男女共同参画推進条例」については、前回調査の12.2%から上昇したものの、16.5%に留まりました。十分に認知が広がっているとは言えない状況です。

◇男女共同参画に関する言葉の認知状況<村民意識調査>



## 4 課題の整理

### (1) 意識づくり

#### ◆男女の意識の違い～アンコンシャス・バイアスへの気づき～

全般的に、男女の地位の平等感について、女性の方が男性よりも低くなる傾向があります。男性は平等だと思っけていても、女性から見てみれば平等ではない、という課題が明らかになっています。

当然だと思っけていたことが、実は平等感を削ぐものであるアンコンシャス・バイアスの啓発が必要といえます。

#### ◆女性の積極性をもっと～女性の参画意識啓発～

政策決定の場において、女性が増えた方がいいと思う割合は、女性より男性の方が高くなっています。一方で、PTA会長や自治会役員等、学校や地域での役職について、依頼されたら「断る」と回答する割合は、女性の方が高くなっています。

女性も地域活動など多様な社会活動への参画を求められているにもかかわらず、女性の意識が高まっていない現状があります。女性の意識啓発も必要です。

#### ◆性の多様性に対する理解促進

第3期計画の点検・評価を踏まえると、性の多様性について、相談体制の周知や学びの定着が今後の重要課題となっています。

### (2) だれもが安心して暮らせる社会づくり

#### ◆ひとり親への支援と学び直し支援

第3期計画の点検・評価では、「生活に困難を抱えた女性たちが安心して暮らせる環境づくり」について、おおむね○評価となっています。

一方で山江村の一般世帯に占めるひとり親世帯の割合は、県の平均を上回っています。金銭的支援だけでなく、再就職やキャリアステップアップのための学び直し機会の提供など、多様な支援が求められます。

### (3) すべての人が参画する社会づくり

#### ◆村の施策・政策方針に女性の声を

女性の審議員数は平成30年度をピークに減少傾向にありましたが、令和7年度は25.9%と、熊本県市町村平均とほぼ同じとなりました。しかし、第3期の目標だった女性審議員40%は実現できていません。もう一步踏み込んだ政策が求められます。役場職員の女性管理職はゼロが続いていましたが、令和7年は10%となりました。

#### ◆家庭内での男女の役割分担の是正

家事は女性が担う割合が高く、対外的なことは夫が担う割合が高くなっています。すべてを今すぐ同じ比重にすることは、現実的ではありませんが、家事が苦手な男性にも家事をしてもらう機会をつくる、自治会活動は夫婦そろって、など、できることから少しずつでも行動へつなげる取り組みが必要です。

### (4) 女性が活躍し、すべての人が働きやすい環境づくり

#### ◆育児休業制度、介護休業制度の利用促進

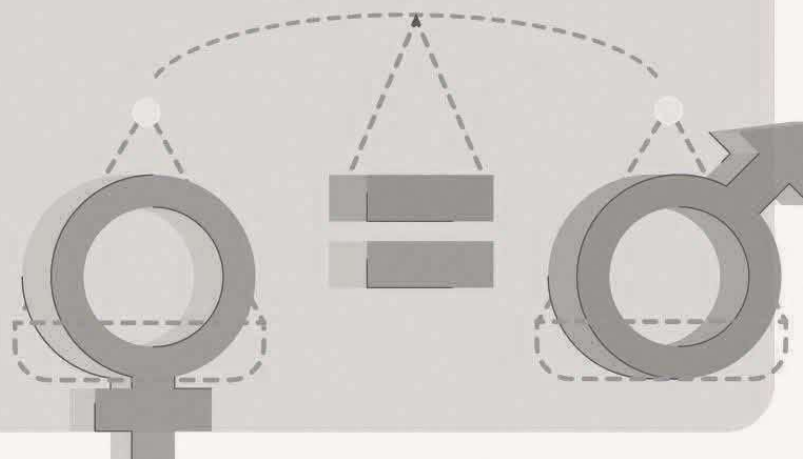
第3期計画の点検・評価では、子育て支援策や働く場における男女共同参画の推進については◎評価でした。その一方で、役場職員へのアンケートでは、育児休業や介護休業がとりづらいと感じる職員の存在があります。まず、役場から、男女を問わずすべての人が働きやすい場づくりを推進する必要があります。

#### ◆相談窓口の認知向上、利用促進

パートナーからの暴力被害は、男女を問わず1割以上の人を経験をしています。しかし公的相談窓口を利用する人はほとんどいないのが実情です。この程度のことでも、恥ずかしい、自分さえ我慢すれば…など、あきらめの気持ちを払拭して相談へのハードルを下げる取り組みを強化する必要があります。

## 第3章 計画の基本的な考え方

- 1 基本理念
- 2 基本目標
- 3 取り組みの体系



## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 基本理念

**や** さしい心と希望を持ち  
**ま** わりのすべての人と一緒に  
**え** がおあふれる山江村

男女共同参画社会基本法において、男女共同参画社会とは「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」としています。一方、性別を「男」「女」の2つに分けることは、性的少数者への配慮に欠ける可能性もあります。そこで、男女共同参画基本計画ではすべての人が多様性を認め合い、活躍できることを目標とします。

本村においては、山江村男女共同参画推進条例に掲げる以下の6つの基本理念を基に、前計画で取り組んできた施策を精査し、より実効性のある計画とするため、山江村第4期男女共同参画基本計画の基本理念を「やさしい心と希望を持ち まわりのすべての人と一緒に えがおあふれる山江村」と決めました。人権尊重の基本であるやさしい心があふれ、周りのすべての人と一緒に、笑顔の明るい未来に向かっていくことを表現しました。理念を楽しく覚えてもらうため、「や」「ま」「え」が語句の最初にくるよう工夫しました。

#### ～ 山江村男女共同参画推進条例に掲げる基本理念 ～

1. すべての人権の尊重
2. 社会における制度又は慣行についての配慮
3. 政策等の立案及び決定への共同参画
4. 家庭生活及び他の活動の両立
5. 生涯を通じた健康への配慮
6. 国際的協調

## 2 基本目標

### ▪ 基本目標1 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

男女共同参画社会の実現に向けて、基盤となる人権を尊重する意識の高揚に努めます。アンコンシャス・バイアスの啓発、女性の参画意欲促進、性の多様性理解促進を重点取り組みとして推進します。

### ▪ 基本目標2 だれもが安心して暮らせる社会づくり

福祉の充実や健康づくり、それらを通じた社会参加促進に取り組み、だれもが安心して暮らせる社会づくりを進めます。生活に困窮する人たちへの支援、どんな立場でも能力を発揮して社会参加できる支援に努めます。

### ▪ 基本目標3 すべての人がともに参画する社会づくり

すべての人が参画できる社会づくりのためには、多様な視点や発想を取り入れることが求められます。あらゆる分野での政策・方針決定の場への女性の参画を確実に推進することで、だれもがいきいきと暮らせる山江村をつくりまします。

### ▪ 基本目標4 だれもがともに働きやすい環境づくり

将来にわたり活力ある経済社会を構築するためには、だれもが、仕事と生活が調和した多様な働き方が可能となる環境づくりが必要であり、また、その能力を十分に発揮できる機会を確保することが重要となります。子育て支援や介護支援を通じた仕事と家庭の両立、起業や就労支援を通じた経済的自立を目指します。

### ▪ 基本目標5 パートナー間の暴力を許さない対策の充実

パートナー等からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。DVを防止するための意識啓発をはじめ、被害者に対して適切な支援を行えるよう、まず、相談窓口の周知と相談体制の充実に注力します。

### 3 取り組みの体系

#### 1 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

- (1) アンコンシャス・バイアス、女性の参画意識高揚啓発
- (2) 学校等における男女共同参画の推進
- (3) 生涯学習における男女共同参画の推進
- (4) 性の多様性についての理解促進

#### 2 だれもが安心して暮らせる社会づくり

- (1) 学び直しや就労支援を通じた暮らしの安定化支援
- (2) 生涯を通じた心と体の健康づくりの推進
- (3) 生活に困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境づくり

#### 3 すべての人がともに参画する社会づくり

- (1) 村の施策・方針決定過程への女性の参画の推進
- (2) 家庭における男女共同参画の推進
- (3) 地域における男女共同参画の推進
- (4) 防災・災害対策における男女共同参画の推進

#### 4 だれもがともに働きやすい環境づくり

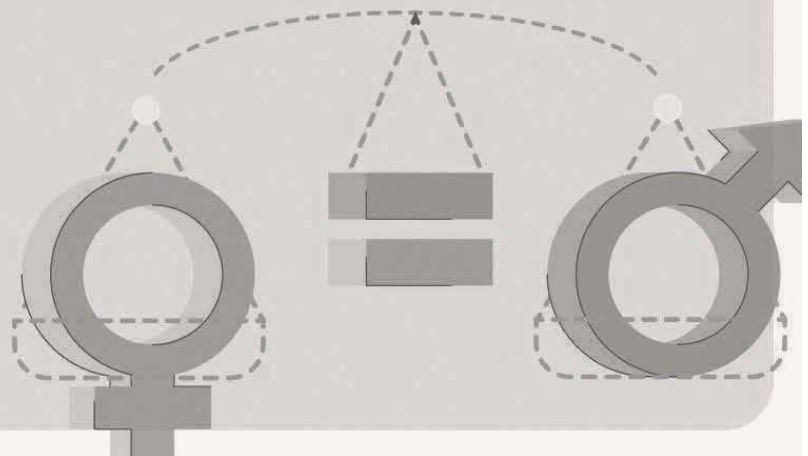
- (1) 女性の活躍を支える環境の整備
- (2) 仕事と家庭・地域生活の両立支援
- (3) 働く場における男女共同参画の推進

#### 5 パートナー間の暴力を許さない対策の充実

- (1) DVの防止に向けた情報提供や啓発
- (2) 相談窓口の周知徹底と相談・連携体制の整備・充実
- (3) 被害者に対する支援の推進

## 第4章 計画の内容

- 基本目標 1 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり
- 基本目標 2 だれもが安心して暮らせる社会づくり
- 基本目標 3 すべての人がともに参画する社会づくり
- 基本目標 4 だれもがともに働きやすい環境づくり
- 基本目標 5 パートナー間の暴力を許さない対策の充実



## 第4章 計画の内容

### 基本目標1 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

#### (1) アンコンシャス・バイアス、女性の参画意識高揚啓発

##### 現状と課題

男女共同参画社会の実現のためには、住民一人ひとりが男女共同参画について、正しく理解し、その視点に立って行動できることが重要となります。

住民調査では、男女の平等感に女性と男性では認識の違いがあることが明らかとなっており、近年課題視されている「性別による無意識の思い込み=アンコンシャス・バイアス」が、山江村でも見られることが分かってきました。まず、この無意識の思い込みに気づいてもらうことから啓発は始まります。無意識だったことを意識することで、是正につながります。

一方で、PTA活動や自治会活動の役職への取り組みについて女性は消極的になりがちという結果も出ており、女性自身の参画意識を高めることが、山江村の男女共同参画意識には不可欠だといえます。

##### 主な取り組み

##### ● アンコンシャス・バイアスへの気づきを促す啓発

- ・だれもが持っているアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）とは何かを知ってもらい、自分にも思い込みがあるのではないかという「気づき」を促すため、アンコンシャス・バイアスをテーマとした講座を開催します。
- ・職場や公共の施設などに掲示できるポスターやPOPなどを制作し、アンコンシャス・バイアスの認知向上に努めます。
- ・広報誌、ホームページ、ケーブルテレビ等、村が活用できるあらゆる媒体を通して、アンコンシャス・バイアスの啓発に努めます。
- ・アンコンシャス・バイアスをテーマとして、村職員や区長・民生委員など地域を支える人が参加する研修会を実施します。
- ・広報誌やケーブルテレビなど村が発信する情報については、どの年代でもわかりやすい表現に配慮します。

##### ● 女性の意識啓発

- ・PTA会長・役員、自治会役員などの役職に対して積極的にかかわろうという気持ちを喚起するために、女性の役職経験者（過去、現在にかかわらず）の「やって

よかった」という体験談を多くの村民に知ってもらう機会をつくります。広報誌、ホームページ、ケーブルテレビ等、村が活用できるあらゆる媒体を活用し、発信します。

- ・ 広報誌やケーブルテレビなど村が発信する情報については、どの年代でもわかりやすい表現に配慮します。

### ● 関連図書の収集、紹介

- ・ 男女共同参画について広く知ってもらうため、村内図書室（えほんの森）を活用し、住民の意識啓発に努めます。

### ● 男女共同参画に関する情報提供

- ・ 男女共同参画に関する事業や情報を収集・整理し、広報誌、ホームページやケーブルテレビ等のあらゆる媒体を活用して誰もが理解しやすい表現に配慮した情報提供に努めます。
- ・ 広報誌やケーブルテレビなど村が発信する情報については、どの年代でもわかりやすい表現に配慮します。

## （２）学校等における男女共同参画の推進

学校は、さまざまな学習を通じて豊かな心を育むことができる重要な場であり、男女共同参画意識を育む上でも学校の果たす役割は大きいといえます。

幼少期からの発達段階に応じた教育活動を通して、共感や思いやりの気持ちを育むとともに、個性を大切にした教育の推進に努め、性別や国籍等に関係なく、お互いを認め合う意識や多様性を受け入れる意識の形成を図ります。

### 主な取り組み

#### ● 子どもの発達段階に応じた多様性を認め尊重できる教育の推進

- ・ 学校教育、就学前教育等の中で正しい人権意識や男女平等意識を育成します。
- ・ 人権教育年間計画に男女共同参画の視点を踏まえた題材に位置付け、自分の個性を大切に、自分らしく生きようとする児童生徒の育成を推進します。

#### ● 子どもの発達段階に応じた指導内容・方法等の充実

- ・ 教育に携わる職員が、男女共同参画を理解し、意識を高め、教育に反映できるよう研修等の機会を充実します。
- ・ 性別にとらわれない一人ひとりの個性や能力を大切にした指導の充実を図るた

め、LGBTQ+等に関する研修を開催します。

### ● キャリア教育の推進

- ・男女別の職業観にとらわれず、本人の適性・希望に応じたキャリア教育を推進します。

### ● 学校・家庭・地域が一体となった意識啓発

- ・子どもたちが学校で学んでいる新しい価値観（ジェンダーレス制服の選択制など）を、保護者や地域住民などの大人に対しても広報誌や授業参観等の機会を通じて周知し、世代間の意識の乖離を埋める取り組みを推進します。

## （3）生涯学習における男女共同参画の推進

男女共同参画社会の実現に向け、家庭や地域などのあらゆる場における学習の果たす役割は大変重要であり、男女の人権を尊重する人権教育や相互の理解についての学習機会の充実が求められています。

さまざまな場において、あらゆる人々へ男女共同参画に関する学習の機会を提供します。また、性別にとらわれず、その人の個性を尊重できるよう人権意識や男女共同参画の意識づくりを推進します。

### 主な取り組み

### ● 男女共同参画に関する生涯学習の推進

- ・生涯学習講座において、男女共同参画の促進につながる講座等を検討します。
- ・講座案内やホームページを通じ、女性が積極的に社会に参加できることにつながる学習情報の提供を行います。

### ● 人権教育の充実

- ・地域人権教育指導員を活用し、地区への出前講座、講演会、研修会を実施します。今後も、人権を尊重する意識の啓発を行い、住民一人ひとりが、人権について考えるきっかけをつくるとともに、正しい知識を身につける機会の充実を図ります。

### ● メディア・リテラシーの向上のための支援

- ・性別による固定的な役割分担、性別による差別的取扱い、セクシャル・ハラスメ

ントやモラル・ハラスメントなどの行為を助長または連想させる表現、女性を性的な対象として扱う表現などを行わないよう、人権尊重の視点でメディア・リテラシーの必要性について広報・啓発活動の充実を図ります。また、住民がSNSを含めたメディア・リテラシーの向上やICTを適切に活用する能力を身につけるための学習機会や情報を提供します。

## (4) 性の多様性についての理解促進

基本的人権が尊重され、性的少数者であることを理由に差別などが行われることがないように、性の多様性への理解促進に努め、多様性を認め合うむらづくりを目指します。

### 主な取り組み

#### ● 性の多様性に関する啓発、相談対応

- ・ 性的少数者であることを理由にした偏見や差別の解消を目指した啓発に取り組むとともに、相談に適切に対応します。
- ・ 学校においては、教職員の一層の理解促進に努め、日頃から児童生徒が相談しやすい環境を整えます。

## コラム② LGBTQ+

### ※性はグラデーション… LGBTQ+

LGBTQ+とは、それぞれの言葉の頭文字を取って組み合わせた言葉で、性的少数者の総称の一つです。レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー、クエスチョニング/クィア（自分の性のあり方が分からない、決めていない人、規範的な性のあり方に属さない人）、+（プラス）はLGBTQに当てはまらない多様な性を意味します。

性のあり方には主に4つの要素があるとされます。①生まれたときに体のつくりで判断された「体の性」、②自分の性をどう認識しているかの「心の性」、③どのような性別の人を好きになるか「好きの性」、④服装や言葉遣いなど自分の「性の表現」です。

各種調査によると、性的少数者は日本の人口の3～8%程度とされます。周りに「いない」と思っている、実は「気づいていない」だけかもしれません。



## 基本目標2 だれもが安心して暮らせる社会づくり

### 現状と課題

単身世帯やひとり親世帯の増加等の家族の変化、非正規化の進行等の雇用・就業をめぐる変化、国際結婚・定住外国人の増加等のグローバル化の進展など、様々な社会経済の変化の中で、経済困難や社会的孤立などの「生活困難」を抱える層が多様化し、増加しています。

特に、女性は、妊娠・出産・育児等のライフイベントの影響、非正規に就きやすい就業構造、女性に対する暴力被害の影響、固定的役割分担意識等のために生活困難に陥りやすい状況にあります。また、生理の貧困、ヤングケアラー、相談先が分からない孤立感など、表に出にくい困難に直面していることも考えられます。

このような生活困難の問題について、男女共同参画の視点に立った施策の推進が求められます。本村のひとり親家庭の割合は、県平均より高くなっており、より一層の女性の経済的自立支援が求められます。

本村では、性の理解と尊重について、学校教育の中で、子どもの発達段階に応じた性教育などを行っています。子どものころや体の健やかな成長と、生涯を通じての健康づくりの基盤を形成するためにも、家庭、学校、地域などが連携して性教育や健康教育をさらに充実させる必要があります。

また、本村では、村民一人ひとりが主体的に、健康づくりに取り組みやすい環境の整備を進めています。今後も、村民の生活習慣の改善や健康づくりを支援するための健康教育・相談体制、健康診査実施体制の充実はもとより、生涯を通じた男女の健康支援として、安心して出産できる環境整備や、女性特有のころや身体の悩みについても気軽に相談できる体制を充実させることが重要です。

### (1) 学び直しや就労支援を通じた暮らしの安定化支援策

情報技術が日々進化し、働き方も大きく変わろうとしています。非正規雇用の人たちの就労を支援するため、新たな技術を身に付けることでステップアップし、生活の安定を図ることは、誰もが安心して暮らせる社会づくりの基礎となるものです。

また男女が生涯にわたって健康で充実した生活を送ることは、男女共同参画の実現に向けて基本的な条件となります。思春期の子どもが保健や性に関する正しい知識を持てるよう、発達段階に応じた意識啓発を行います。

妊娠・出産に関する保健サービスの充実を図るとともに、ライフステージに応じた健康管理の支援を行い、だれもが生涯を通じて心身の健康が維持できるよう支援を行います。

## 主な取り組み

### ● 再就職を支援する学び直しの機会創出

- ・子育てのために一度退職した男女が、再度就職をするにあたって技術を身に付けられる講座や、「生涯現役」を目指すシニア層を対象にした学び直しの講座を実施することで、新たな就労へつなげます。

### ● ひとり親家庭等の自立支援

- ・ひとり親家庭等に対して、医療費の一部を助成するなど各種制度を充実するとともに、相談体制の充実や就業機会の確保に努め、経済的自立や生活支援を行います。

## (2) 生涯を通じた心と体の健康づくりの推進

男女が生涯にわたって健康で充実した生活を送ることは、男女共同参画の実現に向けて基本的な条件となります。思春期の子どもが保健や性に関する正しい知識を持つよう、発達段階に応じた意識啓発を行います。また、妊娠・出産に関する保健サービスの充実を図るとともに、ライフステージに応じた健康管理の支援を行い、誰もが生涯を通じて心身の健康が維持できるよう支援を行います。

## 主な取り組み

### ● 思春期を中心とした心の教育・性教育の推進

- ・児童生徒が、命を大切にする意識や発達段階に応じた性知識を身につけることができるよう、学校における心の教育や性教育を推進します。

### ● リプロダクティブ・ヘルス/ライツの周知・啓発

- ・性と生殖の健康・権利の考え方について理解を深めるため、幅広い年齢層において知識と理解が得られるよう、情報提供・啓発を行います。

### ● 母子保健サービスの充実

- ・妊娠から出産、育児など、それぞれの発達段階に応じた母子保健サービスや相談事業の周知を行い、安心して出産、育児ができる環境の整備を行います。

### ● 生涯を通じた男女の健康増進

- ・すべての人がともに健康でいきいきと暮らしていくために、職場や地域と連携しながら、健診（検診）の受診や保健指導を通じて生活習慣病等を予防するとともに、相談体制の充実を図ります。

## （3）生活に困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境づくり

ひとり親家庭や高齢者、障がい者などは、自らが置かれている状況に加え、性別によって複合的に困難な状況に置かれる場合もあります。このような、さまざまな困難な状況に置かれている人々をはじめ、すべての人が安心して暮らせるよう、経済的負担を軽減するための支援を行うとともに、相談体制の充実を図り、自立に向けた支援を行います。

### 主な取り組み

### ● 介護、高齢者福祉、障がい者福祉サービスの充実

- ・介護保険サービス、介護予防の充実を図るとともに、障がい者福祉サービスの充実に努め、高齢者や障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らし、社会参加ができるよう環境整備に取り組みます。また、各種サービスを充実することにより、介護者の負担軽減を図ります。

### ● 高齢者・障がい者（児）の生活を総合的に支援する取り組み

- ・高齢者が住みなれた地域で安心して生活できるように、相談窓口を設置、生活・介護等に関する総合的な相談や虐待などの権利擁護、認知症高齢者を支援する認知症サポーター養成など、包括的な支援事業を行います。

### ● さまざま困難を抱える人々への支援

- ・ひとり親家庭や生活困窮者、ヤングケアラーなど、さまざまな困難を抱える人々が安心して暮らせるよう、男女共同参画の視点を持ちながら相談に応じ、関係機関と連携して最新の各種制度等の情報提供に努め、相談体制を充実します。

### ● 外国人への支援

- ・外国人や外国人の親をもつ子どもが抱える雇用・就業、就学等に関する相談や情報提供を行います。

## 基本目標3 すべての人がともに参画する社会づくり

### 現状と課題

本村では、村の政策・方針決定過程への女性の参画をこれまでも推進してきましたが、女性委員の登用率が目標値に達していない状況にあります。委員会や審議会の委員選定にあたっては、団体の長といった代表者を想定しがちであり、団体の長といわれる人たちは男性が多いこともあり、女性委員の登用率が伸び悩んでいます。すべての人が参画する社会づくりのためには、女性委員の登用率を一定割合以上に規定するなど、これまで以上に女性を登用する仕組みが求められます。

### (1) 村の政策・方針決定過程への女性の参画の推進

男女共同参画社会の形成のためには、男女が社会のあらゆる分野に対等に参画する機会が確保され、ともに責任を担うことが必要です。

村政のあらゆる分野で男女共同参画の視点に基づき、審議会等への女性委員登用や女性管理職の登用を推進します。

#### 主な取り組み

##### ● 各種審議会等への女性委員登用の推進

- ・各種審議会、委員会等における委員の選出方法の見直し等により、女性委員の登用を推進します。
- ・各種審議会、委員会における女性委員の割合を4割以上とすることを目標にします。

##### ● 女性管理職の登用の推進

- ・職員研修等を通じて村職員の能力開発や意識向上を図るとともに、その能力に応じて女性職員の管理職への積極的な登用を推進します。
- ・女性職員の意識を高めるため、リーダーシップ研修等を積極的に実施します。

### (2) 家庭における男女共同参画の推進

男女がともによりよい家庭づくりについて考え、行動することは、男女共同参画社会の第一歩です。男女がともに家事、育児、介護等に参画するよう広報等を通じて啓発します。

## 主な取り組み

### ● 男性の家事・育児・介護などへの積極的参画促進

- ・家庭における男性の生活や自活能力を高めるための料理や介護等の実践講座を実施します。今後は、若年者の参加を増やすために開催時期の調整を図り、幅広い年齢層が参加しやすい環境整備に取り組みます。
- ・家事や子育て、介護における情報や支援制度を周知します。
- ・男性が家事等において積極的に役割を担っていけるよう、男女共同参画に向けた意識づくりにつながる講座や学習会を開催します。

### ● 家庭での役割分担の好事例の紹介

- ・家事や育児等に積極的に関わっている男性の事例等を広報誌等で紹介し、村民の意識啓発に努めます。
- ・育児休業を取得した男性等を広報誌や講座で紹介し、男性が仕事と生活の調和を図ることができるよう促します。

### ● 情報提供の推進

- ・家庭における男女共同参画を進めるため、家族がともに協力して、家事、子育てや介護が担えるよう、意識の醸成を図るため、広報誌やケーブルテレビなどさまざまな周知方法を検討し、啓発・広報の充実に努めます。

## (3) 地域における男女共同参画の推進

男女共同参画社会の形成にあたっては、行政だけでなく、住民との協働によって進めていくことが重要です。

今後はこれまでのしきたりや慣行にとらわれず、あらゆる地域活動において男女共同参画の視点に立った取り組みを進めていくため、女性の意識の底上げを図るとともに、各種団体等との連携や地域リーダー等への啓発に努めます。

## 主な取り組み

### ● 地域における男女共同参画の周知・啓発

- ・すべての人がともに等しく地域における活動に参画し、役職等分担できるよう、継続的に周知・啓発を行います。

### ● 地域活動や地域リーダーに対する男女共同参画の啓発

- ・ 区長や民生委員児童委員など地域活動の中心的存在となる住民に対して、男女共同参画に関する啓発や講座・講演会の情報提供を行います。

### ● 仲間づくりや情報共有の場の提供

- ・ むらづくりに女性の経験や発想を活かした取り組みを進めるため、「山江村未来塾100人委員会」を活用した、村民の自主的な仲間づくりや交流の場を提供します。

## (4) 防災・災害対策における男女共同参画の推進

地域社会において、性別・年齢の区別なく誰もが被害をうける災害発生時には、男女共同参画の視点に立った対応が必要です。また、高齢化や単身世帯の増加等により、地域コミュニティの機能強化が重要です。

このため、地域におけるさまざまなニーズに対応できる防災・災害対策等の活動を推進するために、女性の積極的な参画を促進します。

### 主な取り組み

### ● 防災活動での男女共同参画の推進

- ・ だれもが参加できる防災の講習や避難訓練活動などを実施するとともに、性別や年齢等により役割を固定化することがないよう働きかけを行います。
- ・ 自主防災組織や各種ボランティア団体等が連携できるよう支援します。
- ・ 自主防災組織等への女性の参画を促すため、防災活動における女性の役割の重要性を啓発する情報発信を、広報誌、ホームページ、ケーブルテレビ等で実施します。

### ● 男女共同参画の視点に立った防災対策

- ・ 災害時の被災者支援における男女のニーズの違いや高齢者、乳幼児、女性などに対して男女双方の視点から配慮がなされるよう、男女共同参画の視点で、災害に対する事前の備え、避難所運営を実施します。
- ・ 村の防災計画における避難所運営方針に、一定割合以上の女性リーダーを配置するなどして、防災における女性の活躍を推進します。

## 基本目標4 だれもがともに働きやすい環境づくり

### 現状と課題

「山江村第3期男女共同参画基本計画」の検証では、女性の活躍推進を目指した施策のうち、子育て支援に関わる保育事業については評価が高くなっていました。一方、要介護認定者が増加し、働く人の介護負担が増えるなど、介護への支援のニーズが高まっています。またアンケート調査では、育児休業取得について「取りづらい雰囲気があり、取得していない」という回答がありました。

だれもがともに働きやすい環境づくりのためには、育児休業を積極的に取得するなど、仕事も家庭も大切にできる生き方ができる施策が求められます。

### (1) 女性の活躍を支える環境の整備

一人ひとりが自分に合った働き方を選択でき、男女がともに働き続けるため、子育て支援及び介護サービスの充実を図ります。

#### 主な取り組み

##### ● 保育サービスの充実

- ・延長保育や病児・病後児保育など、多様なニーズに応じた保育サービスを充実します。

##### ● 介護、高齢者福祉、障がい者福祉サービスの充実（再掲）

- ・介護保険サービス、介護予防の充実を図るとともに、障がい者福祉サービスの充実に努め、高齢者や障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らし、社会参加ができるよう環境整備に取り組みます。また、各種サービスを充実することにより、介護者の負担軽減を図ります。

##### ● 男性の意識改革と家事等参加への積極的行動促進

- ・「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識を払拭し、家族が協力し合いながら子育てができる環境をつくるため、育児教室等の学習の場を提供し、男性に対して子育てに関する知識の普及を促進します。
- ・男性の家事、育児、介護等への責任の積極的負担を促し、男性にとっても仕事と生活が両立できる暮らしやすい社会の実現に向けた意識啓発を行います。

## (2) 仕事と家庭・地域生活の両立支援

個人のライフスタイルやニーズに応じた多様な生き方が選択・実現できるワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を実現することは、生活にうるおいや豊かさをもたらすものです。

誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、人生の各段階に応じて多様な働き方が選択・実現できるよう、ワーク・ライフ・バランス促進に向けた啓発活動に努めます。

### 主な取り組み

#### ● ワーク・ライフ・バランス促進のための啓発

・ワーク・ライフ・バランスの考え方を広く住民に周知し、仕事と家庭生活、地域生活の両立を図るため、その促進に向けた情報提供や女性が働くことに対する理解が深まるよう啓発を行います。

#### ● 働き方改革の促進

・多様な働き方が可能な職場環境が実現できるよう、パンフレットの配布などを通じて、ワーク・ライフ・バランスの必要性や取り組み方法を事業所へ啓発します。

#### ● 柔軟な働き方の推進

・テレワーク等の柔軟な働き方の普及支援や、女性を対象としたデジタルスキル習得講座を開催し、職域の拡大とワーク・ライフ・バランスの推進を支援します。

## (3) 働く場における男女共同参画の推進

「男女雇用機会均等法」や「育児・介護休業法」など各種法制度は整備されつつありますが、雇用や就労環境における男女格差など働く場における課題はいまだ残されています。

意識調査等からも、女性が職業を持ち、働き続けるためには、女性が働くことに対する家族や周囲の理解をはじめ、働きやすい職場環境づくりが求められています。

今後、男女がともに対等なパートナーとして能力を発揮し、いきいきと働くことができるよう、事業所等への啓発や育児休業・介護休業の取得促進などの支援に努めます。

## 主な取り組み

### ● 働きやすい職場環境づくりに向けた啓発

- ・男女雇用機会均等法や育児・介護休業法など、男女共同参画及び労働に関する啓発や情報提供を行い、働きやすい職場づくりに対する理解・協力を求めています。

### ● あらゆるハラスメント等の防止

- ・多様性のある視点を持ち、あらゆるハラスメント等の防止に向けて認識を深めるため、事業所への情報提供やセクハラ等の防止に関する啓発を行います。

### ● 育児・介護休業法の制度活用の推進

- ・仕事と家庭の両立を支援するため、事業主や労働者に育児休業・介護休業制度についての情報提供を行い、男女に関係なく積極的に育児休業等取得の促進を図ります。
- ・男性が育児休業を取得しづらい雰囲気打破し、男性の育児休業取得を「当たり前」にするために、まず役場において率先して男性の育児休業取得率向上を目指します。

### ● 多様な働き方に関する情報提供

- ・妊娠・出産などを理由とした不利益な取り扱いを受けることなく、在宅勤務やフレックスタイム等の多様な働き方に対して、労働条件の向上が図られるよう、関係機関と連携して情報の提供を行います。

### ● 農業における男女共同参画の推進

- ・農業における女性の活躍を推進し、女性農業従事者の農業技術や経営能力の向上を支援します。また、農業経営や意思決定の場への女性の参画を進めるため、家族経営協定を周知します。

### ● 再就職や起業・創業に関する情報及び学習機会の提供

- ・女性の再就職や起業・創業を支援するため、関係機関と連携のもと、国・県が開催する女性の再就職や起業・創業に関する講座等の情報提供を行います。

## 基本目標5 パートナー間の暴力を許さない対策の充実

### (1) DVの防止に向けた情報提供や啓発

#### 現状と課題

DV（ドメスティック・バイオレンス）やストーカーなどのパートナー間のあらゆる暴力は犯罪であり、全国的にも大きな社会問題となっています。

そのため、暴力行為は深刻な人権被害であるとの認識のもと、被害の未然防止に取り組めます。

#### 主な取り組み

##### ● 暴力等の被害防止に向けた啓発

- ・ 広報や社会教育の場などさまざまな機会をとらえて、「DV防止法」や「ストーカー規制法」などの認識・理解がより一層深まるよう意識啓発を行い、暴力等の被害防止に努めます。
- ・ 身体的暴力だけでなく、精神的・経済的支配（コントロール）も暴力であることを啓発し、被害防止に努めます。
- ・ 令和5年の刑法改正により新設された「不同意性交等罪」により、それまで処罰の対象になりにくかった性犯罪を顕在化させることになりました。このような性犯罪に関する知識を併せて啓発し、被害を未然に防ぐことに努めます。

##### ● デートDV対策の推進

- ・ 交際中の若い人たちの間で起こるデートDVの防止に向けて、村内中学校・人吉球磨管内高等学校等との連携による正しい理解や認識に向けた教育・啓発や働きかけを行います。

##### ● 女性の防御力の向上

- ・ 女性がターゲットとなる犯罪被害から自分で身を守るための実践的な学習機会を提供します。

## (2) 相談窓口の周知徹底と相談・連携体制の整備・充実

DVは外部からの発見が困難な家庭内で行われることが多いため、潜在化しやすく被害も深刻化しやすい傾向があります。

意識調査等からは、被害をうけても相談に至らない場合が多く見受けられました。

暴力の被害を長期化・拡大化させないために、早期相談・早期発見に努めることが重要であることから、まず、相談窓口の存在を広く知っていただき、だれでも相談できることを周知徹底します。さらに、相談体制の充実とともに、関係機関との連携強化を図ります。

### 主な取り組み

#### ● DV等に関する相談窓口周知と支援

- ・ 配偶者や恋人からの暴力など、さまざまな問題に対し、「熊本県女性センター」などの相談窓口の周知に努めます。
- ・ 村内の公共施設、広報誌、ホームページ、ケーブルテレビなど、多様な媒体を活用し、「秘密が守られること」「本人はささいなこと、と考えていることでも相談したほうがよいこと」などを周知し、相談のハードルを下げることに努めます。

#### ● 関係機関等との連携による被害者の早期発見と支援体制の充実

- ・ 医療機関や保育・教育機関、民生委員、児童委員など、配偶者等からの暴力を発見しやすい立場にある機関等に対し、相談先の周知や被害者の早期発見及び通報の必要性について理解を深めるための情報提供を行います。
- ・ DV被害者に対する適切な支援を行うため、山江村児童虐待及びDV対策地域協議会における連携強化を図ります。

## (3) 被害者に対する支援の推進

被害者やその同伴者の一時保護が安全かつ確実に実施されるよう支援を行うとともに、個人情報等の厳重な管理に努めます。また、被害者の自立に向けて、被害者の立場に立った支援に努めます。

## 主な取り組み

### ● 被害者に関する個人情報保護の徹底

- ・住民基本台帳の閲覧制限や住民情報が記載された書類の発行制限など、DV被害者の個人情報の保護を徹底します。

### ● 被害者の自立への支援

- ・被害者やその同伴者が自立できるよう、安定した生活基盤を確保し、被害者に対して支援のための情報提供や心身における支援体制を強化します。

## コラム③ 性的被害の相談窓口

### ※性的被害の相談窓口 各地に

相手の同意のない性的な行為は性暴力です。性暴力は、女性が被害者とは限らず、男性が被害を受けているケースもあります。身近な人や交際相手、配偶者間であっても性暴力は起こりえます。性暴力被害に遭っている人がいたら、「あなたは何も悪くない」と伝えてください。安心できる相談先が整備されています。

**性的な被害、ひとりで悩んでいませんか？**

- 服を脱がされた
- 水着で隠れる部分（プライベートゾーン）を触られた
- 下着姿や裸の写真、動画を撮られた、送るよう要求された
- 飲み物に薬を入れられ、気づいたら性行為をされていた
- 痴漢にあった

あなたは何もわるくありません。相談できる場所があります。

電話で相談	性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター はやくワンストップ <b>#8891</b>	性犯罪被害相談電話(警察) ハートさん <b>#8103</b>	チャットで相談 キュアタイム	性犯罪・性暴力とは 内閣府 男女共同参画局
-------	---	--	-------------------	-----------------------------

・DV相談ナビ「#8008」（はれれば）＝最寄りの相談機関（配偶者暴力相談支援センター）につながります。

・警察相談専用電話「#9110」＝電話をかけた地域を管轄する警察本部の相談窓口につながります。

・熊本県内の相談窓口「ゆあさいどくまもと」096-386-5555＝公益社団法人くまもと被害者支援センター

## コラム④アンコンシャス・バイアス

### ※つい思い込んでしまう…アンコンシャス・バイアス

アンコンシャス・バイアス (unconscious bias) とは、「無意識の思い込み」と表現されます。これまでに経験したことや見聞きしたことをもとに、「それはこうだ」と思い込んでしまうことは、だれにでもありうることです。

例えば、こんな思い込みはありませんか。

- ・ 赤いランドセルを背負った小学生は女の子だ
- ・ 駆け付ける消防士は男性だ
- ・ 受け付け、接客、お茶出しは女性の仕事だ
- ・ デートのお金は男性が負担すべきだ
- ・ 土木の仕事は男性のものだ

政府広報オンライン（※）では、3つのポイントを意識するよう呼び掛けています。



#### Point 1 「べき」「普通は…」に注意！

「男性は仕事を優先すべきだ」「普通は〇歳になった女性は結婚するものだ」一。本当にそうなのか、立ち止まって考えてみましょう。

#### Point 2 相手の「サイン」を見逃さない

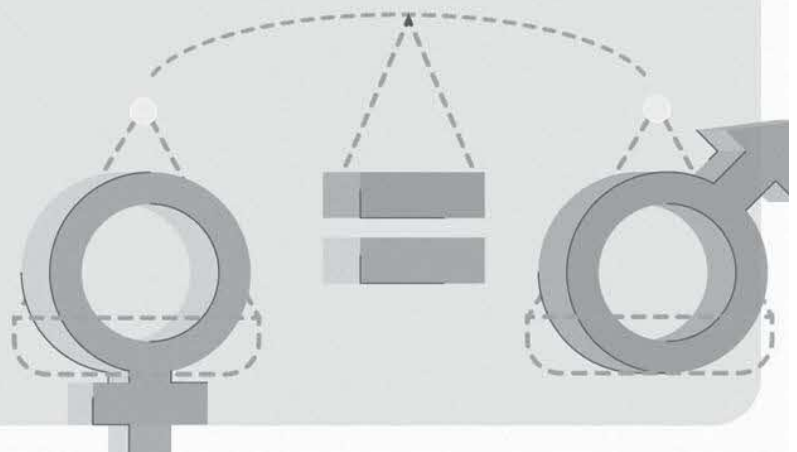
家庭や職場、友達と話しているとき、相手の表情が急に曇った、と感じたことはありませんか。もしかしたら、悪気はなくても、自身のアンコンシャス・バイアスから出た言動で傷つけたのではないかと振り返ってみましょう。

#### Point 3 常に自分に問いかける

アンコンシャス・バイアスはだれにでもあり、完全になくすのは難しいことです。だからこそ、「自分にもある」と意識して常に自分の言動を振り返り、ちょっとした違和感に気づくことが大切です。

※<https://www.gov-online.go.jp/tokusyu/unconsciousbias/#check>

## 第5章 計画の数値目標



## 第5章 計画の数値目標

山江村の現状・課題を踏まえたうえで、男女共同参画社会の実現に向けて以下の目標値を掲げ、その達成に向けて各種施策を推進していくものとします。

### (成果指標)

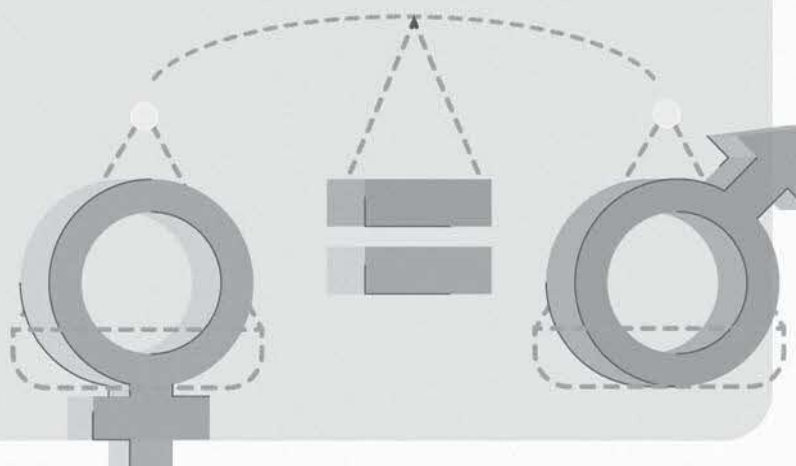
基本目標	項目	現状値（令和7年度）	目標値（令和12年度）
1	学校教育における男女平等達成感	52.2%	60.0%
1	社会通念・慣習・しきたりなどにおける男女平等達成感	15.7%	25.0%
1	男女共同参画社会基本法の認知度	27.3%	30.0%
1	山江村第4期男女共同参画推進計画の認知度	—	30.0%
1	村広報誌、その他メディア等への男女共同参画社会づくり推進の記事等掲載の回数	2回	6回
2	乳がん検診受診率	45.6% (令和6年度)	50.0%
3	家庭生活における男女平等達成感	49.9%	70.0%
3	地域活動・社会活動の場での男女平等達成感	37.9%	50.0%
3	職場における男女平等達成感	42.3%	50.0%
3	男性料理教室の参加者数	33人 (令和6年度)	50人
4	村の審議会等における女性の登用率	25.9%	40.0%
4	区長が女性の地区数	2地区	2地区
4	村役場の管理的地位にある職員（課長級以上）に占める女性の割合	10.0%	10.0%
5	女性相談センターの認知度	28.5%	40.0%

### (活動指標)

	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
村の審議会等における女性割合（1審議会あたり）	30%	30%	35%	35%	40%
区長に占める女性の人数	2人	2人	2人	2人	2人
村役場の管理的地位にある職員（課長級以上）に占める女性の人数	1人	1人	1人	1人	1人

## 第6章 計画の推進体制

- 1 推進体制の整備
- 2 連携体制の整備
- 3 計画の進捗管理



## 第6章 計画の推進体制

### 1 推進体制の整備

#### (1) 庁内推進体制

すべての職員が男女共同参画社会の形成をめざすという共通認識を持ち、その実現に向けて率先して行動できるよう、意識啓発や情報共有に積極的に取り組みます。また、本計画の取り組み内容は幅広い分野にまたがっているため、関係各課の連携を密にし、本計画の推進に努めます。

#### (2) 庁外推進体制

山江村男女共同参画審議会において、計画の実施状況の把握・点検を行うなど、男女共同参画の推進に関する事項について審議を行うことで、本計画の推進を図ります。

### 2 連携体制の整備

#### (1) 各種団体等との連携

男女共同参画を推進していくためには、村が直接取り組む施策だけではなく、関係団体・機関、事業所等がそれぞれの立場で本計画の目的を理解し、主体的な取り組みを展開することが必要となります。そのため、各種団体等と連携・協働のもと男女共同参画の推進に取り組んでいきます。

#### (2) 国・県等との連携

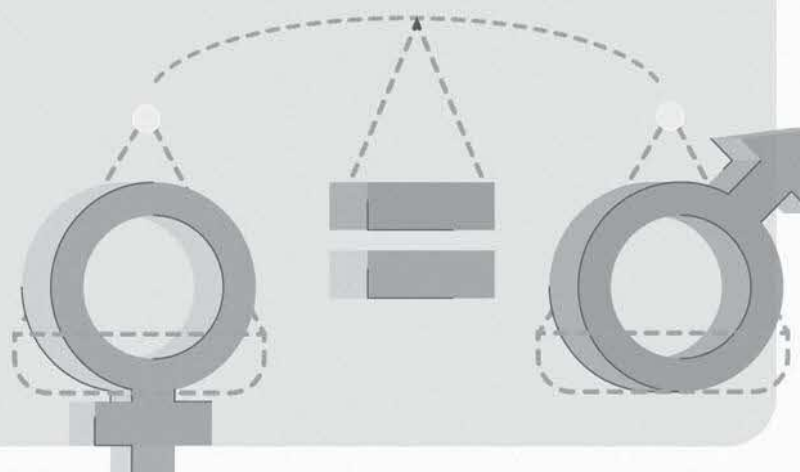
総合的かつ効果的な男女共同参画の推進を図るため、国や県、近隣自治体等との連携を図ります。

### 3 計画の進捗管理

本計画を実効性のあるものにするため、計画の進捗状況に関して、達成状況を毎年調査・点検します。また、計画の最終年度である令和12年度には、社会情勢の変化等を踏まえ必要な見直しを行い、本村における男女共同参画のさらなる推進を図ります。

## 資料編

- 1 山江村男女共同参画推進条例
- 2 山江村男女共同参画審議会委員名簿
- 3 山江村男女共同参画推進庁内委員会設置要綱
- 4 山江村男女共同参画推進庁内委員会委員名簿
- 5 策定の経緯
- 6 用語解説
- 7 男女共同参画社会基本法
- 8 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律



# 資料編

## 1 山江村男女共同参画推進条例

平成 23 年 3 月 18 日

条例第 2 号

(目的)

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進について、基本理念を定め、村、村民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女の人権が尊重される男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮することができる機会が確保され、互いに社会の対等な構成員として自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画し、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会について男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 事業者 営利を目的とした事業を行う法人又は個人、公益法人その他社会のあらゆる分野において経済活動又は社会活動を行う法人をいう。

(基本理念)

第 3 条 男女共同参画社会の形成は、次に掲げる基本理念にのっとり推進されなければならない。

- (1) 男女の人権の尊重 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱い(明確な差別的意図がなくとも、差別を容認したと認められる取扱いを含む。)を受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、男女間におけるあらゆる暴力が根絶されることその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 社会における制度又は慣行についての配慮 社会における制度又は慣行が、社会における男女の活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならないこと。
- (3) 政策等の立案及び決定への共同参画 男女が社会の対等な構成員として、村、地域及び事業者等における政策又は方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家庭生活及び他の活動の両立 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家事、子育て、介護その他の家庭生活について、家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、家庭生活以外の活動を行うことができるようにすること。
- (5) 生涯を通じた健康への配慮 男女が平等な関係の下に、互いの性について理解を深めることにより、妊娠、出産等に関して互いの意思が尊重され、かつ、生涯にわたって心身ともに健康な生活が営むことができるように配慮されること。
- (6) 国際的協調 男女共同参画社会の形成に鑑み、男女共同参画社会の形成は、国際的な協調の下に行わなければならないこと。

(村の責務)

第4条 村は基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。)を策定し、実施する責務を有する。

2 村は、男女共同参画の推進に関する施策を推進するにあたり、国、県、村民及び事業者と相互に連携及び協力を図るよう努めるものとする。

(村民の責務)

第5条 村民は、家庭、学校、職場、地域その他社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めるものとする。

2 村民は、村が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動に関し基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めるものとする。

2 事業者は、村が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(性別による権利侵害の禁止)

第7条 すべての人は、社会のあらゆる場において、男女共同参画の推進を阻害する次に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 性別を理由とする差別的取扱い

(2) セクシャル・ハラスメント(他の者を不快にさせるような性的言動をいう。)

(3) 配偶者等に身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為

2 村は、前項各号に掲げる行為の防止について、必要な広報活動その他啓発に努めるものとする。

(公衆に表示する情報に関する配慮)

第8条 すべての人は、公衆に表示する情報において、前条第1項各号に掲げる行為を助長する表現を用いないように配慮しなければならない。

(男女共同参画基本計画)

第9条 村長は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、基本的な計画(以下「計画」という。)を策定しなければならない。

(1) 村長は、計画を策定するに当たっては、村民及び事業者の意見を反映することができるよう、適切な措置をとるものとする。

(2) 村長は計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

(3) 前2号の規定は、計画の変更について準用する。

(村民の理解を深めるための措置)

第10条 村は男女共同参画の推進について、村民及び事業者の理解を深めるため広報活動等を通じて、適切な措置を講ずるものとする。

(民間活動への支援)

第11条 村は、村民及び事業者が男女共同参画の推進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他必要な措置を講ずるものとする。

(相談の対応等)

第12条 村は、性別に基づく人権の侵害等に関する村民の相談に対応するものとし、その対応については関係機関と連携して、適切な処理をするよう努めるものとする。

(調査研究等)

第 13 条 村は男女共同参画の推進に関する施策を効果的に推進するため、男女共同参画に関する調査研究及び情報の収集を行うものとする。

(推進体制の整備)

第 14 条 村は、男女共同参画の推進の状況及び男女共同参画の推進に関する施策を積極的に推進するための体制を整備するものとする。

(男女共同参画審議会の設置)

第 15 条 村は村民の視点による男女共同参画のむらづくりを推進するため、男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会は、次に掲げる事項について協議し、必要に応じて村長に意見を述べることができる。

(1) 男女共同参画社会の形成のため施策の樹立とその推進に関すること。

(2) 男女共同参画社会の形成の促進における調査研究に関すること。

(3) 第 12 条相談の対応等の処理に関すること。

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成に関する重要なこと。

(組織)

第 16 条 審議会は、委員 8 人以内で組織し、男女いずれの委員の数も、委員の総数の 10 分の 4 未満であってはならない。

2 審議会は、識見を有する者、各種団体から選出された者、その他村長が適当と認めた者をもって組織し、村長が委嘱する。

(委員の任期)

第 17 条 委員の任期は 2 年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の在任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長等)

第 18 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 19 条 会長は、必要に応じて審議会の会議を招集し、その議長となる。

2 審議会に、必要に応じて部会を置くことができる。

3 部会は、会長が指名する委員をもって構成し、必要に応じて会長が招集する。

(雑則)

第 20 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

## 2 山江村男女共同参画審議会委員名簿

番号	氏名	選任職域	役職	任 期	備考
1	石原 恵美	社会福祉協議会	局長	R8.2.26～R10.2.25	
2	前田 勝則	人権擁護委員	委員	R8.2.26～R10.2.25	
3	上村 斗巳扶	区長会	会長	R8.2.26～R10.2.25	
4	西川 千代子	婦人会	会長	R8.2.26～R10.2.25	副会長
5	上蔀 友嵩	青年団	団長代理	R8.2.26～R10.2.25	
6	谷川 安照	民生委員・児童委員協議会	会長	R8.2.26～R10.2.25	会長
7	渡辺 志保	識見者	地域人権教育指導員	R8.2.26～R10.2.25	
8	勝原 英美	住民代表	住民代表	R8.2.26～R10.2.25	

### 3 山江村男女共同参画推進庁内委員会設置要綱

(設置)

第1条 男女共同参画社会の実現に向けた動きの具体化と、男女共同参画施策の総合調整と積極的な推進による庁内組織の充実を図るため、山江村男女共同参画推進庁内委員会（以下「推進庁内委員会」という。）を設置する。

(職務)

第2条 推進庁内委員会は、次の各号に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 庁内における男女共同参画の意識改革及び環境整備に関すること。
  - (2) その他男女共同参画の推進に関すること。
- 2 推進庁内委員会は、調査審議の結果を村長に報告するものとする。

(組織)

第3条 推進庁内委員会は、委員10名以内で組織する。

- 2 委員は職員のうちから村長が命ずる。
- 3 委員の任期は2年とする。

(委員長等)

第4条 推進庁内委員会に委員長及び副委員長を各1人置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、推進庁内委員会を総理し、会議の議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議の招集)

第5条 推進庁内委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

(庶務)

第6条 推進庁内委員会の庶務は、健康福祉課において処理する。

(委任事項)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進庁内委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年1月22日から施行する。

## 4 山江村男女共同参画推進庁内委員会委員名簿

番号	氏名	課局名	役職	任 期	備考
1	内布 有加	総務課	係長	R7.6.6 ~ R9.3.31	
2	加賀 美佳	産業振興課	係長	R7.6.6 ~ R9.3.31	委員長
3	高橋 かおる	税務課	係長	R7.6.6 ~ R9.3.31	
4	吉田 啓人	健康福祉課	主事	R7.6.6 ~ R9.3.31	
5	勝山 綾香	会計室	主査	R7.6.6 ~ R9.3.31	
6	犬童 悠哉	企画調整課	主査	R7.6.6 ~ R9.3.31	副委員長
7	高田 知孝	建設課	主事	R7.6.6 ~ R9.3.31	
8	西村 礼士	教育委員会	主事	R7.6.6 ~ R9.3.31	

## 5 策定の経緯

開催日	会議等	主な協議内容
令和7年6月6日	第1回庁内委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施策・評価シートの振り返り</li> <li>・計画のスケジュール等の説明</li> </ul>
令和8年2月26日	第1回審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・村民、職員アンケート結果報告</li> <li>・計画素案の内容検討</li> </ul>
令和8年3月16日	第2回庁内委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・村民、職員アンケート結果報告</li> <li>・計画素案の内容検討</li> </ul>
令和8年3月18日	第2回審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パブリックコメントの結果報告</li> <li>・計画案の追加・変更点について</li> <li>・計画の承認 など</li> </ul>

## 6 用語解説

あ行	
アンコンシャス・バイアス	「無意識の思い込み」のこと。人は意識せず、自動的、潜在的に情報処理を行っており、ジェンダーに関してもステレオタイプの判断があるとされ、無意識の偏見を生んでしまうことがある。例えば「幹部は男性」「女性はきめ細やかで丁寧」といった思い込みがあれば、採用の門戸や女性の挑戦の機会を無意識に狭めてしまいかねない。アンコンシャス・バイアス (Unconscious bias) は、心理学の学術上は、潜在的バイアス (Implicit bias) とも呼ばれる。
育児休業・介護休業法	育児休業・介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律。 育児休業及び介護休業に関する制度並びに子の看護休暇に関する制度を設けるとともに、子の養育及び家族の介護を容易にするため勤務時間等に関し事業主が講ずべき措置を定めるほか、子の養育又は家族の介護を行う労働者等に対する支援措置を講ずること等により、子の養育又は家族の介護を行う労働者等の雇用の継続及び再就職の促進を図り、もってこれらの者の職業生活と家庭生活との両立に寄与することを通じて、これらの者の福祉の増進を図り、あわせて経済及び社会の発展に資することを目的としたもの。
M字曲線	日本で 15 歳以上の女性の労働力人口比率を年齢階級別にグラフ化したときにできる曲線のこと。30 代前半を谷底とする形を表したもの。
LGBTQ+	レズビアン (女性同性愛者)、ゲイ (男性同性愛者)、バイセクシュアル (両性愛者)、トランスジェンダー (出生時に割り当てられた性別や、その性別に期待されるあり方とは異なる性別で生きている人、生きたい人)、クィア (規範的な性のあり方以外のセクシュアリティ)、クエスチョニング (自らの性のあり方について特定の枠に属さない人、分からない人、決めたくない人) の頭文字をとった言葉。セクシュアルマイノリティ (性的少数者) の総称。「+」をつけ、「LGBT」に当てはまらない多様な性を表現している。
エンパワーメント	本来は英語の「パワー (力)」からきており、「力をつけること」という意味。ここでいう力とは、自分の意見を述べたり、社会に働きかけたり、動かしたりする力であり、それを可能にするための知識や能力を身につけることも含まれる。単に個人的に能力を高めるだけではなく、それを社会的に使う力をいう。
か行	
家族経営協定	家族農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやりがいを持って経営に参画できる魅力的な農業経営をめざし、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき、公的な第三者の立会いのもと文書で協定書をつくること。
合計特殊出生率	ある年次の年齢別出生率にしたがって子どもを産むと仮定した場合に、1 人の女性が生涯平均何人の子どもを産むかを示したもので、15～49 歳までの女性の年齢ごとの出生率を合計したもの。
国連婦人の地位委員会	経済社会理事会 (Economic and Social Council) の機能委員会の一つで、1946 年 6 月に設置された。政治・市民・社会・教育分野等における女性の地位向上に関し、経済社会理事会に勧告・報告・提案等を行うこととなっており、経済社会理事会はこれを受けて、国連総会 (第 3 委員会) に対して勧告を行う。

固定的な役割分担意識	一般的に「男は仕事、女は家庭」というように、男女ははじめからその役割が異なり、生き方があらかじめ決まっているという考え方や、それに沿った役割を期待することをいう。
<b>さ行</b>	
ジェンダー	人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー／gender）という。それ自体に良い、悪いの価値を含むものではない。
次世代育成支援対策推進法	次世代の社会を担う子どもを育成する家庭への支援、子どもが健やかに生まれ、かつ育成される環境の整備のための、国若しくは地方公共団体が講ずる施策、または、事業主が行う雇用環境の整備、その他の取り組みを推進するために必要な措置等について定めた法律。
女子差別撤廃委員会	女子差別撤廃条約の実施に関する進捗状況を検討するため同条約第 17 条に基づき設置され、1982 年 4 月に同委員会委員の第 1 回選出が行われた。締約国により選ばれた、徳望が高くかつ同条約の対象とされる分野において十分な能力を有する 23 人の個人資格の専門家により構成され、締約国が提出する報告を検討することなどを主な機能としている。
女子差別撤廃条約	昭和 54 年（1979 年）に国連で採択された「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」のこと。この条約は、女性に対するあらゆる差別の撤廃をめざして、法律や制度だけでなく、各国の慣習、慣行までも対象に含めている。日本では、昭和 55 年（1980 年）に署名を行い、国籍法の改正、男女雇用機会均等法の制定、学校教育における家庭科男女共修の検討などの条件整備を行った後、昭和 60 年（1985 年）に批准した。
女性の参画加速プログラム	女性の参画加速のための基盤整備を行うとともに、社会の中で活躍が期待されているが女性の参画が進んでいない分野に焦点を当て、女性の参画を阻む課題に対し、民間団体、地方公共団体等と連携した重点的な取組を推進するためのもの。
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）	「女性に対する採用、昇進等の機会の積極的な提供及びその活用が行われること」「職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備により、職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立を可能にすること」「女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきこと」を基本原則とし、女性の職業生活における活躍を推進するための法律。
セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）	相手の意に反した性的な性質の言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、衆目にふれる場所へのわいせつな写真の提示など、様々な態様のものが含まれる。特に、雇用の場においては、「職場において行われる性的な言動に対する女性労働者の対応により、女性労働者がその労働条件につき不利益を受けること又は性的な言動により女性労働者の就業環境が害されること」とされている。
<b>た行</b>	
男女共同参画社会	男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野での活動に参加する機会が確保された社会をいう。この社会では、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を受けることができるとともに、男女がともに責任を担うとされている。 平成 11 年（1999 年）6 月には男女共同参画の推進を法律面で明確化した男女共同参画社会基本法が制定された。

男女共同参画社会基本法	<p>「男女共同参画社会の実現を促進するための基本的な法律」で、平成 11 年（1999 年）6 月 23 日に公布・施行された。</p> <p>男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めている。</p>
DV（ドメスティック・バイオレンス）	<p>女性、子ども、高齢者、障がい者などの家庭内弱者への「継続的な身体的、心理的虐待、性的虐待など」をいうが、女性問題としては夫や恋人など「親しい」男性から女性への暴力をいう。単に殴る蹴るなどの身体的暴力だけでなく、威嚇、無視、行動の制限など、心理的な苦痛を与えることも含まれる。</p>
DV防止法（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律）	<p>配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とするもので、平成 25 年に一部改正され、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても、配偶者からの暴力及びその被害者に準じて、法の適用対象とされることとなっている。</p>
<b>は行</b>	
パワー・ハラスメント	<p>職権などのパワーを背景にして、本来の業務の範疇を超えて、継続的に人格と尊厳を侵害する言動を行い、就業者の働く関係を悪化させ、あるいは雇用不安を与えることをいう。うつ病などのメンタルヘルス不調の原因となることもある。</p>
病児・病後児保育	<p>病気あるいは病気回復期で集団保育が困難な子どもで、保護者が仕事等の都合のため家庭で保育ができない場合、一時的に施設で保育する制度。事前登録と医師の診察が必要。</p>
フレックスタイム	<p>変形労働時間制の 1 つで、1 か月以内の一定期間（清算期間）における総労働時間をあらかじめ定めておき、労働者はその枠内で各日の始業及び終業の時刻を自主的に決定し働く制度で、労働者がその生活と業務の調和を図りながら、働くことにより、労働時間を短縮しようとするもの。</p>
「北京宣言」及び「行動綱領」	<p>平成 7 年（1995 年）に北京で開催された第 4 回世界女性会議で採択されたもので、「行動綱領」は 21 世紀に向けての各国政府の女性政策の指針を示している。12 の重大問題領域（1 貧困、2 教育と訓練、3 健康、4 女性に対する暴力、5 女性と武力抗争、6 経済、7 権力及び意志決定、8 女性の地位向上のための制度的な仕組み、9 人権、10 メディア、11 環境、12 女児（少女））があげられ、それぞれについて戦略目標ととるべき行動が提示されている。また、「北京宣言」では、女性の地位向上とエンパワーメントを一層前進させるため、効果的、効率的かつ相互に補強し合うジェンダーに敏感な政策及びプログラムを計画・実施・監視することが必要であると宣言している。</p>
ポジティブ・アクション（積極的改善措置）	<p>様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していくものである。</p> <p>積極的改善措置の例としては、国の審議会等委員への女性の登用のための目標の設定や、女性国家公務員の採用・登用の促進等が実施されている。</p> <p>男女共同参画社会基本法では、積極的改善措置は国の責務として規定され、また、国に準じた施策として地方公共団体の責務にも含まれている。</p>
<b>ま行</b>	
マタニティ・ハラスメント	<p>働く女性が妊娠・出産に関連し職場において受ける精神的・肉体的いやがらせのこと。妊娠中や産休後に会社で受ける「心無い言葉・行動」「解雇や契約打ち切り、自主退職への誘導」が主な行為である。</p>

メディア・リテラシー	インターネットなどから受け取った情報を主体的に読み取る能力や、情報を取捨選択する能力を指す。インターネットの普及などによって情報が氾濫し、中には偏った情報や誤った情報も多い。情報をうのみにせず、情報の意図するところや真偽を判断する能力が重要となっている。
<b>や行</b>	
ヤングケアラー	家族の介護や、その他の日常生活上の世話を過度に行なっている子ども・若者のこと。障がいや病気のある家族に代わり、買い物や料理、洗濯などの家事をしたり、幼いきょうだいの世話をしたりしている。令和6年6月に施行された改正子ども・若者育成支援推進法で、国・地方公共団体等が支援に努めるべき対象にヤングケアラーが明記された。
<b>ら行</b>	
ライフステージ	人間の発達段階を、独特の特徴が現れるいくつかの区切りをもってとらえるもの。一般的には、胎児期、乳児期、幼児期、児童期、青年期、成人期、老年期のように区分されている。
ライフスタイル	生活様式のことだが、衣食住だけでなく、交際や娯楽なども含む暮らしぶり、さらには、生活に対する考え方や習慣なども含まれ、文化とほぼ同じ意味を持っている。
リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康・権利）	平成6年（1994年）の国連の国際人口・開発会議において掲げられた概念であり、女性の人權の重要なひとつとして認識されている。リプロダクティブ・ヘルスとは、生涯を通じて身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指し、リプロダクティブ・ライツは女性自らの意思で子どもの数、出産間隔、出産する時期を自由にかつ責任をもって決定することが可能な権利のこと。
6次産業化	農林水産業・農山漁村と2次産業・3次産業を融合・連携させることにより、農林水産物を始めとする農山漁村の多様な「資源」を利活用し、新たな付加価値を生み出す地域ビジネスや新産業を創出すること。
<b>わ行</b>	
ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）	一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。

# 7 男女共同参画社会基本法

(平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号)

改正

平成 11 年 7 月 16 日 法律第 102 号

同 11 年 12 月 22 日 同 第 160 号

令和 7 年 6 月 27 日 同 第 80 号

## 前文

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

## 第一章 総則

### (目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

### (定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

### (男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

## 第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
  - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

（都道府県男女共同参画計画等）

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
  - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（連携及び協働の促進）

第十八条 国及び地方公共団体は、国、地方公共団体、男女共同参画社会の形成の促進に関する活動を行う民間の団体その他の関係者が相互に連携と協働を図ることにより男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の効果的な推進が図られることに鑑み、これらの者の間における協議の促進その他の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、前項の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を推進するための拠点としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するように努めるものとする。

(人材の確保等)

第十八条の二 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定及び実施に関する業務並びに民間の団体が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動に従事する人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるように努めるものとする。

(調査研究)

第十八条の三 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の国及び地方公共団体の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定及び実施に資する調査研究を推進するように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第十九条 国は、前三条に定めるもののほか、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を支援するため、助言、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第二十条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

### 第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
  - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (平成十一年六月二三日法律第七八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

(経過措置)

第三条 略

附 則 (平成十一年七月十六日法律第百二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日=平成十三年一月六日)

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成十一年十二月二十二日法律第百六十号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

附 則 （令和七年六月二十七日法律第八十号）

(施行期日)

1 この法律は、独立行政法人男女共同参画機構法（令和七年法律第七十九号）の施行の日から施行する。

ただし、第一条及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(政令への委任)

2 この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

## 8 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成十三年法律第三十一号)

最終改正：令和七年法律第八十四号

### 前文

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

### 第一章 総則

#### (定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

#### (国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の保護（被害者の自立を支援することを含む。以下同じ。）を図る責務を有する。

### 第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

#### (基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- 三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な国、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- 三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な当該都道府県、関係地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

## 第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する女性相談支援センターその他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
- 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

6 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（女性相談支援員による相談等）

第四条 女性相談支援員は、被害者の相談に応じ、必要な援助を行うことができる。

（女性自立支援施設における保護）

第五条 都道府県は、女性自立支援施設において被害者の保護を行うことができる。

（協議会）

第五条の二 都道府県は、単独で又は共同して、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、関係機関、関係団体、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関連する職務に従事する者その他の関係者（第五項において「関係機関等」という。）により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織するよう努めなければならない。

2 市町村は、単独で又は共同して、協議会を組織することができる。

3 協議会は、被害者に関する情報その他被害者の保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、被害者に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。

4 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

5 協議会は、第三項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

（秘密保持義務）

第五条の三 協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第五条の四 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

### 第三章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第六条配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（苦情の適切かつ迅速な処理）

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

#### 第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知してする脅迫（以下この章において「身体に対する暴力等」という。）を受けた者に限る。以下この条並びに第十二条第一項第三号及び第四号において同じ。）が、配偶者（配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条及び第十二条第一項第二号から第四号までにおいて同じ。）からの更なる身体に対する暴力等により、その生命又は心身に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して一年間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないことを命ずるものとする。

2 前項の場合において、同項の規定による命令（以下「接近禁止命令」という。）を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、被害者に対して次に掲げる行為をしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、文書を送付し、通信文その他の情報（電気通信（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第一号に規定する電気通信をいう。以下この号及び第六項第一号において同じ。）の送信元、送信先、通信日時その他の電気通信を行うために必要な情報を含む。以下この条において「通信文等」という。）をファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールの送信等をする事。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、通信文等をファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールの送信等をする事。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。）に係る記録媒体その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

九 その承諾を得ないで、その所持する位置情報記録・送信装置（当該装置の位置に係る位置情報（地理空間情報活用推進基本法（平成十九年法律第六十三号）第二条第一項第一号に規定する位置情報をいう。以下この号及び次号において同じ。）を記録し、又は送信する機能を有する装置で政令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）（第十一号に規定する行為がされた位置情報記録・送信装置を含む。）により記録され、又は送信される当該位置情報記録・送信装置の位置に係る位置情報を政令で定める方法により取得すること。

十 その承諾を得ないで、その所持する位置特定用識別情報送信装置（当該装置を識別する情報を送信する機能を有し、当該装置の周辺において当該情報を受信した識別情報送受信装置（位置情報記

録・送信装置その他の装置であつて、当該情報を受信し、及び送信する機能を有するものをいう。)の位置に係る位置情報を利用して、その所在する地点又は区域の位置を特定するために用いられる装置をいう。以下この号及び次号において同じ。) (同号に規定する行為がされた位置特定用識別情報送信装置を含む。)の位置に係る位置情報を取得すること。

十一 その承諾を得ないで、その所持する物に位置情報記録・送信装置又は位置特定用識別情報送信装置(以下この号において「位置情報記録・送信装置等」という。)を取り付けること、位置情報記録・送信装置等を取り付けた物を交付することその他その移動に伴い位置情報記録・送信装置等を移動し得る状態にする行為として政令で定める行為をすること。

3 第一項の場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであつて、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと及び当該子に対して前項第二号から第十一号までに掲げる行為(同項第五号に掲げる行為にあつては、電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することに限る。)をしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項の場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。

6 第二項第四号及び第五号の「電子メールの送信等」とは、次の各号のいずれかに掲げる行為(電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することを除く。)をいう。

一 電子メール(特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(平成十四年法律第二十六号)第二条第一号に規定する電子メールをいう。)その他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信の送信を行うこと。

二 前号に掲げるもののほか、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて、内閣府令で定めるものを用いて通信文等の送信を行うこと。

(退去等命令)

第十条の二 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この条及び第十八条第一項において同じ。）が、配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であった者。以下この条、第十二条第二項第二号及び第十八条第一項において同じ。）から更に身体に対する暴力を受けることにより、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大いときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して二月間（被害者及び当該配偶者が生活の本拠として使用する建物又は区分建物（不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第二条第二十二号に規定する区分建物をいう。）の所有者又は賃借人が被害者のみである場合において、被害者の申立てがあつたときは、六月間）、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

（管轄裁判所）

第十一条 接近禁止命令及び前条の規定による命令（以下「退去等命令」という。）の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 接近禁止命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力等が行われた地

3 退去等命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地（接近禁止命令等の申立て等）

第十二条 接近禁止命令及び第十条第二項から第四項までの規定による命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力等を受けた状況（当該身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であつて、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けたときにあつては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けた状況を含む。）

二 前号に掲げるもののほか、配偶者からの更なる身体に対する暴力等により、生命又は心身に重大な危害を受けるおそれが大いと認めるに足りる申立ての時ににおける事情

三 第十条第三項の規定による命令（以下この号並びに第十七条第三項及び第四項において「三項命令」という。）の申立てをする場合にあつては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該三項命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあつては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

八 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

二 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 退去等命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況（当該身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であって、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けたときであっては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況を含む。）

二 前号に掲げるもののほか、配偶者から更に身体に対する暴力を受けることにより、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情

三 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前二号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

八 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

二 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

3 前二項の書面（以下「申立書」という。）に第一項第五号イから二まで又は前項第三号イから二までに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、第一項第一号から第四号まで又は前項第一号及び第二号に掲げる事項についての申立人の供述を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十三条第一項又は第五十九条第三項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、接近禁止命令、第十条第二項から第四項までの規定による命令及び退去等命令（以下「保護命令」という。）の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イから二まで又は同条第二項第三号イから二までに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し、又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（期日の呼出し）

第十四条の二 保護命令に関する手続における期日の呼出しは、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によってする。

2 呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知以外の方法による期日の呼出しをしたときは、期日に出頭しない者に対し、法律上の制裁その他期日の不遵守による不利益を帰す

ることができない。ただし、その者が期日の呼出しを受けた旨を記載した書面を提出したときは、この限りでない。

（公示送達の方法）

第十四条の三 保護命令に関する手続における公示送達は、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。

（電子情報処理組織による申立て等）

第十四条の四 保護命令に関する手続における申立てその他の申述（以下この条において「申立て等」という。）のうち、当該申立て等に関するこの法律その他の法令の規定により書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次項及び第四項において同じ。）をもってするものとされているものであって、最高裁判所の定める裁判所に対してするもの（当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に対してするものを含む。）については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織（裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第三項において同じ。）と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を用いてすることができる。

2 前項の規定によりされた申立て等については、当該申立て等を書面等をもってするものとして規定した申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもってされたものとみなして、当該申立て等に関する法令の規定を適用する。

3 第一項の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。

4 第一項の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規定により署名等（署名、記名、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。以下この項において同じ。）をすることとされているものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。

5 第一項の規定によりされた申立て等が第三項に規定するファイルに記録されたときは、第一項の裁判所は、当該ファイルに記録された情報の内容を書面に出力しなければならない。

6 第一項の規定によりされた申立て等に係るこの法律その他の法令の規定による事件の記録の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付は、前項の書面をもってするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イから二まで又は同条第二項第三号イから二までに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、

申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により接近禁止命令の効力の停止を命ずる場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が接近禁止命令を取り消す場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。接近禁止命令又は第十条第二項から第四項までの規定による命令にあっては接近禁止命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日以後において、退去等命令にあっては当該退去等命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した日以後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、接近禁止命令を発した裁判所が前項の規定により当該接近禁止命令を取り消す場合について準用する。

3 三項命令を受けた者は、接近禁止命令が効力を生じた日から起算して六月を経過した日又は当該三項命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日のいずれか遅い日以後において、当該三項命令を発した裁判所に対し、第十条第三項に規定する要件を欠くに至ったことを理由として、当該三項命令の取消しの申立てをすることができる。

4 裁判所は、前項の取消しの裁判をするときは、当該取消しに係る三項命令の申立てをした者の意見を聴かななければならない。

5 第三項の取消しの申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

6 第三項の取消しの裁判は、確定しなければその効力を生じない。

7 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、第一項から第三項までの場合について準用する。

(退去等命令の再度の申立て)

第十八条 退去等命令が発せられた後に当該発せられた退去等命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする退去等命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の期間までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の退去等命令を再度発する必要があると認めべき事情があるときに限り、退去等命令を発するものとする。ただし、当該退去等命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該退去等命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第二項各号列記以外の部分中「事項」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情」と、同項第三号中「事項に」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情に」と、同条第三項中「事項に」とあるのは「事項並びに第十八条第一項本文の事情に」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

第二十条 削除

(民事訴訟法の準用)

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第一編から第四編までの規定（同法第七十一条第二項、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第百十一条、第一編第七章、第三百三十三条の二第五項及び第六項、第三百三十三条の三第二項、第百五十一条第三項、第百六十条第二項、第百八十五条第三項、第二百五条第二項、第二百十五条第二項、第二百二十七条第二項並びに第二百三十二条の二の規定を除く。）を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

下欄（省略）

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う女性相談支援センターの運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

二 第三条第三項第三号の規定に基づき女性相談支援センターが行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市町村は、第四条の規定に基づき市町村が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市町村が前条第二項の規定により支弁した費用

## 第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定(同条を除く。)中「配偶者からの暴力」とあるのは、「特定関係者からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

下欄(略)

## 第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項まで及び第十条の二の規定によるものを含む。第三十一条において同じ。）に違反した者は、二年以下の拘禁刑又は二百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第三条第五項又は第五条の三の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第三十一条 第十二条第一項若しくは第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項若しくは第二項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則〔抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。



---

---

山江村第4期男女共同参画基本計画  
(2026年度～2030年度)

---

令和8(2026)年3月

発行・編集

熊本県山江村 健康福祉課

〒868-8502 熊本県球磨郡山江村大字山田甲 1356-1

T E L 0966-23-3978 F A X 0966-24-5669

---



